

海津市第2次総合計画

《素案》

平成28年11月
岐阜県海津市

目 次

第1部 総論

第1章

計画の策定にあたって	第1節	計画策定の趣旨	- 01
	第2節	計画の性格と役割	- 02
	第3節	計画の構成と期間	- 02

第2章

海津市の姿	第1節	位置・地勢	- 03
	第2節	人口	- 04
	第3節	産業	- 05
	第4節	財政	- 06
	第5節	市民意向	- 07

第3章

まちづくりの主要課題			- 09
------------	--	--	------

第2部 基本構想

第1章

海津市の将来像	第1節	将来像	- 15
	第2節	目標人口	- 16
	第3節	土地利用の基本方針	- 17

第2章

まちづくりの基本的方向性	第1節	基本目標と施策の大綱	- 19
	第2節	重点施策	- 25

第3部 基本計画

基本目標1 だれもが健康で 笑顔あふれる まちづくり

1-1 地域医療の推進	- 30
1-2 健康づくりの推進	- 32
1-3 子育て支援の充実	- 34
1-4 障がい者(児)福祉の充実	- 36
1-5 高齢者福祉の推進	- 38
1-6 母子・父子福祉の充実	- 40
1-7 地域福祉の推進	- 42
1-8 社会保障制度の健全な運用	- 44

基本目標2 安全で快適な 住み良い まちづくり

2-1 計画的な土地利用の推進	- 48
2-2 交通網の整備	- 50
2-3 防犯対策・交通安全対策の充実	- 52
2-4 住環境の整備	- 54
2-5 防災対策の充実	- 56
2-6 消防・救急体制の充実	- 58
2-7 上・下水道等の整備	- 60
2-8 公園・緑地の整備	- 62
2-9 自然環境の保全	- 64

基本目標3 個性と創造性を培う ころ豊かな まちづくり

3-1 学校教育環境の充実	- 68
3-2 生涯学習環境の充実	- 70
3-3 青少年の健全育成支援	- 72
3-4 文化の振興	- 74
3-5 スポーツ活動の振興	- 78
3-6 地域間交流・多文化共生の推進	- 80

基本目標4 自然と調和のとれた 賑わいと活力のある まちづくり

4-1 農林漁業の振興	- 84
4-2 商業の振興	- 88
4-3 工業の振興	- 90
4-4 観光の振興	- 92
4-5 働きやすい職場づくりの促進	- 94

基本目標5 協働による 自主的・自立的な まちづくり

- 5-1 市民参画・協働自治の推進 - 98
- 5-2 平等な社会の推進 - 100
- 5-3 地域情報化・電子自治体の推進 - 102
- 5-4 広域的な連携体制の確保 - 104
- 5-5 効率的な行財政運営の推進 - 108

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

わが国は、少子高齢化の進行と本格的な人口減少社会の到来を迎えました。また、地域間格差・都市間競争の激化や地方財政状況の深刻化、度重なる大規模自然災害の発生とそれによる危機管理意識の変化、情報通信技術の著しい進歩、ライフスタイルの多様化等、暮らしをとりまく状況は大きく変化しています。

海津市(以下、「本市」という。)は、平成17年3月に海津町、平田町、南濃町の3町が合併し、県内21番目の市として誕生しました。その後、平成18年度に新市として一体的なまちづくりを計画的に進めるための指針となる「海津市総合開発計画」を策定しました。

「海津市総合開発計画」に基づき市政運営を進めてきた平成19年度から平成28年度は、「協働が生みだす 魅力あふれるまち 海津」を将来像として、市民と行政の連携・協働による魅力の創出をテーマにまちづくりを進めてきました。

本市においては、合併以前からの人口減少・少子高齢化が進行しており、地域活力の衰退が懸念されるなかで、市民と行政の連携・協働を基本として本市の特性を活かした、自律的で持続的な社会の形成を目指す「地方創生」の取り組みが求められています。

こうした時代の潮流や課題を踏まえた上で、未来に向かって歩き続けるために、本市が目指す望ましい将来とこれを実現するためのまちづくりの基本的な方向を示す「海津市第2次総合計画」を策定します。

第2節 計画の性格と役割

地方自治法に基づき策定することが義務づけられていた市町村の総合計画(基本構想)は、平成23年5月の地方自治法改正により、策定義務はなくなり、策定および議会の議決を経るかどうかは、市町村の独自の判断に委ねられることとなりました。しかし、策定義務はなくなったものの、本市では、総合計画がまちづくりの総合的な方針の役割を果たすことから、総合計画の策定を海津市総合計画策定条例で定めました。

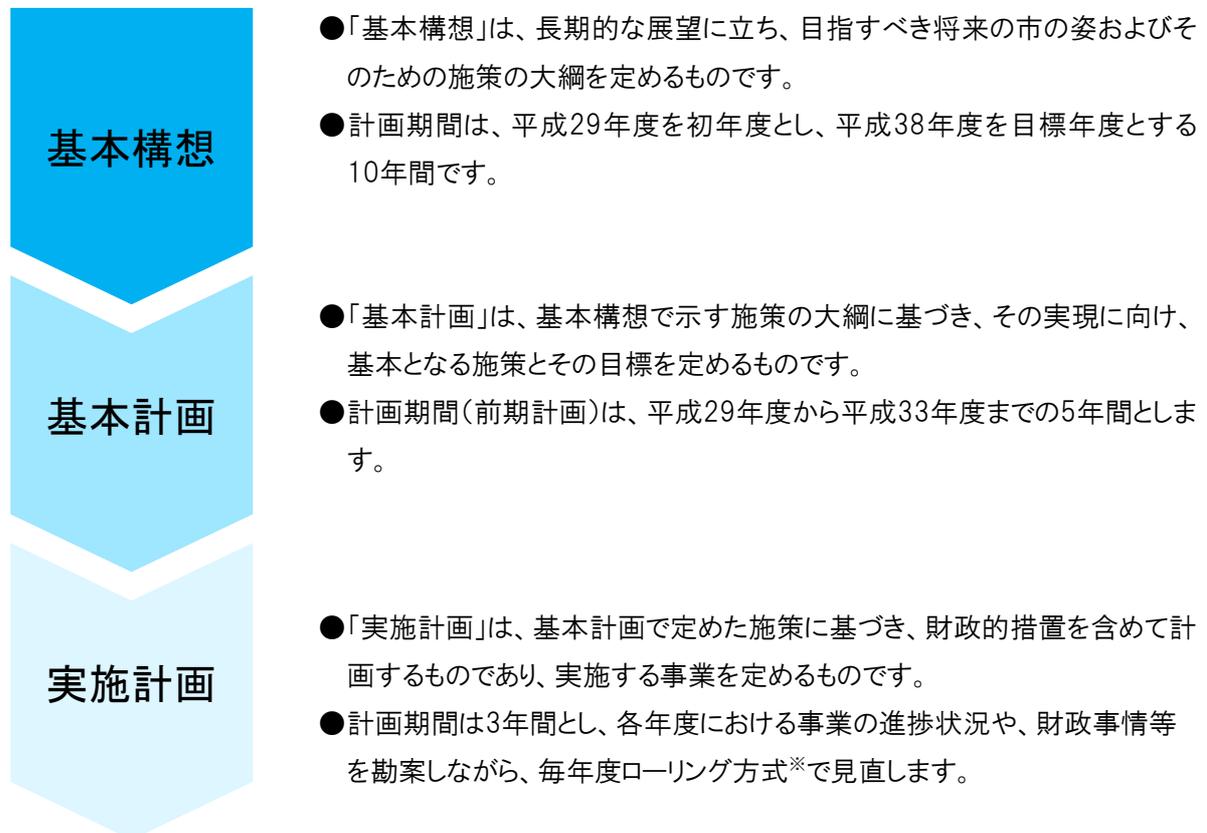
「海津市第2次総合計画」は、本市のあるべき姿と進むべき方向を明らかにし、望ましい将来のまちづくりを実現するため、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画であり、国土強靱化地域計画[※]とともにまちづくりの最上位計画となります。

また、「海津市第2次総合計画」は、市民と行政が「協働・連携」してまちづくりを進めるための共通の指針となるものです。

[※]国土強靱化地域計画：地域の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画

第3節 計画の構成と期間

「海津市第2次総合計画」は、「基本構想」、「基本計画」および「実施計画」で構成します。



[※]ローリング方式：現実と長期計画のズレを埋めるために、施策・事業を見直しや部分的な修正を、毎年転がすように定期的に行う手法

第2章 海津市の姿

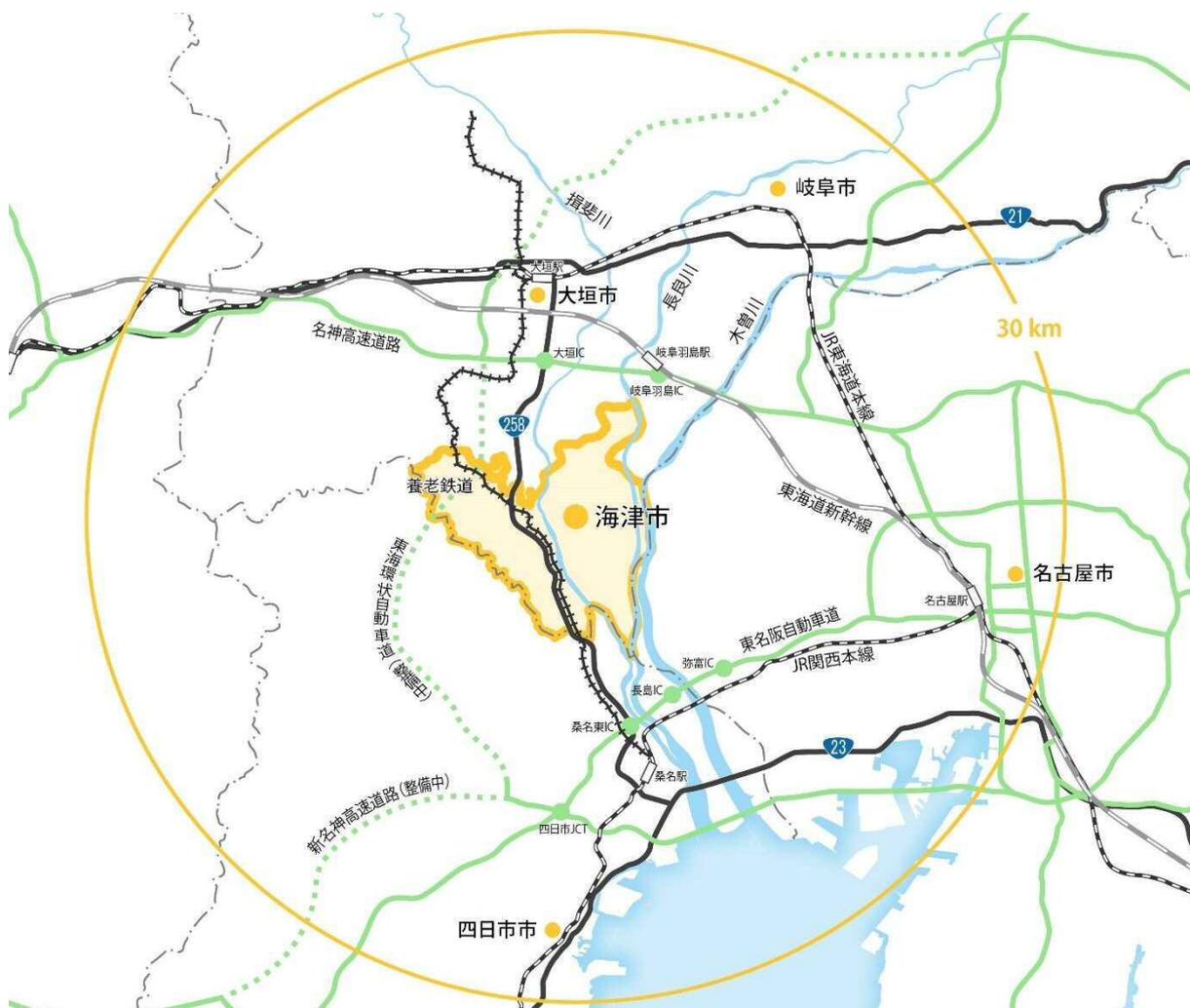
第1節 位置・地勢

本市は、岐阜県の最南端に位置しており、西部は三重県いなべ市に、南部は三重県桑名市に、東部は木曾・長良川に沿って愛知県愛西市、稲沢市に、北部は養老町、輪之内町、羽島市に接しています。

本市は、交通、産業、物流等の広域的な拠点である名古屋市や岐阜市、四日市市が30km圏内に位置しており、国道258号と養老鉄道養老線が南北に通っています。

地勢としては、中央部を流れる揖斐川から東側の地域では長良川との間に輪中が形成され、平地が広がり、揖斐川から西側は急峻な養老山地と裾野に広がる扇状地・平地からなっています。

東西方向：約13km
南北方向：約17km
総面積：112.03km²



第2節 人口

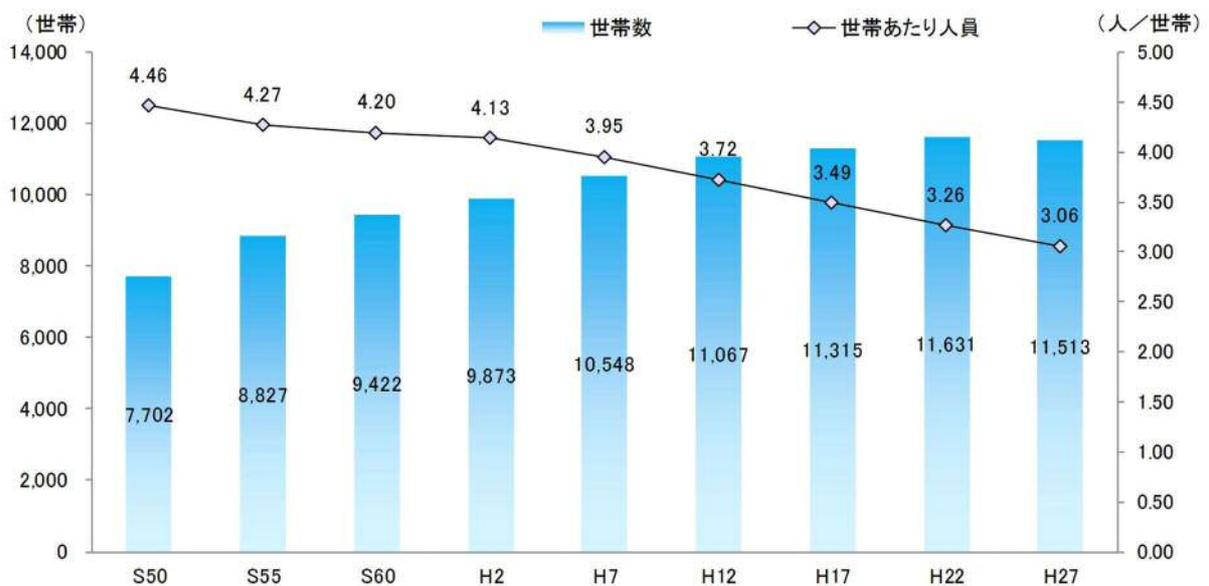
平成27年の国勢調査によると、本市の人口は35,206人となっています。昭和50年からの推移をみると、昭和50年から平成7年までは増加傾向にありましたが、その後は減少に転じています。

一方、世帯数は増加傾向にあり、平成27年は11,513世帯となっています。こうしたことから、1世帯あたりの人員は減少傾向にあり、平成27年は3.06人となり、核家族化が進んでいることがうかがえます。

▼人口推移



▼世帯数推移



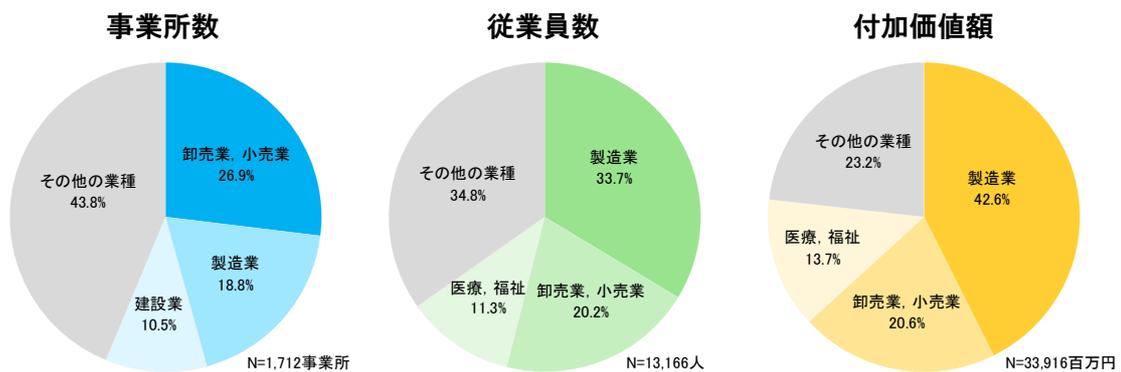
出典:国勢調査

第3節 産業

本市は、製造業と卸売業・小売業が盛んであり、市内産業に占める割合は、事業所数が計45.7%、従業員数が計53.9%、付加価値額が計63.2%と、本市の雇用創出、経済活力向上に寄与しています。

また、製造業の中でもプラスチック製品製造業、繊維工業、金属製品製造業の事業所が多く、本市の地域経済の中核となっています。

▼産業の状況(上位3業種)



▼産業の状況(全業種)

	事業所数(事業所)		従業者数(人)		付加価値額(百万円)	
		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
製造業	322	18.8	4,433	33.7	14,452	42.6
卸売業, 小売業	461	26.9	2,666	20.2	6,975	20.6
医療, 福祉	96	5.6	1,486	11.3	4,631	13.7
建設業	180	10.5	979	7.4	3,133	9.2
運輸業, 郵便業	44	2.6	659	5.0	1,230	3.6
宿泊業, 飲食サービス業	170	9.9	1,025	7.8	1,229	3.6
サービス業(他に分類されないもの)	141	8.2	451	3.4	704	2.1
生活関連サービス業, 娯楽業	133	7.8	517	3.9	639	1.9
学術研究, 専門・技術サービス業	34	2.0	101	0.8	307	0.9
農業, 林業	10	0.6	149	1.1	188	0.6
教育, 学習支援業	35	2.0	100	0.8	174	0.5
不動産業, 物品賃貸業	38	2.2	168	1.3	154	0.5
金融業, 保険業	18	1.1	218	1.7	51	0.2
鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	0.1	11	0.1	33	0.1
複合サービス事業	22	1.3	167	1.3	7	0.0
情報通信業	5	0.3	15	0.1	5	0.0
漁業	2	0.1	21	0.2	4	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	1,712	100.0	13,166	100.0	33,916	100.0

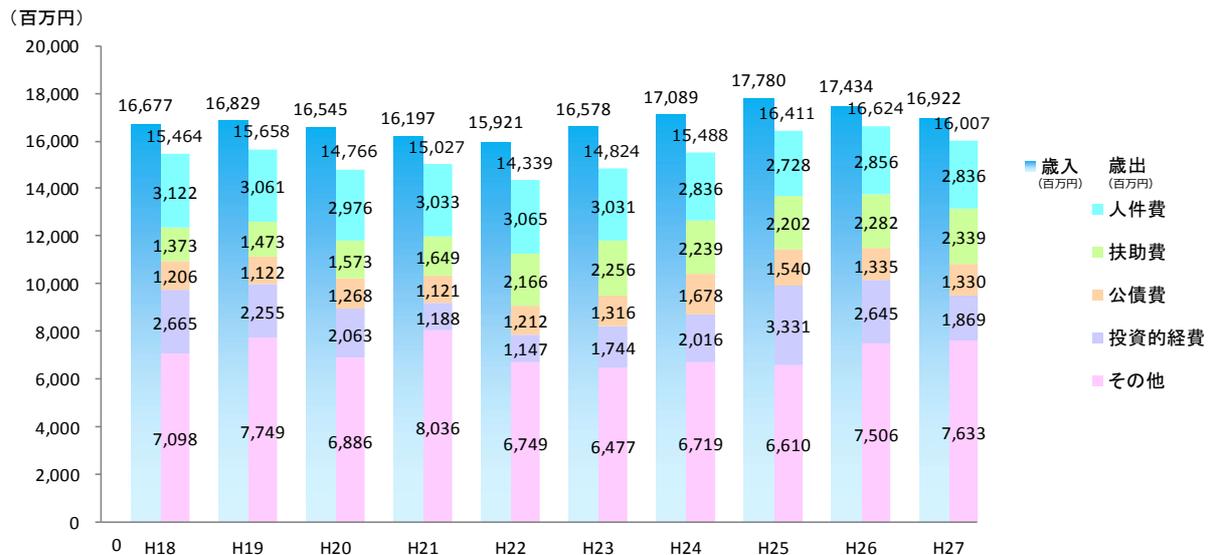
出典:平成24年経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省)

第4節 財政

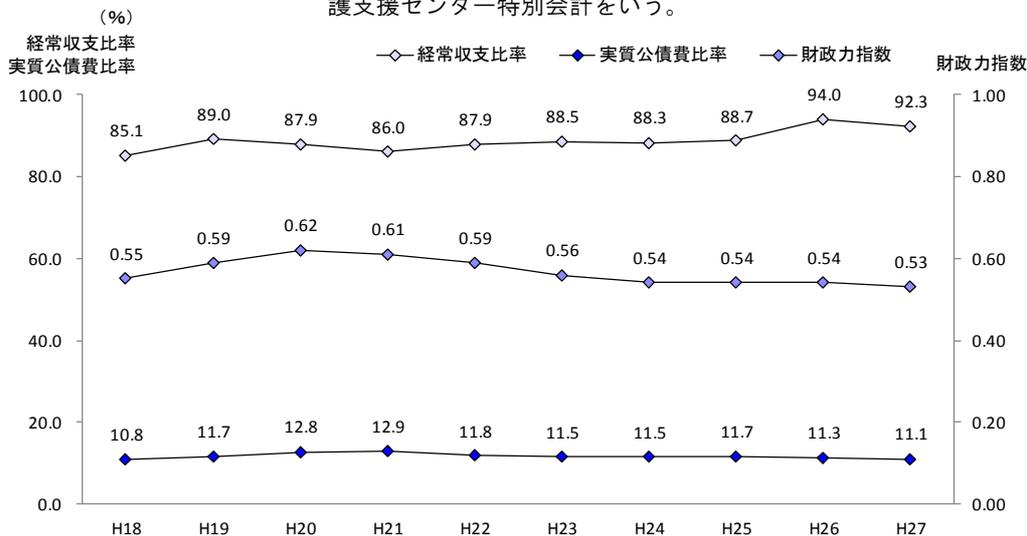
本市の歳入額および歳出額は、概ね160億円から170億円で推移しています。

実質公債費比率は、平成21年度をピークに低下していますが、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は90%を超え、財政の硬直化が一層進展してきている状況にあり、厳しい財政状況が続いているといえます。

▼財政の状況（普通会計※）



※普通会計とは、地方財政統計上、統一的に用いられる会計で、一般会計、クレール平田運営特別会計、月見の里南濃運営特別会計、介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計をいう。



経常収支比率：地方自治体の財政の弾力性を示す指標であり、経常一般財源に対する経常的支出が占める割合

実質公債費比率：経常一般財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額に充当されるものの占める割合

財政力指数：地方自治体の財政力を示す指数であり、自治体基準財政収入額を基準財政需要額で除した指標

出典：総務省 地方財政状況調査／財政力指数、経常収支比率、実質公債比率
海津市財政決算(各年)／歳入・歳出

第5節 市民意向

海津市第2次総合計画の策定にあたり、幅広く市民の声を聞き、今後の施策に反映するため、市民アンケート調査を実施しました。

【実施要領】

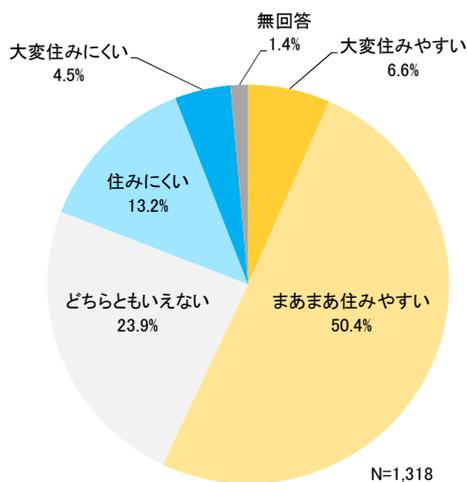
調査期間	平成27年10月23日(金)～11月6日(金)
調査対象	平成27年9月現在の住民基本台帳から無作為に抽出した、15歳以上の市民計3,000人
調査方法	郵送配布、郵送回収
回収状況	[配布数]3,000票 [有効回答数]1,318票 [回収率]43.9%

【住みやすさ・定住意向について】

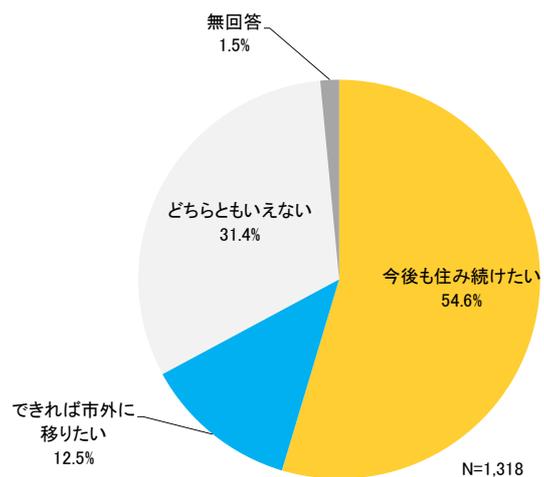
住みやすさについては、「まあまあ住みやすい(50.4%)」が最も多く、次いで「どちらともいえない(23.9%)」が多くなっています。「大変住みやすい(6.6%)」と「まあまあ住みやすい(50.4%)」を合わせると57.0%となり、半数以上を占めています。

定住意向については、「今後も住み続けたい(54.6%)」が最も多く、半数以上を占めています。しかし、「できれば市外に移りたい(12.5%)」との意向も一定数みられます。

▼住みやすさ



▼定住意向

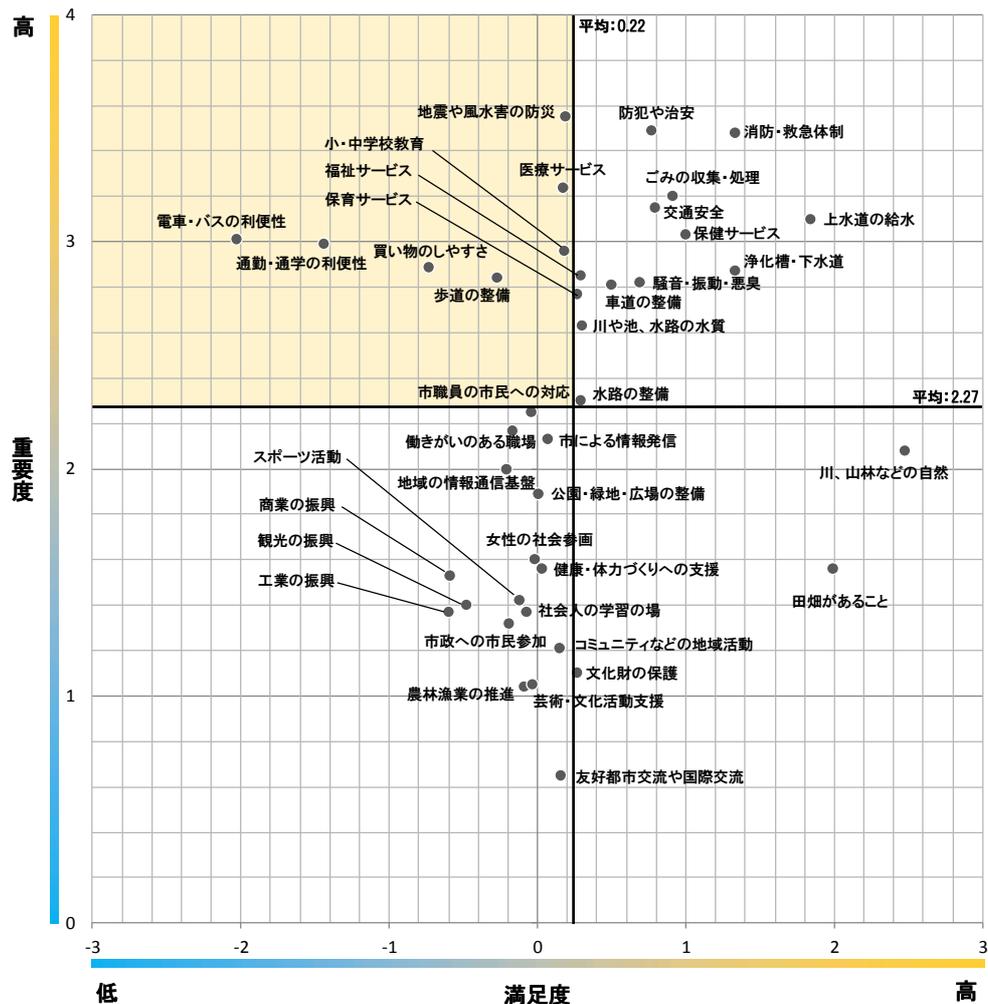


【暮らしやすさに関する満足度および重要度】

「川、山林などの自然」は、満足度が最も高く、「上水道の給水」「消防・救急体制」は、満足度・重要度がともに高くなっています。

「電車・バスの利便性」「通勤・通学の利便性」「買い物のしやすさ」は、重要度が高い一方で、満足度が低くなっています。

▼暮らしやすさの満足度・重要度



※40項目の満足度および重要度は、最大値を5、最小値を-5として評価している。算出方法は、評価ごとに点数をつけ、重みづけをしている。評価ごとの点数は以下のとおりである。

満足度	重要度	点数
満足	重要	5点
まあ満足	やや重要	2点
どちらともいえない	どちらともいえない	0点
やや不満	あまり重要でない	-2点
不満	重要でない	-5点

第3章 まちづくりの主要課題

本市をとりまく社会情勢や市民意向等を踏まえ、まちづくりの主要な課題を整理します。

1 「だれもが安心を実感できる生活サポートの充実」

が求められています。

▶ 子育て世代のニーズに対応した子育て環境の充実

わが国では、女性の社会進出や子育てと仕事の両立の難しさ、子育てコストの増大による経済的な負担等の理由により出生数が減少し、少子化が進行しています。国民の希望がなかった場合の出生率である希望出生率は1.8とされていますが、2015年の人口動態統計によると合計特殊出生率は1.46となっています。

本市においても、出生数の減少は顕著であり、合計特殊出生率※は1.13と岐阜県の1.42と比べても低い状況にあります。また、市民ニーズとして、子育て家庭の経済的な負担の軽減、育児休暇・援助の充実を求める意見が多くなっています。少子化がますます深刻化するなか、子育て世代が安心して妊娠・出産・子育てできる地域づくりを進める必要があります。

※出典：西濃地域の公衆衛生2015(平成26年統計)

▶ いつまでも健康で暮らせる医療・福祉サービスの充実

医療技術の発展や団塊世代の高齢化等を背景として、わが国は世界的にも例を見ないスピードで高齢化が進行しており、4人に1人が高齢者という時代を迎えています。

本市の高齢者人口の割合※は29.1%(平成27年度)と、全国平均の26.6%(平成27年度)よりやや高い状況にあり、さらに増加するものと考えられます。こうした状況に対し、本市では介護予防や高齢者福祉サービスの充実に努めてきましたが、今後とも超高齢社会を見据えた医療・福祉サービスの充実や地域で相互に助け合う仕組みづくりが必要となります。

※出典：国勢調査

2

「住みやすい、住みたいと思われ、選ばれる生活環境の創出」

が求められています。

▶ 安全な都市環境の整備、防災・減災対策の推進

平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震といった大規模地震や平成26年の豪雨による広島での土砂災害、平成27年の関東・東北豪雨等、大規模災害が多発しており、市民の安心・安全に対する意識の高まりがみられます。

木曾三川の下流域に位置する本市では、古くから輪中堤を築くなどして水害と闘ってきました。揖斐川・長良川の堤防が決壊した場合、広い範囲での浸水が想定され、養老山地では潜在的に土砂災害の危険性があります。また、南海トラフ巨大地震等による家屋の倒壊や液状化による被害が懸念される他、津波による影響も無視できません。このため、災害に強い強靱なまちづくりや地域が主体となった防災・減災対策の推進が求められています。

▶ 充実した交通網による利便性の向上

本市は、山や川といった地勢の関係で東西の交通網が制限されており、名古屋都市圏等への広域的な交通アクセスがやや不利な状況にあります。しかし、東海環状自動車道の海津スマートインターチェンジ(仮称)(以下、「インターチェンジ」という。)が整備されることで、広域的な交通アクセス性の向上が期待されます。そのため、インターチェンジの整備効果を十分に発揮できるよう、広域幹線道路や生活道路の計画的な整備、維持・管理が必要となっています。

公共交通は、高齢者等の交通弱者にとって不可欠な移動手段ですが、現状としてコミュニティバス・デマンド交通等の充実・改善や鉄道の利用拡大の促進を求める意見が多数あります。高齢化の進行に伴い、家用自動車を運転することができない交通弱者の増加が予測される他、観光客等他のニーズも配慮した運行形態とし、利便性の向上を図る必要があります。

▶ 住み心地の良い住環境の整備

全国的に、農業の後継者不足による耕作放棄地や人口減少、世帯分離を背景とした空き家の増加がみられます。耕作放棄地や空き家等は管理が不十分であることから、所有者本人だけの問題にとどまらず、周辺の市民の生活環境への影響も懸念されます。本市でも、耕作放棄地や空き家の放置が深刻化しつつあることから、周辺の市民の住み良い生活環境を守る上でも適切な対応が必要となっています。

また、住み良い生活環境の創出のため、道路・公園・上下水道等の都市基盤の充実が必要です。市民の意向としては、都市基盤に関する満足度は概ね高くなっていますが、財政状況が厳しさを増していることから、計画的な整備、維持・管理が求められています。

3

「地域の財産となるひとづくりと地域に根ざした文化の振興」

が求められています。

▶ 将来のまちづくりを担う子どもの教育の充実

全国的に少子化や核家族化により、人との交流が少ない子どもが増加しており、子どもだけで人間関係を築くことや意思決定することが少なくなっているため、規範意識の低下、問題行動の増加等の課題が指摘されています。

全国的な課題が指摘されるなか、本市においても、急速に変化する社会環境に対し、高い規範意識を持ち、自ら考え、判断し行動できる「生きる力」を育むために学校での教育環境の充実をはじめ、家庭、地域との連携を強化する必要があります。

▶ 地域の誇りとなる歴史の継承、文化の振興

近年、地方都市においては、地域との関わりがなく、地域に愛着の持てない若者の転出が人口減少の一つの要因として挙げられています。一方で、地域文化や風土に魅了され、地方へ転居する事例もみられます。

本市は、国の史跡である「油島千本松締切堤」、国の有形文化財である「羽根谷砂防堰堤」や天然記念物である「津屋川水系清水池ハリヨ生息地」、岐阜県の史跡である「庭田貝塚」「羽沢貝塚」、岐阜県重要無形民俗文化財である「今尾左義長」等、複数の地域の歴史に根ざした史跡や伝統行事を有しています。しかし、歴史・文化への関心の希薄化や伝統行事の後継者不足が懸念され、その継承が難しくなりつつあります。こうした先人・偉人たちが残した歴史・文化を未来へと継承するとともに、貴重な地域資源としての認識を改め、まちづくりに活用していく必要があります。

4

「地域経済を支える魅力的な産業の活性化・雇用の創出」

が求められています。

▶ 経済を支える産業と安定した雇用の創出

本市は、県内でも有数の穀倉地帯であり、米やトマト等の農産物が特産品となっています。しかし、農業就業者の減少・高齢化により、農業経営の担い手不足が懸念されています。そのため、ブランド化による付加価値の創出や販路拡大等による経営の安定化、新規就農者数の確保を図ることが求められています。

一方で、本市の地域経済は製造業が中心となってけん引しています。今後は、インターチェンジが整備されることで、企業誘致のポテンシャルが上がり、それに伴う新たな雇用の創出等の効果が期待できます。持続可能なまちづくりに向けて、こうした好機を的確にとらえ、地域に根ざした新たな産業と雇用を生み出すことが求められます。

▶ 地域資源を活かした魅力の発掘・発信

本市は、県内有数の観光資源を有しており、特に「千代保稻荷神社」(年間入込客数約176万人)、「千本松原・国営木曽三川公園」(同約155万人)には多くの観光客[※]が訪れ、賑わいをみせています。また、「木曽三川交流レガッタ」や「デ・レーケ記念交流レガッタ」といったスポーツ行事を開催しており、地域の発展・活性化や広域的な交流に寄与しています。この他、道の駅や月見の森等の施設も賑わいをみせていますが、大都市近郊に位置することや市内に宿泊施設が少ないことから日帰りの観光客が中心となっており、地域経済への波及効果を十分に取り込んでいるとは言えない状況です。

そのため、さらに観光地としての魅力を高め、市内の道の駅との連携により積極的に情報を発信することで集客力を向上させるとともに、地域経済の発展に資する新たな取り組みを進める必要があります。

※出典：H26岐阜県観光入込客統計調査

5

「まちづくりへの市民参画と効果的・効率的な行財政運営」

が求められています。

▶ まちづくりへの市民参画の促進

地方分権の進展により、地方自治体においては、これまで以上に主体性が求められており、より良いまちづくりのために市民と行政の協働がますます重要となっています。

「海津市総合開発計画」のもとで市政運営を進めてきた10年間においては、協働を最重要テーマとしており、積極的な情報提供や「かいづ夢づくり協働事業(市民提案型事業)」の推進などにより、まちづくりへの参画機会の提供に努めてきました。これらの取り組みでは、一定の成果を挙げることができたものの、市民参画が市民の意識に十分に根付いているとは言えない状況です。

今後とも、多様化・複雑化する地域の課題を解決していくためには、市民や市民団体、事業者、行政がそれぞれの役割分担のもとで、お互いにパートナーとなり、まちづくりを進める必要があります。

▶ 最小費用で最大効果を生み出す戦略的な行財政運営

低調な経済情勢が続くなか、少子高齢化、情報社会、グローバル化の進展等の社会環境の変化に対応し、市民ニーズに応えるサービスの提供を図るためには、既存の資源を最大限に活用しつつ、総合的な視点から施策を企画・実施する戦略的な行財政運営のシステムを確立する必要があります。特に、本市では、事務事業評価により、PDCA(plan-do-check-act)サイクルのもとで行政運営を図ってきましたが、人口減少による税収の減少や高齢化の進行による扶助費の増加、合併後のまちづくりによる公債費の増加を要因として、財政の硬直化が一層進んできている状況にあり、厳しい財政状況が続いています。今後も引き続き行財政改革に取り組み、安定した財政構造の構築と透明性の高い行財政運営を推進する必要があります。

また、今日の多様化、複雑化する政策課題に対応するためには、近隣等の市町等との連携も必要となっています。本市を含む西美濃地域等における共通の課題については、関係市町との連携強化を図ることで、圏域として一体的な発展を目指す必要があります。

第2部 基本構想

第1章 海津市の将来像

第1節 将来像

海津市総合開発計画に掲げる将来像「協働が生まだす 魅力あふれるまち 海津」や副題「心のオアシス都市」をもとに、その実現に向けて施策を進めてきました。これまでの施策により実現してきた海津市のまちづくりに対する市民の評価を、市民意識調査からみると、総合的にみて住みやすいと感じている人の割合の方が多くなっています。

しかし、本市でも出生率の低下や若年世代の市外への転出等を背景として、人口減少・少子高齢化が進んでいます。将来にわたり、本市が持続可能なまちであるためには、人口減少に歯止めをかけ、多世代が安心して生活できる環境づくりに取り組むことが重要となります。

また、今後東海環状自動車道にインターチェンジが新設され、広域的なアクセス性が飛躍的に向上することによる様々な効果を十分に取り込むような施策や、「千代保稲荷神社」「千本松原・国営木曾三川公園」といった観光資源を十分に活用するような施策を展開するとともに、市民・事業者・行政が一体となって住みやすい環境整備を進めていく必要があります。

そこで、人々が水と緑といった美しく潤いのある自然環境の中で安心して働き、今まで築き上げてきた教育、歴史、文化のもとで次の時代を担う子どもたちを安心して育てるとともに、インターチェンジ新設を契機として、産業振興による地域の活性化を図り、全ての人々が手を取り合い取り組む(輪でつながる)まちづくりを目指して、海津市第2次総合計画におけるまちづくりの将来像を次のように定めます。

将来像

水と緑と人がきらめく
輪でつながるまち 海津

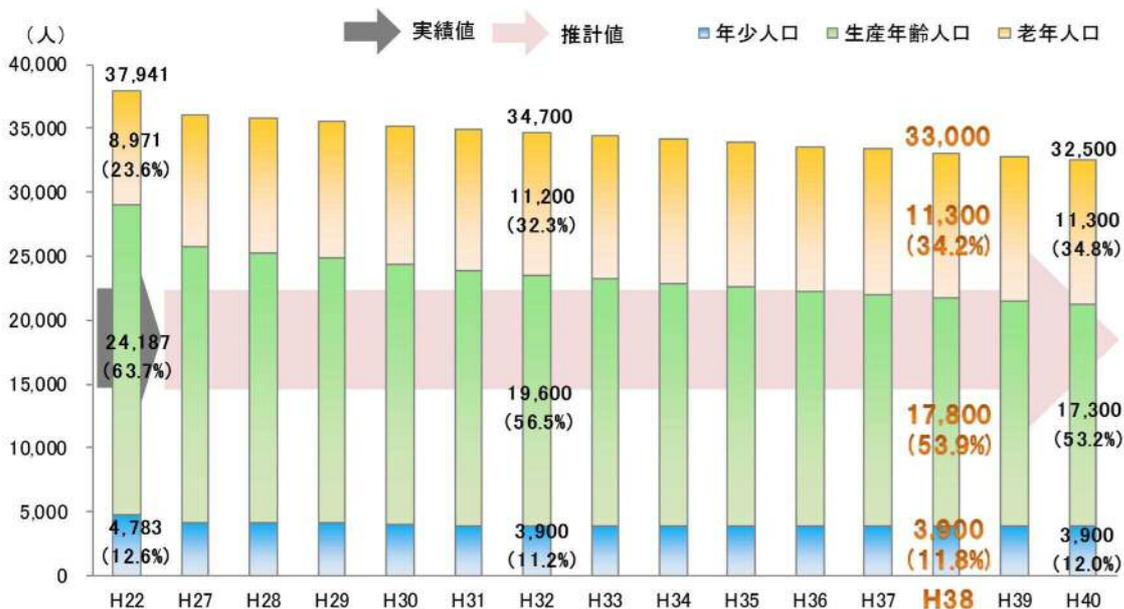
第2節 目標人口

日本が平成20年をピークとして人口減少時代へ突入し、今後も人口減少し続けると推計されているなか、本市においてはそれよりも早い平成7年(41,694人)をピークとして人口減少が続いています。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、このまま対策を講じない場合、平成52年に本市の全人口は約26,000人となる見込みです。人口減少の要因として、出生率の低下だけでなく、若年世代の就学・就職・結婚を契機とした市外への流出が、いっそう深刻化している状況があげられます。

人口減少に歯止めをかけることを重要な課題と捉え、豊かな自然環境の中で強靱なまちづくりを進めるとともに、市内で働く場を確保するための産業振興、市街地整備の推進、交流基盤の整備促進、若年世代が市内で妊娠期から安心して過ごせる子育て支援や教育環境の充実など総合的なまちづくりを推進し、目標年度である平成38年度の人口を33,000人と設定します。

目標人口

33,000人 (目標年度 平成38年度)



※将来推計は、平成27年10月に策定した「海津市人口ビジョン」と同様に、平成22年を基準として以下の仮定により算定している。

- ・合計特殊出生率: 国の長期ビジョン(2020年1.6、2030年1.8、2040年2.07)を適用
- ・人口移動: 近い将来の移動率(H22-H27)は直近の実績移動率(H17-H22)を採用し、その後は、転出ペースが緩やかであった時代を含む、長期的な移動率の平均に近づく想定

第3節 土地利用の基本方針

土地は、市民生活や産業経済活動の基礎となる重要な資源です。そこで、本市の歴史的、自然的、社会的特性を踏まえ、将来の都市像「水と緑と人がきらめく 輪でつながるまち 海津」を実現するため、長期的な展望にたつて、総合的かつ計画的な土地の利用・保全を推進します。

住宅市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ●市役所や鉄道駅周辺、住宅で形成される市街地を位置づけます。 ●住み良い環境を確保するため、計画的な都市基盤の整備、維持管理を図ります。 ●空き家や空き地については、利用・活用に努めます。
機能集積ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ●幹線道路沿道の市街地を位置づけます。 ●沿道の利便性を活かしつつ、市民生活を支える都市サービス機能の維持・集積を図ります。 ●インターチェンジの整備に伴う企業進出等の土地需要については、周辺の自然環境や営農環境に配慮しつつ、用地確保を図ります。
農地保全・集落整備ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ●本市の大部分を占める優良な農地および集落を位置づけます。 ●集落においては、地域生活を支える都市基盤の維持・整備を図ります。 ●農地においては、高付加価値農業の展開、加工や販売の強化等、営農環境の維持・向上を図るとともに、田園景観の保全に努めます。
森林保全・活用ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ●市西部の養老山地を中心とする森林を位置づけます。 ●緑の森林資源を有効活用した散策ルートなど市民レクリエーション、環境教育のフィールドとして整備・充実を図ります。 ●生態系の保全、土壌保全、水源涵養、レクリエーション等の多面的な観点から、積極的な保全に努めます。
賑わい活性化ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ●千代保稲荷神社や千本松原・国営木曾三川公園、月見の森、海津温泉等、本市における主要な観光施設を位置づけます。 ●賑わいを生み出す観光の拠点として、それぞれの特色に応じた活性化を積極的に推進します。 ●個々の拠点を有機的に連携することで、賑わい創出の相乗効果を図ります。
リバーフロント・レクリエーションゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ●木曾三川の水辺空間を位置づけます。 ●自然環境との共生を図りつつ、河川敷や堤防の維持管理に努めます。 ●本市を代表する景観として、また、親水・レクリエーション空間として、自然観察やスポーツ・レクリエーション機能の維持・向上を図ります。

第2章 まちづくりの基本的方向性

第1節 基本目標と施策の大綱

まちづくりの将来像である「水と緑と人がきらめく 輪でつながるまち 海津」のもと、総合的かつ計画的な施策展開を図るため、その基本的な体系を次のとおり構成します。

水と緑と人がきらめく 輪でつながるまち 海津

基本目標 1

だれもが健康で
笑顔あふれる まちづくり
【医療・保健・福祉】

- 1-1 地域医療の推進
- 1-2 健康づくりの推進
- 1-3 子育て支援の充実
- 1-4 障がい者(児)福祉の充実
- 1-5 高齢者福祉の推進
- 1-6 母子・父子福祉の充実
- 1-7 地域福祉の推進
- 1-8 社会保障制度の健全な運用

基本目標 2

安全で快適な 住み良い
まちづくり
【都市基盤・防災・環境】

- 2-1 計画的な土地利用の推進
- 2-2 交通網の整備
- 2-3 防犯対策・交通安全対策の充実
- 2-4 住環境の整備
- 2-5 防災対策の充実
- 2-6 消防・救急体制の充実
- 2-7 上・下水道等の整備
- 2-8 公園・緑地の整備
- 2-9 自然環境の保全

基本目標 3

個性と創造性を培う
こころ豊かな まちづくり
【教育・文化】

- 3-1 学校教育環境の充実
- 3-2 生涯学習環境の充実
- 3-3 青少年の健全育成支援
- 3-4 文化の振興
- 3-5 スポーツ活動の振興
- 3-6 地域間交流・多文化共生の推進

基本目標 4

自然と調和のとれた
賑わいと活力のある まちづくり
【産業・雇用】

- 4-1 農林漁業の振興
- 4-2 商業の振興
- 4-3 工業の振興
- 4-4 観光の振興
- 4-5 働きやすい職場づくりの促進

基本目標 5

協働による
自主的・自立的な まちづくり
【協働・行財政】

- 5-1 市民参画・協働自治の推進
- 5-2 平等な社会の推進
- 5-3 地域情報化・電子自治体の推進
- 5-4 広域的な連携体制の確保
- 5-5 効率的な行財政運営の推進

基本目標1 だれもが健康で 笑顔あふれる まちづくり【医療・保健・福祉】

全ての市民が健康で安心して笑顔で暮らせるように、お互いに想い合い、支え合う医療や保健・福祉の充実を推進します。

1-1 地域医療の推進

住み慣れた地域に必要な医療サービスを受けつつ、安心して自分らしく健やかな生活が営めるよう、医療関係者と行政の連携による地域医療を推進します。

1-2 健康づくりの推進

市民一人ひとりが自ら生活習慣の改善を考え、日常から健康づくりに取り組めるよう、健康に関する情報提供や保健サービスの充実を推進します。

1-3 子育て支援の充実

子育て世代が安心して子どもを生み、育てる喜びを感じられるよう、子育て支援の充実を図るとともに、子どもの視点に立ち、子どもたちの健やかな成長が保障されるような環境の整備を推進します。

1-4 障がい者（児）福祉の充実

障がいのある人が地域の一員として安心して暮らすことができるよう、各種障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の強化を図るとともに、自立した生活を支援します。

1-5 高齢者福祉の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域でのケア体制の充実や高齢者の生きがいづくり、社会参加を推進します。

1-6 母子・父子福祉の充実

母子・父子世帯のニーズの実態把握に努め、自立した生活を営めるよう、国・県の制度に基づく各支援策を実施するとともに、精神的・経済的な安定に向けたきめ細やかな母子・父子福祉の充実に努めます。

1-7 地域福祉の推進

市民が地域でつながりをもちながら生活できるよう、市民と行政が協働し、自助・共助・公助の視点による福祉意識、ボランティア意識の啓発や地域福祉活動体制の確立を推進します。

1-8 社会保障制度の健全な運用

市民が安心して生活を営むことができるよう、国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金、介護保険制度、低所得者への支援などの各種社会保障制度の健全かつ適正な運営を推進します。

基本目標2 安全で快適な 住み良い まちづくり【都市基盤・防災・環境】

本市ならではの美しく潤いのある豊かな自然を身近に感じながら、安全・快適で暮らしやすい生活環境の形成を推進します。

2-1 計画的な土地利用の推進

歴史的、自然的、社会的特性を踏まえ、市民が快適な生活を送ることができるよう、長期的な展望のもとで、総合的かつ計画的な土地の活用、保全を推進します。

2-2 交通網の整備

広域幹線道路と生活道路は、それぞれの機能が十分に発揮できるように計画的な整備、維持・管理を推進します。また、養老鉄道や民営バス等の地域公共交通の確保・維持を目指します。

2-3 防犯対策・交通安全対策の充実

安心を実感できる生活環境の実現に向けて、市民の防犯意識や交通安全意識の高揚を促進するとともに、地域における防犯活動への支援や計画的な交通安全施設の充実を推進します。

2-4 住環境の整備

市外への転出抑制、移住・定住人口の増加に向けて、民間活力を活用しながら様々なニーズに応える住環境の整備を促進します。また、住宅ニーズの受け皿として、空き家の利活用に努めます。

2-5 防災対策の充実

大規模災害の発生に備え、ハード・ソフトの両面から対策を進めるとともに、市民、事業者、行政の連携による防災・減災体制の強化を図り、強靱なまちづくりを推進します。

2-6 消防・救急体制の充実

市民の安心・安全を守るため、行政と地域の連携による防火体制の強化を図ります。また、高齢化等を背景に増加が予想される救急・救助に対する体制の強化を推進します。

2-7 上・下水道等の整備

安全で快適な環境づくりに向けて、上・下水道施設の計画的な維持・管理・更新を推進します。また、下水道については、未普及地区の解消に向けて下水道等の污水处理施設の整備を推進します。

2-8 公園・緑地の整備

市民の交流促進、都市における防災機能の向上等の多様な観点から、誰もが気軽に利用でき、憩いの場となる公園・緑地の整備を推進します。

2-9 自然環境の保全

木曾三川や水郷地帯、養老山地等、本市独自の豊かな自然環境の保全・再生に努めます。また、環境負荷の低減に向けて、省エネルギー・省資源対策の推進、ごみの減量・再資源化等を推進します。

基本目標3 個性と創造性を培う ころ豊かな まちづくり【教育・文化】

教育環境の向上、芸術文化の振興、スポーツの環境づくり等により、本市を担う個性と創造性を培うひとづくりを推進します。

3-1 学校教育環境の充実

子どもたちが、時代の変化に柔軟に対応できる幅広い知識と視野を身につけることができるよう、小中学校はもちろん就学前教育も含め、学校施設・教育内容の充実や教職員の資質向上を推進します。

3-2 生涯学習環境の充実

市民が生涯にわたって生きがいをもち、文化的で心豊かな生活を送ることができるよう、各種学級・講座等の機会の創出や指導者の発掘・育成を推進します。

3-3 青少年の健全育成支援

世代・地域・心のつながりを強化し、青少年が健やかに育つため、愛情と思いやりを溢れた生きる喜びを感じることができる環境の充実を推進します。

3-4 文化の振興

歴史・文化を身近に感じられるまちとなるよう、優れた文化・芸術に接する機会の提供に努めるとともに、文化施設の整備、文化行事の活性化、伝統文化の継承、文化団体・グループの育成を推進します。

3-5 スポーツ活動の振興

市民が健康でいきいきとした日常生活を送ることができるよう、スポーツ環境の充実や指導者の養成・確保に努め、誰もが気軽に親しむことができるスポーツ環境の整備を推進します。

3-6 地域間交流・多文化共生の推進

市民が幅広く、グローバルな視野をもてるよう、国内外都市や交流団体との連携等により、異文化の理解・経験や多様な国際交流を推進します。

基本目標4 自然と調和のとれた 賑わいと活力のある まちづくり【産業・雇用】

新たな成長に向けて賑わいのあるまちづくりを目指し、第1次産業から第3次産業までの多様で調和のとれた魅力と活力あふれる産業振興を推進します。

4-1 農林漁業の振興

新たな担い手を育成・確保し、生産基盤の充実および経営体制の強化を促進するとともに、6次産業化やブランド化を推進します。

4-2 商業の振興

活気ある商店街・商業地づくりを目指し、商工団体と連携しながら後継者の育成、経営環境の改善等を図り、地域に根差した商業の振興を推進します。

4-3 工業の振興

東海環状自動車道をはじめとする広域交通体系の整備状況に注視しつつ、企業誘致に向けた体制を強化するとともに、既存企業の経営の合理化・近代化と体質強化を推進します。

4-4 観光の振興

祭りやイベント、観光施設等、恵まれた自然環境、観光資源にさらなる磨きをかけるとともに、周辺施設・周辺市町との連携や効果的な情報発信を推進します。

4-5 働きやすい職場づくりの促進

地域内での雇用確保のため、既存企業の経営強化、企業の誘致、起業の支援を推進します。また、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現や地域における雇用機会の創出を推進します。

基本目標5 協働による 自主的・自立的な まちづくり【協働・行財政】

積極的な情報公開と市民参画による協働の取り組みを推進するとともに、自立した行財政基盤、効率的で健全な行財政を進める体制を確立し、信頼される行政運営を推進します。

5-1 市民参画・協働自治の推進

市民と行政との協働によるまちづくりの推進、自治会や各種団体の地域活動の支援に努め、地域の課題に対して自ら取り組む意識の醸成、体制の強化を推進します。

5-2 平等な社会の推進

一人ひとりが尊重され、個性と能力を十分に発揮することができるように、学校、地域、家庭、職場等における人権・同和教育の充実、男女共同参画社会の実現に向けて、普及・啓発を推進します。

5-3 地域情報化・電子自治体の推進

市民が利用しやすい行政サービスの実現や積極的な市民参画の実現に向けて、行政情報や地域情報の電子化を一体的に推進します。

5-4 広域的な連携体制の確保

市民の生活圏の広域化、政策課題の広域化に対応するため、西濃圏域をはじめとする周辺市町や姉妹都市との交流など様々な地域間交流を推進します。

5-5 効率的な行財政運営の推進

行財政運営の効率化に向け、研修等による職員の能力・資質の向上、行政内部の連携強化を推進します。また、公共施設等は利用状況、市民意向および財政状況等を勘案して統廃合等を推進します。

第2節 重点施策

重点施策は、将来像である「水と緑と人がきらめく 輪でつながるまち 海津」を実現するために、選択と集中により重点的・優先的に取り組む施策です。

本市においては、平成7年をピークとして人口減少が続いており、このまま全国的な傾向と同様に人口減少・少子高齢化が続いた場合、産業や地域活動をはじめとした地域の担い手の減少は避けられない状況であり、それによる地域経済や消費活動の縮小、さらには社会保障費の増大等に伴う財政状況の悪化も懸念されます。

人口減少に歯止めをかけるためには、雇用の拡大、子育て環境の充実により、若年世代の就業や結婚・出産を契機とする市外への転出の抑制と移住・定住の促進を図り、まちの賑わいを創出することが必要です。さらに、市民が将来にわたって住み続けることができるように、鉄道・バス等といった公共交通の充実による生活利便性の向上、南海トラフ巨大地震や洪水、土砂災害等に備えた強靱で安心・安全なまちづくりが必要不可欠です。

そこで、美しく潤いのある自然環境のなかで、安心して働き、将来を担う子どもたちを育て、ずっと住み続けることができるまちの実現のため、以下の重点施策について全庁横断的な体制で進めるとともに、市民や関係団体との協働により、重点的・優先的に取り組みます。

移住・定住を促進し、人口減少に歯止めをかけるためには

雇用の拡大 賑わいの創出 子育て環境の充実 安全・安心の確保 が不可欠

将来像

水と緑と人がきらめく 輪でつながるまち 海津

行政・市民・関係団体の協働により人口減少に歯止めをかけ、将来像を実現する3つの重点施策

地域の担い手の増加、活力の向上を目指して…

重点施策1

**地域の賑わいと
活力の向上**

次の時代を担う子どもを安心して育てられるように…

重点施策2

子育て環境の整備

ずっと住み続けることができるまちであるために…

重点施策3

**安心・安全な
生活環境の整備**

重点施策1 地域の賑わいと活力の向上

本市では、工場の新設や新規雇用に対する奨励金の交付等により企業誘致を進めていますが、市民アンケート調査では、市外への転居理由として「仕事の都合」と回答している人も多く、十分に雇用が確保できているとは言えない状況です。また、工業に関する施策については、「企業誘致の促進」を望む意見も多くなっています。

観光面においては、「千代保稲荷神社」「千本松原・国営木曾三川公園」といった観光資源があり、岐阜県でもトップクラスの来訪者数を誇りますが、市内に宿泊施設が1カ所しかないことや、名古屋市の近距離圏域内にあることから、その多くは日帰り客であり、地域経済への波及効果が低い状況です。

今後、東海環状自動車道にインターチェンジが新設され、広域的なアクセス性が飛躍的に向上することから、既存の企業にとっては、周辺の産業拠点への移動時間の短縮が可能になるとともに、企業誘致の可能性が向上することから、新規雇用の創出をはじめ、工業の振興が期待できます。さらに、観光では、既存の観光施設へのアクセス性の向上による観光客の増加、さらに海外からの旅行者のインバウンド**の効果も取り込むことが期待できます。農業では、これまでも生産性の向上や高付加価値化に努めてきましたが、販路の拡大や観光と連携した農産物の販売等による振興が期待できます。

そこで、インターチェンジの新設効果をまちづくりに取り込むために、既存企業の更なる支援や企業の誘致を積極的に推進します。また、観光資源やイベントに磨きをかけることで、海津ブランドを構築し、滞在型観光客の受け皿となるホテルの誘致を進めることで、地域の賑わい・活力の向上を目指します。

※インバウンド:外国人が訪れてくる旅行のこと

目指すまちの姿	主な施策(関連する施策の大綱の番号)
産業が活発で賑わいのあふれるまち	○企業活動支援、企業誘致の促進(4-3)
海津ブランドが確立されたまち	○地域資源・観光資源の活用(4-4)

重点施策2 子育て環境の整備

本市では、多様化する子育て家庭のニーズに対して様々な施策を実施し、乳幼児医療を中学生まで拡大する等、子育て支援の充実に向けて努めてきましたが、依然として出生数は伸び悩み、少子化が進行しています。また、女性の社会進出、教育費等の子育てコストの増大を背景として共働き家庭も増加しており、市民アンケート調査では、「経済的な負担の軽減」や「育児休暇等・援助・保護制度の充実」を求める声が多くなっています。

そこで、地域経済の担い手である若年世代や女性が、安心して出産・子育てできるような子育て支援の充実を図ります。また、「男性は仕事、女性は家庭」といった考え方にとらわれず、男女ともに家事・子育てに参加できる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に向けた意識啓発や育児休業制度に対する事業者の理解促進に努めます。

目指すまちの姿	主な施策(関連する施策の大綱の番号)
安心して出産・子育てできるまち	○子育て家庭の支援(1-3)
地域が一体となって子育てを応援するまち	○ワーク・ライフ・バランスの推進(4-5)

重点施策3 安心・安全な生活環境の整備

市民アンケート調査では、特に、公共交通・防災関連の項目についての重要度が高くなっています。

本市は、名古屋都市圏の近郊に位置しますが、本市と名古屋市を直接結ぶ公共交通機関はありません。また、西美濃地域の中心である大垣市とは養老鉄道等で結ばれています。学生や高齢者等の自家用自動車を運転することができない交通弱者にとって住み良い環境を整備するためには、日常生活の足となる公共交通の充実が大きな課題となっています。

そこで、平成27年10月には、移動しやすさを確保するため、養老鉄道および名阪近鉄バスとの接続性を勘案しつつ、本市の地域公共交通の中軸であるコミュニティバスを再編し、デマンド交通[※]を導入しましたが、今後も利用状況や市民ニーズをモニタリング[※]しつつ、利便性の高い路線・運行時間・運行方法等の検討を重ねます。

防災については、木曾三川が氾濫などすると、広域にわたる浸水被害が想定される他、山地では土砂災害の潜在的な危険性があります。また、南海トラフ巨大地震等の大規模地震が懸念されるなか、家屋の倒壊や液状化の危険性も高くなっている他、津波による影響も無視できません。多発する大規模地震や集中豪雨による被害を受けて、防災意識は全国的に大きな高まりをみせており、市民同士の助け合いにより一命をとりとめた事例も多数報告されています。

いつ発生するか分からない自然災害について、本市においてもライフラインの耐震化や防災拠点の整備を推進するとともに、自助・共助の取り組みを促進することなどにより強靱なまちづくりを進め、地域が一体となった防災・減災体制の整備を推進します。

※デマンド交通：バス、タクシーなど、予約があった時のみ運行するもので、運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在する

※モニタリング：監視や観察、記録すること

目指すまちの姿	主な施策(関連する施策の大綱の番号)
利便性の高い公共交通が整備されたまち 安心・安全を実感できるまち	○交通ネットワークの強化(2-2) ○地域防災力の強化(2-5)

第3部 基本計画

政策のイメージの写真

だれもが健康で 笑顔あふれる まちづくり

【医療・保健・福祉】

基本目標 1

1-1 地域医療の推進

■ 現況と課題

地域で安心して暮らすためには、医療体制の充実が重要な要素の一つです。現在、市内には一般病院1カ所、精神科病院1カ所、医院(開業医診療所)19カ所が開設しています。しかし、小児科、産科等専門医院が少なく、地理的に近い大垣市、羽島市、および三重県、愛知県の医療機関を利用している場合が多くみられます。また、脳疾患、心疾患などの急性期に対応できる二次医療体制は十分とはいえ、これらのニーズが高い専門外来の医療体制を、医師会と連携し整えていくことが課題となっています。

救急医療体制は、海津市医師会の医療機関による休日在宅当番医制と、海津市医師会病院による夜間指定当番医制が実施されています。第二次救急医療については、西濃圏域における病院群輪番制が確保されており、精神科治療については、西濃・岐阜地域内での救急医療の当番制が組み立てられています。

また、夜間の小児科受診に関しては、大垣市民病院内の小児夜間救急室にて、小児夜間急患医療体制が、西濃圏域市町の負担金により整えられています。毎年、利用者の約5%~8%が海津市民の利用であり、今後も引き続き、西濃圏域市町と連携して維持していくことが求められます。

一方、市民自らも心停止時の応急手当に対応できるよう、AED(自動体外式除細動器)を庁舎・小中学校・公民館等の施設に設置し、定期的に救命講習が実施されています。

また、県の広域災害・救急医療情報システムが整備され、局地災害発生時の支援情報の統括とともに、平常時には消防機関や住民等に対して、円滑な救急搬送等のための救急医療情報が提供されており、さらなる市民への周知と啓発が課題となっています。

■ 救急医療体制利用実績

単位：人

	休日在宅 当番医制	夜間指定当番医制		第二次救急病院群		小児夜間急患医療体制	
			うち海津市民	輪番制	うち海津市医師会病院		うち海津市民
平成20年度	721	1,985	1,742	3,075	75	-	-
平成21年度	712	1,931	1,717	3,066	86	1,622	129
平成22年度	642	1,743	1,551	2,486	75	1,461	84
平成23年度	895	1,778	1,588	2,349	79	1,523	88
平成24年度	810	1,748	1,585	2,301	64	1,651	98
平成25年度	731	1,586	1,446	2,309	46	1,433	89
平成26年度	800	1,548	1,394	2,135	53	1,280	72
平成27年度	713	1,458	1,324	2,162	51	1,236	79

※西濃圏域市町での小児夜間救急体制への負担金支出は平成21年度より

資料：健康課

■ 基本方針

住み慣れた地域で必要な医療サービスを受けつつ、安心して自分らしく健やかな生活が営めるよう、医療関係者と行政の連携による地域医療を推進します。

■ 施策の方向

1. 地域医療体制の整備

医療ニーズは増大かつ専門化しつつあり、これに対応する地域の医療体制の整備を、海津市医師会病院を核とした病診連携のさらなる強化により目指していきます。また、市内の高度かつ専門的な医療、検診体制の確保のため、海津市医師会病院への医療機器導入の支援を行い、同院の充実に努めるとともに、専門外来の充実に向け、要請並びに支援に努めます。さらに、市外の専門医療機関と市内診療所等の病診連携を推進し、一次医療(診療所)、二次医療(病院)、三次医療(高次医療)を適切に受診できる地域医療体制の充実に努めます。

2. 救急医療体制の充実

急病時にも安心して受診できる、時間外診療の充実に努めます。休日の海津市医師会による当番医制、夜間の海津市医師会病院を中心とした夜間指定当番医制の充実と、西濃圏域における二次救急病院群輪番制、精神科当番制、および大垣市民病院の小児夜間救急医療体制の継続に努めます。また、市民に対して、当番医の情報提供の充実を図るとともに、広域的な救急搬送に関する『ぎふ救急ネット』の周知を進め、救急医療の情報提供の充実に努めます。また、災害発生など緊急時の医療体制の充実に努めます。

3. 「かかりつけ医」の推進

海津市医師会・海津市歯科医師会と協力して、関係機関とのつながりにより切れ目のない医療体制を整備し、市民が日頃から安心して診療や健康について相談できる「かかりつけ医」を持つ重要性を周知かつ強く推奨していきます。また、コンビニ受診※を控えるなどの啓発も行っていきます。

※コンビニ受診：一般的に外来診療をやっていない休日や夜間の時間帯に、救急外来を受診する緊急性のない軽症患者の行動(受診)のこと

成果指標	現状値	目標値 (H33)
休日・夜間の救急診療日数 (受診者数)	431日(2,348人)(H26)	430日(2,350人)

1-2 健康づくりの推進

■ 現況と課題

平成 26 年における市民の死因については、上位から、悪性新生物(がん)、心疾患、肺炎、脳血管疾患、老衰の順となっており、生活習慣病疾患が占める割合は 57.8%となっています。また、市民の 3 人に 1 人ががんにより亡くなっています。

健(検)診の状況は、特定健診の受診率は上昇傾向、肺がん検診は微増傾向を示していますが、それ以外は横ばい状態もしくは減少傾向にあります。がん検診においては、国が掲げる目標値の受診率 50%には至っていませんが、子宮がん検診と大腸がん検診については、西濃保健所管内受診率を上回っています。

心豊かな生活を営む上で、生涯にわたり健康であることは重要であり、そのためには、生活習慣の改善など、一人ひとりが予防に取り組むことが必要です。生活習慣病は、早期発見・早期治療が重要であり、対策を総合的に推進することが求められています。

また、複雑化・多様化する地域社会、希薄化する人間関係のなかで、うつ病をはじめとするこころの病が増加しており、こころの相談など精神のケアや適切なストレス解消に向けた支援について、ライフステージ※に応じた対応が求められています。

健康づくりの推進はすべての市民が生き生きと暮らすための基本的条件であり、併せて市民の健康維持は、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計の健全化と直結しており、健康寿命の延伸をさらに図ることが重要な課題となっています。

子どもから高齢者まですべての市民が、生涯にわたり健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことができるようにするために、健康づくりに取り組みやすい環境を築き、かかりつけ医を推進するなど、地域全体で健康を守るための環境を整備することが重要です。

※ライフステージ：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階

■ 原因別死亡者数および人口 10 万人当たりの県との比較

単位：人

		総数		第 1 位		第 2 位		第 3 位		第 4 位		第 5 位						
		実数	率	死因	実数	率	死因	実数	率	死因	実数	率	死因	実数	率			
平成22年	海津市	383	1,009.5	悪性新生物	104	274.1	心疾患	70	184.5	肺炎	51	134.4	脳血管疾患	38	100.2	不慮の事故	14	36.9
	岐阜県	20,220	989.5	悪性新生物	5,622	275.1	心疾患	3,327	162.8	脳血管疾患	2,091	102.3	肺炎	1,922	94.1	自殺	14	36.9
平成23年	海津市	458	1,223.9	悪性新生物	113	302.0	心疾患	87	232.5	肺炎	67	179.0	脳血管疾患	41	109.6	老衰	1,081	52.9
	岐阜県	21,053	1,033.5	悪性新生物	5,787	284.1	心疾患	3,619	177.7	脳血管疾患	2,037	100.0	肺炎	2,014	98.9	老衰	1,187	58.3
平成24年	海津市	434	1,175.4	悪性新生物	121	327.7	心疾患	89	241.0	肺炎	44	119.2	脳血管疾患	36	97.5	不慮の事故	19	51.5
	岐阜県	21,531	1,061.2	悪性新生物	5,802	286.0	心疾患	3,656	180.2	脳血管疾患	2,022	99.7	肺炎	1,938	95.5	老衰	1,358	66.9
平成25年	海津市	402	1,101.8	悪性新生物	104	285.0	心疾患	89	243.9	肺炎	35	95.9	脳血管疾患	33	90.4	不慮の事故	18	49.3
	岐阜県	21,518	1,066.3	悪性新生物	6,033	299.0	心疾患	3,507	173.8	脳血管疾患	1,936	95.9	肺炎	1,852	91.8	老衰	1,592	78.9
平成26年	海津市	434	1,208.5	悪性新生物	137	381.5	心疾患	78	217.2	肺炎	50	100.2	脳血管疾患	36	139.2	老衰	22	61.3
	岐阜県	21,658	1,078.6	悪性新生物	6,017	299.7	心疾患	3,513	175.0	脳血管疾患	1,938	96.5	肺炎	1,899	94.6	老衰	1,524	75.9

資料：健康課

■ 主な検診・健診の受診率

単位：%

	がん検診					生活習慣病 健 診	特定健診
	胃	大腸	乳	子宮	肺		
平成22年度	11.3	20.0	27.1	25.7	1.2	14.4	23.1
平成23年度	10.9	23.6	27.4	27.0	1.2	15.2	25.3
平成24年度	10.4	21.6	27.3	23.0	1.2	12.3	26.0
平成25年度	9.3	21.5	25.4	24.9	1.3	12.0	25.8
平成26年度	7.6	20.7	25.0	24.8	1.4	9.3	29.2

資料：健康課

■ 基本方針

市民一人ひとりが自ら生活習慣の改善を考え、日常から健康づくりに取り組めるよう、健康に関する情報提供や保健サービスの充実を推進します。

■ 施策の方向

1. 主体的な健康づくりの推進

市民一人ひとりが、自発的に健康づくりに取り組むことができるよう促すことが最も重要であり、健(検)診事業を積極的に推進し、特定保健指導等における確かな指導を行うとともに、広く市民に対して健康展や市民健康講座等を開催し、生活習慣病予防として喫煙および飲酒の節制をはじめ、食生活の改善や適度な運動の動機づけを行い、各々が普段の生活習慣を見直すことにより自らの健康の維持・増進に対して関心が高まるような普及啓発活動の充実に努めます。また、こころの健康づくりとして、こころの病に関しての偏見をなくし、こころの安定、病気の予防、早期相談・治療につながるよう、関係機関と連携し健康づくりを推進するとともに、自殺予防事業の充実を図ります。

2. 健(検)診事業の推進

生活習慣病等の早期発見、早期治療に向けて、特定健診や各種がん検診、結核検診、歯科健診の受診の促進を図るとともに、人間ドックへの助成や予防接種を実施し、疾病予防の推進を図ります。がん検診の重要性について、出前講座やコール・リコール※等で周知、また HP(受診推奨サイト)等を通して、若年層等への啓発に努め、受診率の向上を図ります。

また、健(検)診事業を継続的に実施し、受診を促すことで、市民が自ら健康に配慮しつつ、健康で活力ある生活を送ることができるよう支援・指導の充実強化に努めます。

※コール・リコール: 受診行動の定着化のための対象者への繰り返しの個別勧奨

3. 母子保健サービスの充実

妊産婦や乳幼児の定期的な健康診査や母親学級・離乳食学級などの母子保健教室、育児相談、家庭訪問等、継続した育児支援のなかで母子保健サービスの充実を図り、母子保健推進員による活動の充実など地域のつながりのなかで、安心して子育てができるまちづくりに努めるとともに、包括的な子育て支援に努めます。

4. サービス提供体制の充実

保健業務の情報管理体制の強化を図るとともに、個別予防接種、乳幼児健診・教室等の保健サービスを実施します。また、健康づくりの拠点として保健センターの充実を図り、市民の適切な健康管理並びに主体的に健康づくりに取り組むことができるように支援の充実を図り、市民の健康寿命の延伸を目指します。

個別計画 かいづ健康づくりプラン

成果指標	現状値	目標値 (H33)
40歳から74歳までの国保加入者の特定健診受診率	29.2%(H26)	38.0%
肺がん検診受診者数 (受診率)	162人(1.4%)(H26)	1.7%
胃がん検診受診者数 (受診率)	852人(7.6%)(H26)	9.0%
大腸がん検診受診者数 (受診率)	2,319人 (20.7%) (H26)	21.5%
乳幼児健診受診者数 (受診率)	874人 (97.8%) (H26)	98.0%

1-3 子育て支援の充実

■ 現況と課題

全国的にみられる少子化は、本市においても深刻な課題であり、平成 26 年の本市合計特殊出生率は 1.13 で、岐阜県の 1.42 を下回っている状況です。しかしながら、共働き世帯に占める子どものいる世帯の割合は増加傾向にあり、子育てに関する総合的な支援が求められています。

本市では、13 カ所の保育園、幼稚園、認定こども園において、就学前の教育・保育が提供されています。入所人員数は横ばいで待機児童はない状態であり、今後、子どもの減少の一層の進展が予想されるなかで、教育・保育施設の適正な配置とサービスの維持が課題です。

教育・保育施設では、延長保育、一時預かり保育、病児保育等のサービスが提供されていますが、保護者の就労形態の多様化や疾病等による育児困難等に対応する子育て短期支援事業等のサービスの提供が求められています。

就学後の支援としては、留守家庭児童教室(放課後児童クラブ)が、全小学校区で実施されており、夏休みなど学校休業日の受け入れ年齢の拡大等の充実が求められています。

また、子育て家庭が孤立しないよう、地域で子育ての情報交換や仲間づくり等ができる子育て支援センターの活動(地域子育て支援拠点事業)の継続や、地域における子育て支援機能の充実として、ファミリー・サポート・センター事業の実施が課題となっています。

社会・経済情勢の不安定さや家庭教育機能の低下もあり、本市においても、育児不安等に関する相談件数は増加傾向にあります。保護者の悩みの軽減を図るとともに、児童虐待の早期発見・早期対応が重要であり、地域での子どもへの日常的な声かけをはじめとする見守りネットワークの充実が課題です。また、子育て支援として、本市では、出生時・小学校入学時には子宝祝金の支給、出生から義務教育終了までの入院・通院の医療費の助成により、経済的負担の軽減を図っています。

■ 基本方針

子育て世代が安心して子どもを生み、育てる喜びを感じられるよう、子育て支援の充実を図るとともに、子どもの視点に立ち、子どもたちの健やかな成長が保障されるような環境の整備を推進します。

■ 施策の方向

1. 多様な子育て支援サービスの充実

教育・保育施設における延長保育等のサービスの充実を図るとともに、児童養護施設での短期預かり（子育て短期支援事業）等の、複雑化するニーズに対応するサービスの多様化を推進します。また、共働き家庭等の児童へ、放課後の遊びや勉強、生活の場を提供する留守家庭児童教室の充実を図ります。これら多様な子育て支援の有効な利用を促進するため、専門員による相談の充実やガイドブックの作成、情報端末向けの子育て支援サイトの運営を推進します。

2. 地域の子育て力の向上

子育て支援センターの育児サークルや相談等への支援により、地域における子育て支援体制の強化に努めます。また、地域の中で助け合いながら子育てをするファミリー・サポート・センター事業を必要に応じて実施し、地域ぐるみの子育て支援体制を推進します。身近な公園や既存施設の空きスペースを活用し、ちびっ子広場等の子どもが安全に遊べる、地域における子どもの居場所づくりに努めます。

3. 子育て家庭の負担軽減

教育・保育施設や子育て支援センターを中心に、子育て相談の充実や、子育て情報の提供に努め、育児に関する不安の解消を図ります。また、子育てへの助成制度の充実により、子育て家庭の経済的な負担の軽減に努めます。育児放棄等の児童虐待を防止するため、保護者の悩みの軽減を図るとともに、早期発見と適切な保護、支援ができる体制の充実を図ります。

4. 少子化への対応

若者や子育て世代に対し、出会いや結婚、妊娠、出産、育児への支援を実施し、定住化を促進します。

個別計画 海津市子ども・子育て支援事業計画 / 海津市公立保育所等民営化・統廃合計画

成果指標	現状値	目標値 (H33)
地域子育て支援拠点 延べ利用者数	20,639人(H26)	14,000人
留守家庭児童教室利用者数	385人(H26)	385人
特定教育・保育施設 延べ利用者数	1,098人(H26)	800人
待機児童数	0人(H26)	0人

1-4 障がい者（児）福祉の充実

■ 現況と課題

障がい者（児）福祉は、平成25年4月に障害者自立支援法から障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）へ改定され、個人としての尊厳にふさわしい日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスに加え、地域生活支援事業やその他の支援を総合的に行うことを目指すものとされました。

障害者総合支援法では、障がい者の範囲に難病等を加え、難病患者等に対する障害福祉サービスの提供が可能となり、平成26年4月1日には、これまでの障害程度区分にかわる障害支援区分の創設、ケアホームのグループホームへの一元化等の改正が行われました。

本市では、身体障がいの手帳所持者数はほぼ横ばいであるのに対し、知的障がい、精神障がいの手帳所持者数は年々増加傾向にあります。障がいのある人が安心して生活できるように、医療費の助成や福祉サービスに関する情報提供、相談窓口などの支援体制を整え、関係機関との連携を図りながら、個々のニーズに応じた適切な支援を行っていくことが課題となっています。

障がいのある人が、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるように、居宅介護等の訪問系サービス、生活介護や就労継続支援等の日中活動系サービス、グループホーム等の居住系サービス等の障害福祉サービスを提供するとともに、意思疎通支援事業[※]や日常生活用具給付等事業、移動支援事業等の地域生活支援事業を行っており、今後も継続していく必要があります。

障がいのある人の就労機会の充実と、障がいのある人が地域で安心して生活できる環境を、より一層整備していくことが必要です。

また、発達障がい等の早期発見・早期療育が大切であり、保健・福祉・教育にわたる長期的な支援体制の連携強化が必要です。

[※]意思疎通支援事業：聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障がい者（児）などに対し、社会生活上相互に円滑な意思の疎通を図る上で支障のある場合に、手話通訳者又は要約筆記者等を派遣し、意思伝達の支援を行う事業

■ 障がいのある人の推移

単位：人（各年3月31日現在）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
身体障害者手帳所持者	1,718	1,697	1,702	1,675
療育手帳所持者	281	287	300	305
精神障害者保健福祉手帳所持者	197	213	218	232

資料：社会福祉課

■ 基本方針

障がいのある人が地域の一員として安心して暮らすことができるよう、各種障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の強化を図るとともに、自立した生活を支援します。

■ 施策の方向

1. 自立支援の充実

障がいのある人が、きめ細かな支援等により、住みなれた地域で安心して生活できるよう、障がいのある人とその家族が必要とする障害福祉サービスの充実と職員の確保を含めた提供体制の強化を図ります。

また、障がいのある人の自立を促進するため、企業や関係機関と連携し、障がい者雇用に関する継続的な啓発や働きかけを行うとともに、一人ひとりの能力や適性に応じた就労・雇用支援を推進します。

2. 地域生活支援事業等の推進

意思疎通支援事業や日常生活用具給付等事業、移動支援事業等を提供し、障がいのある人の地域での日常生活や社会生活を支援するとともに、障がいのある人やその家族が気軽に相談できる体制を整備し、情報提供に努めます。

また、障がいのある人が幅広く社会参加できるよう、スポーツ・レクリエーションの普及や芸術・文化活動の振興を支援します。

3. 障がい者（児）への理解の促進と差別の解消

各関係機関との連携により、障がいのある人に対する虐待の防止をはじめ、差別の解消や合理的配慮に取り組むとともに、広報活動や福祉教育の充実を図り、障がいや障がいのある人に対する理解の促進に努めます。

4. 発達障がい者（児）支援の推進

発達支援センターを中心に、関係機関の連携による発達障がい等の早期発見・早期療育のさらなる推進と、乳幼児期から成長期までのライフステージに合わせた一貫したとぎれのない支援を行います。

また、発達障がいの特性を正しく理解し、より良い対応や支援につながるよう理解の促進に努めます。

個別計画 海津市障がい者計画 / 海津市障害福祉計画

成果指標	現状値	目標値（H33）
障がい児通所支援 延べ利用者数	636人(H27)	700人
発達支援センター 相談児数（相談支援延べ件数）	105人(1,058件) (H27)	140人 (1,400件)

1-5 高齢者福祉の推進

■ 現況と課題

本市の65歳以上の高齢者人口は、平成28年4月1日現在10,514人、高齢化率は29.1%で増加傾向にあり、これに伴い要介護認定者数も年々増加しています。一方、要介護者を支える40歳から64歳の人口は減少しており、要介護者1人を平成20年度では約10人で支えていたものが、平成28年度には約8人で支えている状況になっています。

このまま推移していくと、いずれ介護サービスの需要に対応しきれなくなることが懸念されます。従って、介護予防を重視した健康づくりに努め、また、高齢者の社会活動の充実や就業の場の確保等、高齢者の豊富な人生経験や知識技能を活かした社会参加の機会の提供や活躍できる環境の整備を進め、介護を必要としない環境づくりが求められています。

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護サービス等の充実が求められますが、今後の高齢化の進展に伴い、認知症の比率も高まることが予測され、認知症高齢者の早期発見、早期対応への対策が課題となっています。

また、高齢者福祉の充実には、地域包括支援センターや医療機関、社会福祉協議会等の関係機関の連携とともに、地域での多様な助け合い活動の創出、ボランティアのネットワーク化等の推進により、高齢者を地域ぐるみで支えていく環境を整えることが大切です。

本市では、南濃総合福祉会館「ゆとりの森」、平田総合福祉会館「やすらぎ会館」において、高齢者の生きがい活動の支援を図っています。また、特別養護老人ホーム「サンリバー松風苑」、介護老人保健施設「サンリバーはつらつ」を運営していますが、現在、「サンリバー松風苑」は入所待機者が多い状態にあります。

■ 要介護認定者数の推移

	40歳～64歳の人口（人）		65歳以上の人口（人）		
		うち認定者数		うち認定者数	認定率（%）
平成20年度	14,180	52	8,698	1,279	14.7
平成21年度	13,993	57	8,791	1,304	14.8
平成22年度	13,867	58	8,972	1,297	14.5
平成23年度	13,876	60	8,984	1,341	14.9
平成24年度	13,700	59	9,134	1,337	14.6
平成25年度	13,375	53	9,512	1,407	14.8
平成26年度	13,081	52	9,891	1,449	14.6
平成27年度	12,821	49	10,194	1,566	15.4
平成28年度	12,492	47	10,514	1,619	15.4

資料：高齢介護課（認定者数・認定率）・市民課（人口）

■ 基本方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域でのケア体制の充実や高齢者の生きがいく、社会参加を推進します。

■ 施策の方向

1. 高齢者の地域生活支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現のため、多様なニーズに対応する介護サービスの充実や在宅医療との連携体制の確立を図るとともに、地域での見守り等の支援体制の創出および市民ボランティア団体等の担い手の育成を推進し、地域包括支援センターを中心に多様な総合的なサービスの提供に努めます。

ひとり暮らしの高齢者に対しては、食事支援サービスや緊急時通報システムの充実を図ります。また、要介護状態になっても高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、介護保険制度の健全な運用とサービスの質的向上に向けて、介護サービスの充実と給付の適正化に努めます。

2. 高齢者の生きがいく

高齢者の就労を通じた生きがいくを支援するため、シルバー人材センターの活動を支援します。また、老人クラブ活動や生涯学習等の地域における高齢者の自主的な活動の育成、推進に努め、高齢者が地域で幅広く社会活動に参加し、心豊かに生き生きと暮らせる社会を目指します。

3. 介護予防の推進・認知症への対策

高齢者が日常生活の中で継続的に参加できる介護予防活動の普及を図り、介護・医療・予防が一体となった介護予防サービスの充実と、介護予防の支援を必要とする人の把握、サービス提供体制の育成に努めます。また、認知症高齢者の早期把握と認知症に必要な介護サービスの充実を図り、認知症高齢者の支援を推進するとともに、市民に対して認知症の理解を深め、徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業[※]等の高齢者見守り体制の構築に努め、認知症高齢者と家族を支えるサポーターや認知症カフェ[※]等、地域の支援体制づくりを積極的に推進します。

※SOS ネットワーク事業：家族だけでなく地域の支援を得て、認知症により徘徊の恐れがある高齢者等の早期の保護、安全の確保に努め、家族の介護負担を軽減し、安心して介護できるように支援する事業

※認知症カフェ：認知症の人やその家族、地域住民が気軽に集い、ゆっくりと語らうことのできる場

個別計画 海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

成果指標	現状値	目標値 (H33)
要介護（要支援）認定率	15.4%(H28)	15.4%
地域包括支援センター 総合相談 延べ相談件数	4,590件(H26)	5,000件
シルバー人材センター 就業実人員（就業率）	378人（92.4%）(H26)	95.0%

1-6 母子・父子福祉の充実

■ 現況と課題

本市のひとり親家庭は、平成 28 年度現在、母子家庭は 206 世帯、父子家庭は 23 世帯で、近年ほぼ横ばいとなっています。

ひとり親家庭の生活は、家事や育児、就労すべてのことを一人で対応せざるを得ないため、育児について一般家庭以上に支援が必要です。特に、父子家庭の場合は、母親たちの子育てネットワークとの接点が少ない傾向にあり、子育ての情報を入手しづらい等、孤立して育児をし、多くの子育ての悩みを抱え、適切な相談や指導の充実が求められています。

また、仕事と育児の両立においても、ひとり親家庭は家事や育児を一人で担わざるを得ないため、一般家庭以上に就労可能な時間への制約が生じ、正規雇用の就労機会を得ることの妨げとなり、非正規雇用者である場合が多くなっています。経済的に不安定な状況に置かれている母子家庭に対しては、従来より、技術習得等の就労支援や寡婦福祉資金貸付金等の経済的支援の制度が整備されてきましたが、近年は、不安定な社会・経済情勢を反映し、男性の非正規雇用者も増加していることから、父子家庭も母子家庭と同様に就労支援や貸付金等の支援制度の対象となり支援の幅が広がりつつあります。

子どもの福祉の観点からも、ひとり親家庭の生活、医療、就職、児童の教育、就学のあらゆる相談を気軽に相談できる体制の充実が重要であり、自立支援員による相談窓口を設置し、ひとり親家庭への相談や指導による支援を行っていますが、今後も、相談支援を充実し、適格な支援につなげて行くことが重要です。

■ ひとり親家庭の相談件数の推移

単位：件

	生活一般	児童	経済的支援 生活擁護	その他	計
平成23年度	10	28	64	5	107
平成24年度	7	17	135	4	163
平成25年度	0	17	117	2	136
平成26年度	3	11	120	22	156
平成27年度	28	21	137	32	218

資料：社会福祉課

■ 基本方針

母子・父子世帯のニーズの実態把握に努め、自立した生活を営めるよう、国・県の制度に基づく各支援策を実施するとともに、精神的・経済的な安定に向けたきめ細やかな母子・父子福祉の充実に努めます。

■ 施策の方向

1. ひとり親家庭の生活支援

ひとり親家庭の家庭環境や経済状況の把握に努め、子育てのための生活安定を図るため、児童扶養手当の適切な支給を推進するとともに、ひとり親家庭の医療費助成制度により、ひとり親および児童の医療費を支援し、ひとり親家庭の健康と福祉の増進を図ります。また、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度の周知と相談に応じ、ひとり親家庭の経済的自立と児童の福祉増進を目指します。保護等の必要がある場合には、母子生活支援施設への入所措置を勧め、母子が自立して生活できるよう支援します。

2. ひとり親の就労支援

経済的に不安定なひとり親の経済的自立に向け、ひとり親の就労に結びつく能力開発の取り組みへ給付する母子家庭等自立支援教育訓練給付金や、ひとり親家庭の親へ資格取得のための費用を支援する高等職業訓練促進給付金の支援制度の周知や活用を図るとともに、ハローワーク等と連携し、就職情報の提供体制を充実し、ひとり親の就労を支援します。

3. 相談・指導の充実

母子・父子自立支援員が相談に応じる、ひとり親家庭相談窓口の周知を図り、家事や育児、就労に関してや、利用できる制度についての相談や指導援助の充実に図るとともに、母子・父子の親子関係や児童の養育、家庭紛争、結婚、離婚等の身の上相談や、配偶者からの暴力等のDV被害に関する相談等、ひとり親の精神的な支えとなるよう相談窓口の充実に努めます。また、ひとり親家庭が交流できる場として、母子寡婦福祉連合会を支援します。

成果指標	現状値	目標値 (H33)
母子・父子自立支援 相談・指導件数	162件 (H26)	170件

1-7 地域福祉の推進

■ 現況と課題

人口減少や高齢化、核家族化等による家族内の養育や介護力の低下、地域コミュニティの衰退により、地域における福祉ニーズは多様化しています。

高齢者や障がい者をはじめ、社会的、経済的に弱い立場にある人も、すべての市民が住み慣れた地域で人権が尊重され、自立を基本として心豊かに安心して暮らし続けられるには、地域の助け合いによる地域ぐるみの取り組みが不可欠であり、その実践が求められています。市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会を中心に、一人ひとりの努力(自助)、市民同士の相互扶助(共助)、公的制度による支援(公助)の連携によって、地域の福祉課題を解決していくことが必要です。

また一方では、近年の社会・経済情勢の不安定さから増加が懸念される貧困や、子どもや高齢者、障がいのある人等への虐待、配偶者に対する暴力(DV)等の外部からは見えにくい家庭内の問題に対応する地域福祉の充実が求められています。

ひとり暮らし世帯、高齢者世帯、寝たきりや認知症の高齢者を抱える家族、外国人世帯など、様々な不安や不自由さを持ちながら生活している人たちのSOSを見逃さず、問題を早期に発見するために、民生委員児童委員をはじめ、福祉推進委員、ボランティア団体等が訪問活動を行っていますが、より一層、市民による地域の中での見守り活動を推進する必要があると、市民ボランティアの育成や活動の支援、ネットワークづくりの推進が課題となっています。

また、経済的困窮のみならず、様々な問題を有する世帯に対して生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業、住居確保給付金事業、家計相談支援事業を実施することで早期の問題解決に取り組んでいますが、自ら助けを求めない潜在的な生活困窮者の支援を実施するために、民生委員児童委員等の関係団体との更なる連携の構築が課題となっています。

■ 基本方針

市民が地域でつながりをもちながら生活できるよう、市民と行政が協働し、自助・共助・公助の視点による福祉意識、ボランティア意識の啓発や地域福祉活動体制の確立を推進します。

■ 施策の方向

1. 地域福祉の仕組みづくり

地域の身近な課題を、市民参加により地域で助け合って解決していくために、民生委員児童委員等の団体の支援や、住んでいる地域の近隣助け合いネットワーク等の育成・支援を図り、地区社会福祉協議会等地域における福祉の仕組みづくりを推進します。

また、地域福祉の重要な担い手である市社会福祉協議会の育成・支援を行い、機能強化を図ります。

2. 地域福祉の意識啓発とボランティアの育成

学校教育、社会教育、家庭教育等の中での福祉教育の推進や、積極的な福祉広報活動に取り組み、市民の福祉意識の高揚と相互扶助意識の醸成に努めます。また、市ボランティアセンターを通じて、ボランティア意欲のある市民や団体のボランティア登録を推進し、人材の発掘、育成に努めるとともに、活動の立ち上げや利用者への情報発信等の支援を行い、地域福祉を推進する体制の整備を図ります。

3. 地域での相談・支援体制の充実

家庭や地域の中で、誰もが安心して暮らせるように福祉サービスの拡充や情報提供および相談体制の充実に努めます。

また、災害時における避難行動要支援者への支援体制づくりに積極的に取り組むとともに、平常時からひとり暮らし高齢者や障がいのある人等への見守りや支援を行います。

4. 生活困窮者支援の充実

民生委員児童委員等の関係機関と連携することで、生活困窮者の把握に努め、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、住居確保給付金事業、家計相談支援事業を実施し、生活保護に至る前の段階で経済的自立、社会的自立を目指して生活困窮者の支援に努めます。

また、生活困窮者が生活保護を要する状況となる場合もあるため、生活保護制度との連携強化に努めます。

個別計画 海津市地域福祉計画

成果指標	現状値	目標値 (H33)
生活困窮者自立支援事業 相談件数	122件(H26)	140件

1-8 社会保障制度の健全な運用

■ 現況と課題

平成27年度現在、国民健康保険の被保険者数は10,488人で、市人口の約3割が国民健康保険に加入しています。一人当たりの保険税額は、年間107,426円で微増傾向にあります。国民健康保険の医療費(保険給付費)は、加入者の高齢化や医療の高度化などによって年々増加し、国民健康保険財政は非常に厳しい状況にあります。このため、国民健康保険財政の健全化は重要な課題となっています。

将来の医療費の抑制を図るためには、特定健診の受診率の向上を図ることが必要です。制度の安定化を図るため、医療保険制度改革により平成30年度から、財政運営の責任主体を都道府県に移行する予定となっています。

国民年金は、高齢者等の生活を保障する公的年金制度として、その役割は非常に重要となっていますが、近年は景気の低迷や制度に対する不信感等から、未加入者の増加や保険料の未納が社会的問題となっています。未加入者および未納者等に対しては、制度の周知等の啓発を図り、加入や納付を積極的に促していく必要があります。

生活保護制度については、日本国憲法第25条の理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障する「社会保障の最後のセーフティネット」です。近年の被保護世帯数は微増傾向にあり、今後も社会情勢の変化に伴う被保護世帯の増加は危惧されています。被保護者の自立助長を促すため、被保護者個々への適切な支援を行っていくことが課題となっています。

■ 国民健康保険財政の推移

単位：百万円

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
歳入	国民健康保険税	1,001	1,004	1,062	1,059	1,075	1,125	1,096	1,110
	国庫支出金	952	992	996	1,047	949	881	979	969
	療養給付費交付金	208	162	256	309	357	333	259	225
	前期高齢者交付金	644	717	825	841	959	1,146	1,076	1,130
	県支出金	179	175	216	245	277	250	280	250
	共同事業交付金	455	421	429	449	449	438	466	1,127
	一般会計繰入金	189	273	389	230	302	289	408	425
	基金繰入金	203	189	0	0	0	0	0	0
	その他	12	44	31	125	20	21	19	21
	計	3,843	3,977	4,204	4,305	4,388	4,483	4,583	5,257
歳出	総務費	26	33	36	31	26	27	25	22
	保険給付金	2,592	2,690	2,840	3,026	2,974	3,017	3,155	3,196
	老人保健拠出金	85	41	10	0	0	0	0	0
	後期高齢者支援金	458	515	491	540	588	605	585	589
	前期高齢者納付金	1	1	1	2	1	1	0	0
	介護納付金	223	214	231	254	268	280	273	241
	共同事業拠出金	401	426	432	391	443	445	467	1,118
	保健事業費	21	22	21	26	27	28	30	31
	その他	11	19	32	28	53	73	43	53
	計	3,818	3,961	4,094	4,298	4,380	4,476	4,578	5,250
差引収支	25	16	110	7	8	7	5	7	
実質収支	△179	△298	△106	△148	△104	△99	△202	△159	
基金保有額	189	0	0	0	0	0	0	0	

資料：保険医療課

■ 基本方針

市民が安心して生活を営むことができるよう、国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金、介護保険制度、低所得者への支援などの各種社会保障制度の健全かつ適正な運営を推進します。

■ 施策の方向

1. 国民健康保険・後期高齢者医療制度の健全な運用

市民の健康保持や増進に大きな役割を果たす国民健康保険において、被保険者資格の適用の適正化に努めるとともに、疾病、負傷、出産などに対する療養の給付や高額医療費、出産育児一時金などの保険給付を適正に行います。

被保険者の健康を維持するため、特定健診や特定保健指導を実施し、生活習慣病などの予防を促進するとともに、医療費適正化のため、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用の促進、重複・頻回受診を防止するため定期的にレセプト(診療報酬明細書)の点検を行い医療費増加の抑制に努めます。

また、負担の平準化を図るため、給付に見合った保険税率の見直しを行い、適正な賦課に努めるとともに、保険税の徴収を強化し収納率の向上を図り、国民健康保険財政の健全化に努めます。

後期高齢者医療制度においては、ぎふ・すこやか健診等を実施し、医療費の抑制を図る他、保険料の徴収や各種申請の受付などの窓口業務を円滑に実施します。

2. 国民年金制度の周知

日本年金機構との連携を密にし、年金相談の充実や国民年金の適用、給付関係の受付事務について細やかな対応を行うことにより、国民年金の普及と加入率の向上の促進に努めます。

3. 生活保護制度の適正実施

生活保護受給者に対し、被保護者の資産や能力、扶養義務者からの援助や他法他施策の活用、就労支援等により自立した生活ができるよう支援し、生活保護制度を適正に実施します。経済的自立が容易でない高齢者等についても社会とのつながりを持つことができるよう、社会的自立に向けた支援に努めます。

また、生活保護に至る前の段階の生活困窮者を支援する生活困窮者自立支援制度との連携強化に努めます。

4. 介護保険制度の健全な運用

介護保険サービスの適正な給付や、ケアマネージメントの充実、介護予防事業の充実を図り、介護保険事業の健全な運営に努めます。

成果指標	現状値	目標値 (H33)
国民健康保険一人当たりの診療費 (年額)	350,749円 (H26)	333,212円

政策イメージの写真

安全で快適な 住み良い まちづくり
【都市基盤・防災・環境】

基本目標 2

2-1 計画的な土地利用の推進

■ 現況と課題

本市の土地利用は、自然的土地利用として、揖斐川流域兩岸の平野には農地が、揖斐川西岸の平地に続く養老山地には山林が広がっており、都市的土地利用は、旧 3 町庁舎周辺の 3 つの旧中心市街地(海津・平田・南濃)や千代保稻荷神社周辺、養老鉄道駅周辺、国道 258 号沿道等に、相対的に密度が高いまとまった宅地(以下、市街地という)が位置しています。また、集落は、平地では水路に沿って、養老山地山麓には細長く連担して広がっています。

本市は、山間部の一部を除いて、ほぼ全域が都市計画区域に指定されていますが、市街化区域・市街化調整区域を区分する区域区分(線引き)が行われておらず、用途地域も指定されていません。都市計画区域内の農地のほぼ全域が農業振興地域に指定されていることから、農地の無秩序な宅地化は、現在のところ抑制されています。

一方、店舗等の商業用地の立地は、3 つの旧中心市街地や鉄道駅周辺から、国道 258 号や主要地方道津島南濃線等の幹線道路沿道へとシフトする傾向が進んでいます。

今後も開発等による自然環境喪失の可能性は低いと考えられますが、将来にわたって良好な環境を保全するためには、計画的な土地利用を実現する、都市の将来像と方針の設定が必要であり、県の海津都市計画区域マスタープランにその方向性が示されています。

これら 3 つの旧中心市街地を、本市の公共施設が多く立地する市街地(海津)と 2 つの地域拠点(平田・南濃)として、幹線道路でネットワーク化する都市構造を核とする土地利用の充実と、幹線道路沿道への適正な土地利用を図っていくことが課題となっています。

■ 基本方針

歴史的、自然的、社会的特性を踏まえ、市民が快適な生活を送ることができるよう、長期的な展望のもとで、総合的かつ計画的な土地の活用、保全を推進します。

■ 施策の方向

1. 土地利用の方向性の検討

長期的な視点に立って土地利用の方向性の検討を進め、まちの将来像を市民で共有し、これに則った秩序ある土地利用の推進を図ります。

2. 秩序ある土地利用の形成

優良な農地や豊かな山林を保全していくとともに、均衡ある発展を目指し、魅力ある市街地の計画的な誘導に努めます。また、秩序ある土地利用を実現するため、用途地域や特定用途制限区域等の指定、開発指導等の方策についての検討を推進します。

3. 土地調査の推進

今後の計画的な土地利用や保全に向け、土地の開発指導等の行政指導を行ううえで必要となる地籍調査を推進し、土地の正確な実態把握に努めます。

個別計画 海津都市計画区域マスタープラン / 国土利用計画海津市計画

成果指標	現状値	目標値 (H33)
地籍調査進捗率	47.3% (H26)	47.8%

2-2 交通網の整備

■ 現況と課題

本市には、広域的な交通を担う道路として、揖斐川を挟んで西側に国道 258 号が、東側に(主)岐阜南濃線と(一)木曾三川公園線、(一)安八海津線、(主)北方多度線が南北方向に連絡しており、(主)津島南濃線、(一)養老平田線が揖斐川、長良川を横断して、東西方向に連絡しています。

これらの道路を始めとする、市内を連絡する幹線道路において、日常生活の利便性や安全性の向上を目指して、段階構成の整理と体系的なネットワークの構築を図ることが必要です。また、広域的にみると東西方向の連絡が不足しており、新たな広域幹線道路の構想を関係自治体と連携し、要望していくことが課題です。さらに、市内の東海大橋、長良川大橋等の混雑を緩和し、交通を円滑に促すため、新架橋の整備が求められています。

都市計画道路としては、東海環状自動車市域北西部に整備されており、市内に産業の誘致や観光への波及効果が期待されるインターチェンジの開設が予定されています。開設後は、インターチェンジからの交通量が増加することが考えられ、これに対応した幹線道路の整備が必要です。

本市の都市計画区域内における平成 27 年度末現在の国道や、主要地方道、一般県道の主要道路延長は 107.341km であり、整備率は 97.7%となっています。今後は、未整備箇所における拡幅や歩道新設等の推進が急がれるとともに、老朽化が進行しつつある橋梁の長寿命化や架け替えの検討が必要です。

生活道路等においては、利便性、安全性の向上を推進するため、狭隘道路の拡幅等の推進、主な生活道路への歩行帯設置や防護柵設置、街路灯の LED 化等、歩行環境の改善を今後も進めていくことが求められます。

一方、本市の公共交通機関は、養老鉄道養老線が大垣駅と桑名駅間を国道 258 号と並走して運行し、市内には 5 駅あります。また、名阪近鉄バス海津線は、海津・平田市街地と大垣市内を結ぶ唯一の路線バスであり、市民の通勤・通学や自動車を運転できない交通弱者にとっては必要不可欠な交通手段であることから、今後も存続していくための必要な支援を実施していくことが求められます。

コミュニティバスは、平成 27 年 10 月 1 日現在、海津羽島線をはじめとする定時定路線 3 路線と、予め利用したい日時・乗降場所を予約するデマンド交通を運行しています。今後、ますます高齢化社会が進行することから、高齢者等交通弱者のニーズに合った運行サービスの見直しや観光客等、他の利用者に配慮し、更なる利用促進を図り、利便性の向上に努めていくことが課題となっています。

■ 基本方針

広域幹線道路と生活道路は、それぞれの機能が十分に発揮できるように計画的な整備、維持・管理を推進します。また、養老鉄道や民営バス等の地域公共交通の確保・維持を目指します。

■ 施策の方向

1. インターチェンジの整備

東海道自動車道西回りの整備を促進するとともに、地域の魅力を高め、人が集まる活気に満ちた拠点として、インターチェンジの整備、およびこれにアクセスする周辺道路の整備を推進します。

2. 幹線道路の整備

市内地域間の連絡や広域交通、災害時の緊急連絡を担う、幹線道路網の整備計画を検討し、関係機関と連携した主要地方道や一般県道の改良整備や歩道の設置、橋梁部への歩道新設等の整備による、地域を効率的に連絡する体系的な幹線道路網の充実を推進します。市内に多数ある橋梁については、幹線道路網の整備とも連携しながら、「海津市橋梁長寿命化修繕計画」に則り、老朽化が進行している橋梁の予防保全的な修繕、計画的な架け替えを推進します。また、日常の点検や市民からの情報をもとに、路面の維持管理等の補修を行います。

混雑度の高い東海大橋、長良川大橋等の渋滞緩和や市内への交通を円滑に処理するため、新架橋の整備推進を「木曾川・長良川新架橋促進協議会」を通じて各県に要望していきます。

3. 生活道路の整備

生活道路については、狭隘な道路の改良や側溝整備、舗装整備等を推進し、うち、主要な生活道路へは歩行帯の設置等の安全な歩行空間の確保に努めます。

4. 公共交通の維持

養老鉄道養老線および路線バス(名阪近鉄バス海津線)は沿線自治体と協力して補助金等により運営への支援を行うとともに、市民のニーズや観光客に配慮したコミュニティバスやデマンド交通を運行し、高齢者や学生および自家用車利用が困難な交通弱者等の交通手段となる他、観光振興ともタイアップ※した公共交通網の確保と維持に努めます。

※:タイアップ:相互が利益を共有できる協力・提携

個別計画 海津市橋梁長寿命化修繕計画 / 海津市舗装修繕計画 / 海津市地域公共交通網形成計画

成果指標	現状値	目標値 (H33)
橋梁点検 進捗率	1.5%(H26)	10.0%
道路改良 道路整備施工延長	1,417m(H26)	3,000m
コミュニティバス運行 年間輸送人員 (小学生通学利用除く)	135,286人 (H26)	135,000人

2-3 防犯対策・交通安全対策の充実

■ 現況と課題

本市における犯罪発生件数(刑法犯認知件数)は、近年は概ね減少傾向にあり、平成 27 年の犯罪件数は平成 20 年の約 6 割です。罪種別で見ると、車上ねらい、空き巣等の窃盗犯が全体の約 7.4 割を占め多くなっています。

犯罪は全国的に巧妙化、広域化が進んでおり、また、犯罪の低年齢化も指摘され、高齢者や子どもが被害者となる場合も多く見受けられます。還付金詐欺等の振り込め詐欺も社会的な問題となっています。市民の防犯意識の啓発強化が求められるとともに、人口減少や高齢化による地域の防犯力の低下を抑止し、各種犯罪や青少年の非行の防止に努めることが重要です。

警察署の「地域安全ニュース」による市民への情報提供や、「海津地区防犯協会」による防犯活動が行われており、今後もこれらの対策を支援していくことが重要です。また、地域からの要望により、街路へ防犯灯の設置をしています。

交通事故については、平成 27 年の本市での事故発生件数は 1,168 件であり、死亡者数 3 名、負傷者数 171 名です。交通事故の防止のためには、交通危険個所の整備や、転落防止柵やカーブミラー、道路標識、区画線等の交通安全施設の整備を図り、交通環境の改善を推進していくことが必要です。また、交通マナーの浸透や、通学路の交通安全確保、夜間外出時のリフレクター(光の反射板)着用等、交通事故から自らを守る意識の浸透等を図っていくことが必要です。

本市では、子どもや高齢者を対象とした交通安全講習会や事故防止街頭啓発等の活動をしている「海津地区交通安全協会」を支援する他、チャイルドシート購入者に対して補助金を交付しています。

■ 犯罪発生状況の推移

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
犯罪件数合計(件)	518	532	387	441	357	322	397	301
凶犯罪	1	6	0	3	0	1	0	4
粗暴犯	5	5	10	8	6	7	14	10
窃盗犯	386	443	309	346	286	238	318	223
知能犯	13	6	8	6	7	6	8	11
風俗犯	4	3	0	0	4	5	4	3
その他の刑法犯	109	69	60	78	54	65	53	50

資料：海津警察署

■ 交通事故発生状況の推移

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
発生件数(件)	1,161	1,177	1,148	1,223	1,143	1,160	1,129	1,168
人身	190	193	184	150	178	142	132	114
物損	971	984	964	1,073	965	1,018	997	1,054
死亡者(人)	2	3	1	2	6	2	4	3
負傷者(人)	319	291	276	222	263	213	193	171

資料：海津警察署

■ 基本方針

安心を実感できる生活環境の実現に向けて、市民の防犯意識や交通安全意識の高揚を促進するとともに、地域における防犯活動への支援や計画的な交通安全施設の充実を推進します。

■ 施策の方向

1. 防犯体制の強化

市報やホームページ等の広報により、犯罪発生状況や防犯に関する情報を提供し、市民一人ひとりの防犯意識の啓発を推進します。海津警察署、海津地区防犯協会と連携し、不審者への声かけや通報、外出時に隣人への声かけの強化等を図るとともに、子どもの登下校の見守り等市民による防犯パトロール等により地域の犯罪抑止力の向上を図ります。

2. 交通安全対策の推進

子どもから高齢者までの年齢層に応じた交通安全教育を実施し、交通事故の抑止を図るとともに、海津警察署、海津地区交通安全協会と連携し、街頭啓発やパトロールにより、交通安全意識の高揚を図ります。また、海津警察署等の関係機関と連携しながら、事故多発地点や危険箇所の把握に努め、カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の整備を促進します。通学路に関しては、通学路安全推進会議と連携し、危険箇所として抽出された箇所において、安全確保のための道路環境整備を推進します。

成果指標	現状値	目標値 (H33)
刑法犯件数	397件(H26)	282件
交通安全施設 整備力所	64基・カ所(H26)	70基・カ所

2-4 住環境の整備

■ 現況と課題

本市の主な居住エリアは、市内全域に広く分散している集落と、既存の市街地からなっています。町が合併して成立したその経緯から、旧町庁舎周辺の3つの市街地では、公共公益施設や商業施設、住宅が集積する旧町中心市街地としてのポテンシャル[※]が、比較的維持されていることが特徴です。しかし、近年は、旧中心市街地や鉄道駅周辺の市街地において、商業施設等の閉鎖が進んでおり、人口や産業の空洞化による住環境の悪化が懸念されます。

良好な住環境の育成によるまちの魅力の向上は、市民の定住や他市町からの移住を促すうえで重要な要素であり、自然景観や農業生産景観と調和した、本市の魅力を活かした住環境の整備を推進することが大切です。本市の居住エリアの密度は高くなく、住宅・店舗等の立地は、既存の市街地・集落およびその周辺へ充填されることが望まれています。

市街地では、商業施設等の生活利便施設の立地誘導を図るとともに、地域拠点においては、旧高須城下町、千代保稲荷神社を控える今尾の水郷集落、養老鉄道駒野駅等の、各々の地域の歴史や産業、地形条件等を活かした、個性ある落ち着いた住環境の形成を図っていくことが重要です。また、集落においては、今後も農業と密接に結び付いた生活基盤の整備の推進が重要です。

一方、公営住宅は、市内7カ所の計144戸が管理されており、また、特定公共賃貸住宅が12戸管理されています。これらの団地を、適正に維持管理していくとともに、耐用年数が近づく団地については、長寿命化や統廃合、建替え等により計画的に活用していくことが課題です。公営住宅等の公的住宅は、民間の賃貸住宅供給がそれほど多くない本市において、若者の移住・定住の促進に一定の役割を果たすものであり、今後、譲り受けを進めている雇用促進住宅美濃平田宿舎とともに、人口減少対策への有効活用が課題となっています。

※ポテンシャル：潜在能力

■ 基本方針

市外への転出抑制、移住・定住人口の増加に向けて、民間活力を活用しながら様々なニーズに応える住環境の整備を促進します。また、住宅ニーズの受け皿として、空き家の利活用に努めます。

■ 施策の方向

1. 地域の個性を活かした市街地の形成

地域の自然、歴史、産業等を反映した個性のある落ち着いた、快適な市街地の形成を図り、地域や本市への愛着と誇りを持てるまちづくりを推進します。店舗等の生活利便施設は、地域の拠点や幹線道路沿道を中心に立地を誘導し、住宅団地の開発や新規住宅の立地は、既存市街地と一体的に整備されるよう、指導に努めます。また、空家の増加に伴う防災性や防犯性の低下、衛生や景観の悪化への対応とともに、移住・定住施策として、受け皿となり得る既存市街地等の空家の実態を把握し、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、海津市空家等対策協議会を設置し、空家等対策計画の作成・変更や計画に基づく対策等の協議を行います。

2. 集落環境の保全

自然環境や農業生産環境と調和し、歴史に培われた美しい集落環境の継承に努めるとともに、狭隘道路の改善等による生活基盤の整備により、暮らしやすさの向上を図ります。

3. 公的住宅の活用

公営住宅の適正な維持管理に努めるとともに、老朽化が進行する施設の長寿命化や統廃合、建替え等、計画的に推進し、必要とされる公営住宅戸数の維持に努めます。また、雇用促進住宅団地美濃平田宿舍の譲り受けを推進し、公営住宅と併せて若者の移住・定住促進の受け皿としての運用を図ります。

4. 住宅取得への支援

定住奨励金などの助成制度の周知と利用を推進し、新規の住宅建設や既存住宅の活用の促進を図り、地域の住環境の魅力ある充実と若者等の移住・定住の促進を図ります。

個別計画 都市再生整備計画

2-5 防災対策の充実

■ 現況と課題

本市は木曾三川の下流域にあり、平野部では、輪中を形成するなどして古くから水害と闘ってきました。近年、長良川河口堰、徳山ダムなどの施設が完成した他、堤防、排水施設が整備され安全性は大きく向上したものの、集中豪雨などにより揖斐川・長良川の堤防が決壊すると、広範囲で甚大な被害が生じる恐れがあります。また、本市の西側に位置する養老山地の東面は急峻な地形であり、土石流等の災害の発生が懸念され、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流等に指定されている箇所が多数あります。このような地形的条件を持つ本市では、災害被害を軽減するために、治水、治山、砂防対策が必要不可欠です。

治水対策としては、国土交通省・県・市が管理する排水機場等の施設の適正な維持管理が求められるとともに、危険箇所の点検パトロール等の維持管理体制の強化に努めていく必要があります。また、市内を流れる河川の改修工事については、引き続き未整備区間や一部未完成の区間の整備の促進や老朽化した施設の改修等が喫緊の課題となっています。特に、揖斐川右岸の太田特殊堤は老朽化による改修時期を迎えており、用地買収や整備が進められています。

山間部においては、治山事業により水源の涵養や斜面の崩壊を防ぐための森林の整備や荒廃地再生等を積極的に進めること、砂防事業により崩壊斜面上の土留めなどの防災施設の適正な維持管理を行うことが求められています。

一方、南海トラフ巨大地震等の大規模地震の発生が懸念されている状況にあつて、本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定を受けており、また、養老・桑名・四日市断層および平地部の伏在断層が市域に存在しています。地域の防災拠点となる公共施設の耐震化が進められており、市民の生命に関わる住宅の耐震補強工事等による耐震化を促進することが必要です。

現在、国土強靱化地域計画の策定作業を行っているところであり、これを指針として、地域防災計画の他各種マニュアルを見直し、市民に周知していく必要があります。また、市民に対する防災講習や地域での防災訓練の開催、防災リーダーの育成等により、防災意識の向上と地域防災力の強化を図り、自助・共助・公助が一体となった防災体制の形成を図っていくことが課題となっています。

また、寝たきりの高齢者やひとり暮らし高齢者、障がいのある人等は、災害や緊急時の避難の際に支援が必要であり、災害時の安否確認や救助を行う体制を整備していくことが求められています。

■ 基本方針

大規模災害の発生に備え、ハード・ソフトの両面から対策を進めるとともに、市民、事業者、行政の連携による防災・減災体制の強化を図り、強靱なまちづくりを推進します。

■ 施策の方向

1. 防災体制の強化

地域防災計画や各種マニュアルの見直しを適切に行い、行政の防災体制の強化に努めます。また、防災行政無線の整備、災害時に防災拠点や避難施設となる公共施設の整備の推進、水防倉庫の資機材および防災備蓄物資の更新・充実等により、防災対策機能の充実を図ります。加えて、障がい者や高齢者等を対象とする災害時要配慮者台帳の作成等、災害弱者の支援対策の強化に努めます。

2. 地域防災力の強化

防災意識の高揚、啓発のため、防災教育を推進し、防災ガイドブックの発行、街角防災看板の設置等を進めます。また、市民の日ごろの備え(自助)の大切さを啓発するとともに、自主防災組織の結成促進、防災リーダーの育成、防災備蓄資機材購入、自主的な防災訓練の実施を支援することなどにより、地域防災力の強化(共助)を図ります。

また、住宅の耐震診断や木造住宅の耐震補強工事、家屋の倒壊から命を守る耐震シェルター等の設置等への支援を行い、地震に強いまちづくりに努めます。

3. 治水・治山・砂防対策の強化

排水機場等の適正な維持管理、危険箇所のパトロール、排水路の整備を図るとともに、一級河川等の河川改修、津屋川の築堤、揖斐川の築堤護岸改修等の事業の促進に努めます。また、森林の保全と維持管理を図るとともに、土砂災害等の発生の危険性が高い地区については、引き続き、治山、砂防事業による災害防止を推進します。堤防、砂防施設においては除草等、予防保全のための日常的な維持管理に努めます。

個別計画 海津市国民保護計画 / 海津市地域防災計画 / 海津市耐震改修促進計画

成果指標	現状値	目標値 (H33)
管理食料備蓄数	19,131食(H26)	20,000食
自主防災組織結成数	88組織(H26)	100組織
耐震診断件数および耐震補強工事補助件数	17件(H26)	33件

2-6 消防・救急体制の充実

■ 現況と課題

本市の消防体制は、消防本部は1本部1署2分署で構成され、消防団は市内各地域に計15分団で結成され、平成28年4月1日現在、団長以下407人の団員が所属しています。消防団は、火災発生時の消火活動、地震や風水害等の大規模災害発生時における救助活動や避難誘導などの災害防衛活動に従事し、消防署と連携して活動しています。また、海津市女性防火クラブが結成され活動しています。

平成27年の火災発生件数は15件で、被害総額は約5,000万円であり、その内訳は、建物火災が7件、枯れ草などのその他火災が5件、車両火災が3件となっています。一方、救急車出動件数は、特に近年増加がみられ、平成27年は1,871件、1日当たり約5.1件出動しています。その内訳は急病が1,231件と最も多く、出動件数の約6.6割を占めています。次いで、一般負傷241件、交通事故203件と続いています。

少子高齢化社会が進展し、消防団員数の減少や市外への通勤者増加による屋間の消防力低下が課題となる一方、高齢者の救急医療は増加が予測され、消防・救急体制の充実は、市民の生命・身体・財産を守るためにますます重要となってきています。また、初期消火や応急手当が大切であり、市民に対してこれらに関する知識の普及と啓発を図ることが課題となっています。

■ 火災発生状況

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
出火件数(件)	22	15	17	23	20	26	19	15
建物	9	3	5	7	12	9	6	7
林野	0	0	0	0	0	0	0	0
車両	4	5	1	8	1	1	2	3
その他	9	7	11	8	7	16	11	5
焼損棟数(棟)	11	4	10	8	16	10	10	14
死者(人)	0	0	0	2	0	0	0	2
負傷者(人)	1	0	3	0	3	0	4	3
損害額(千円)	77,796	40,447	20,936	28,391	10,946	35,475	102,568	50,012

資料：消防本部

■ 救急車出場状況

単位：件

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
急病	986	1,003	1,077	1,185	1,163	1,119	1,116	1,231
交通事故	233	197	225	200	216	197	209	203
一般負傷	198	196	225	201	240	216	242	241
自損行為	12	14	26	14	16	12	16	17
自然災害	0	0	0	0	0	0	0	0
労働災害	27	27	21	14	21	25	26	33
運動競技	11	17	15	10	24	15	18	28
火災	15	5	6	14	11	7	12	10
加害	1	6	5	5	6	5	4	4
水難	5	1	2	2	5	4	0	1
その他	90	97	95	109	94	101	115	103
計	1,578	1,563	1,697	1,754	1,796	1,701	1,758	1,871

資料：消防本部

■ 基本方針

市民の安心・安全を守るため、行政と地域の連携による防火体制の強化を図ります。また、高齢化等を背景に増加が予想される救急・救助に対する体制の強化を推進します。

■ 施策の方向

1. 消防体制の充実

広域的な連携等による消防本部の機能の充実・強化や、消防職員の資質向上を推進し、安全で確実かつ迅速な消防活動が行える消防体制を推進します。また、初期消火活動を担う地域の消防団や自主防災組織の維持と充実を、市民の理解と協力を促進して図り、定期的な訓練により、消防力の向上と消防本部との連携体制の強化に努めます。

消防施設については、消防本部の防災拠点施設としての維持管理と、車両の維持管理の徹底を図ります。車両、消火栓、防火水槽等の設備・機器は、整備・更新を計画的に進めます。

消防団員数については、自治会や消防団OBからの働きかけにより維持しているが、県が実施する「ありがとね！消防団水防団応援事業所制度」等の消防団インセンティブ制度[※]を周知するなど、消防団が活動しやすい環境づくりを推進し、消防団員の確保に努めます。

[※]消防団インセンティブ制度：消防・防災活動をはじめとする地域の安全・安心のために活動する消防団員、水防団員を、地域のお店が一定のサービスを通じて応援する気運を高め、地域を挙げて盛り上げていく制度

2. 救急・救助体制の充実

増加する救急出動に的確に対応するとともに、救命率の向上を図るため、計画的に高規格救急自動車の整備と更新を進め、また、多種多様な事故や災害に対応できる救急機材の整備、救急救命士の救急技術の向上、隊員の充足に努め、救急体制の充実を図ります。また、命のかかわる救急出動活動を阻害しないよう、市民の救急車利用の適正化を推進する啓発を強化していきます。

3. 市民の防火意識・救急知識の向上

火災予防運動の展開や防火知識の普及を図り、市民の防火意識の啓発に努めます。火災や地震等の災害に対する防火や防火対応力の向上を図るため、事業所や学校、自治会、自主防災組織等が行う訓練を支援し、体験訓練等を計画的に実施します。また、市民を対象とする講習会等で、心肺蘇生法等の応急手当の知識や技術、AEDの取り扱い方法の普及を図り、救命率の向上を図ります。

成果指標	現状値	目標値 (H33)
緊急傷病者搬送率	15.9% (H26)	19.0%

2-7 上・下水道等の整備

■ 現況と課題

本市の上水道は、海津、平田、南濃の3系統で給水されており、平成27年度現在の上水道普及率は99.7%で、給水体制は、ほぼ整備された状況にあります。

しかし、浄水場等の基幹的施設は更新時期を迎えており、配水管の漏水対策とともに、計画的な更新が急務となっています。人口減少等に伴い水道使用量は減少傾向で、上水道会計は厳しい状況にあり、持続的な上水道の維持のためには、水道料金の未収金の徴収強化、有収水量の向上、および施設の長寿命化等を図っていく必要があります。

また、上水道は市民の重要なライフライン[※]であり、地震等の災害時にも早急に復旧できるよう、施設の耐震化等の整備を推進することが重要です。

本市の下水道は、近年、海津および中南部処理区において管渠の新設が推進されており、平成27年度末現在の下水道、農業集落排水、浄化槽を合わせた污水处理施設の普及率は、91.2%となっています。

引き続き、下水道等各種污水处理施設の整備を進める必要がありますが、今後は、老朽化した下水道施設の更新改築経費の増嵩、および大規模災害の発生リスクの増大、少子高齢化、節水機器の普及による料金収入の減少等、下水道事業の経営の更なる健全化を図ることが必要です。

※ライフライン：生活に必須なインフラ設備

■ 上水道普及状況

平成28年3月31日現在

給水区域内 人口（人）	給水人口 （人）	上水道 （人）	簡易水道 （人）	専用水道 （人）	普及率 （%）
34,863	34,741	34,741	0	0	99.7

※普及率＝給水人口／給水区域内人口×100

資料：平成27年度水道統計

■ 基本方針

安全で快適な環境づくりに向けて、上・下水道施設の計画的な維持・管理・更新を推進します。また、下水道については、未普及地区の解消に向けて下水道等の污水处理施設の整備を推進します。

■ 施策の方向

1. 上水道の整備

水道施設の日常的な点検、機器類の整備、異常箇所の早期発見、修繕に努め、安全安心な水道水の安定供給を図ります。水質検査計画に基づいた水質検査と情報提供を行い、水源である地下水の水質汚染防止に努めます。また、水源池、主要管路等の基幹施設における機器や建物の修繕や長寿命化、および計画的な更新や耐震化を推進するとともに、下水道管布設に係る老朽水道管の布設替を推進します。

2. 下水道の整備

下水道等各種污水处理施設の効率的な整備を進め、生活環境の改善および公共用水域の保全を図り、安全で快適な市民生活の確保と水洗化の推進に努めます。また、老朽化した管渠や浄化センター施設の長寿命化計画に基づいた改築更新と修繕、下水道総合地震対策計画に基づいた耐震化を推進し、下水道処理機能の維持に努めます。

3. 災害に強い水道施設の整備

基幹施設、基幹管路等の水道施設の耐震化を図ります。また、渇水時や事故時、災害時等に備え、上水道 3 系統の相互融通を可能にする緊急連絡管等の施設整備を推進するとともに、周辺自治体と連携する応急給水、および応急復旧の体制の点検と強化に努めます。

4. 上下水道会計の健全化

漏水箇所の把握と早期修繕、配水ブロックの見直し等により有収率の向上を図るとともに、給水量に対応した規模の適正化や配水系統の見直し、施設配置の再構築の検討等、運営の効率化を推進します。

下水道事業は、平成 32 年度に公営企業会計へ移行し、経営戦略の見直しを行います。また、各戸から下水道への排水設備の接続について積極的に啓発を図り、水洗化の推進に努めます。

個別計画 海津市水道事業見直し基本計画 / 海津市下水道計画

成果指標	現状値	目標値 (H33)
污水处理人口普及率	91.2%(H27)	93.2%

2-8 公園・緑地の整備

■ 現況と課題

本市には、都市公園として、近隣公園が1カ所(平田公園)、街区公園17カ所、都市緑地1カ所(平田リバーサイドプラザ)の計19カ所の公園が整備されており、この他、自然公園3カ所、農村公園・広場等9カ所、および各自治会で管理しているちびっ子広場が整備されています。

公園・緑地は、市民の憩いの場、安らぎの場として、また、健康増進や身近なレクリエーションの場として、日常の中で豊かな市民生活を営むための大切な役割を果たす空間です。また、身近な住環境にあるこれらの公園等は、災害時には避難場所としての役割が求められます。

よって、都市公園等の公園・緑地においては、適正な維持管理を行い、快適な公園環境を維持していくとともに、今後は、各々の公園の使い方や整備の方向等を、地域の住民とともに探りながら、多面的機能の充実を図っていくことが課題です。日常的な公園管理においても、地域住民組織との協働を視野に入れた管理の在り方を検討していくことが重要です。

一方、本市の山間や水辺の雄大な自然環境を保全し、国営木曽三川公園中央水郷地区(木曽三川公園センター、長良川サービスセンター、アクアワールド水郷パークセンター)、千本松原県立自然公園、揖斐関ヶ原養老国定公園等の公園が、人と豊かな自然が触れ合える場所として整備され、市民のみならず来訪者の観光やスポーツ・レクリエーションの場として親しまれています。これらの広域的な公園等については、本市の貴重な自然資源、観光資源として、行政活動、市民活動の中に積極的に取り込み、活用していくことが望まれます。

■ 都市公園一覧

公園名	所在地	公園名	所在地
城跡公園	海津市海津町高須町127番地1	沙美公園	海津市平田町今尾4400番地1
秋葉公園	海津市海津町高須町560番地6	ふれあい広場	海津市平田町野寺1356番地3
鹿野公園	海津市海津町鹿野495番地	やすらぎ広場	海津市平田町西島214番地
平原公園	海津市海津町平原1127番地	白山公園	海津市平田町脇野294番地1
田中公園	海津市海津町田中501番地	帆引下池公園	海津市海津町帆引新田1537番地
神桐公園	海津市海津町神桐73番地	森下池公園	海津市海津町森下147番地1
松木公園	海津市海津町松木455番地	内記池公園	海津市海津町草場468番地2
田外ノ池公園	海津市海津町東小島184番地2	平田公園	海津市平田町三郷2330番地
大観池公園	海津市海津町高須449番地7	平田リバーサイドプラザ	海津市平田町野寺2266番地3
殿町ポケットパーク	海津市海津町高須町406番地3		

資料：住宅都市計画課

■ 基本方針

市民の交流促進、都市における防災機能の向上等の多様な観点から、誰もが気軽に利用でき、憩いの場となる公園・緑地の整備を推進します。

■ 施策の方向

1. 都市公園等の維持管理

ちびっ子広場等の身近な公園は、子どもの遊び場、高齢者等の憩いの場、健康づくりの場、コミュニティ活動の場、および災害時の避難場所等の、多目的に市民の日常生活に密着した空間として、安全に安心して快適に利用できるよう、遊具等の保守点検、植栽等の管理等を適切に行い、環境の保全に努めます。

都市公園等の日常的な維持管理にあたっては、指定管理者制度の導入の検討等を図り、市民との協働による運営や維持管理体制の確立を推進します。

2. 水郷を活かした水辺空間の整備

国の木曾三川公園大江緑道の整備と連携し、大江川沿いの貴重な水辺空間の保全や再生を推進し、自然観察やスポーツ・レクリエーション、水郷を活かした環境学習の場等として活用を図り、潤いのある空間を市民に提供するとともに、更なる観光客の誘引に向け、舟運観光や新たな試みを推進します。また、周辺の張り巡らされた水路や河川においても、地域の歴史を継承する水辺空間として、水郷景観と馴染む護岸の復元や、自然環境と共生する河川敷や堤防整備を進めます。

2-9 自然環境の保全

■ 現況と課題

本市は、のどかな田園風景、美しい水辺空間、恵まれた森林資源等の自然環境を、先人から貴重な財産として受け継いでいます。特に、木曾三川流域の輪中地域は古くから水とともに栄え、川の恵みである魚貝類は、貴重なタンパク源として、独自の食文化を育んできました。また、湧水地だけに生息する全国でも珍しいハリヨの存在が確認されており、学術的にも貴重な動植物がいく種類も生息しています。

これらの豊かな自然環境を、後世に引き継いでいくためには、森林や河川の保全が図られるとともに、希少生物を含む生態系の保護が重要であり、自然環境や生態系維持に対する市民の意識の向上を環境学習等により図っていくことが求められます。

本市に寄せられた公害苦情件数の推移は、ほぼ横ばいで年間 10 件程であり、近年は、水質汚濁に関する苦情件数がやや多く、下水道の普及や啓発等により、公共水域の水質汚濁の防止が目指されます。

一方、地球温暖化や異常気象等、地球規模の環境問題が懸念されており、我が国でも、近年、化石燃料に頼らない発電の選択が可能な電力自由化が開始され、省エネ・省資源への取り組みが進められています。また、温室効果ガスの排出要因の約 8 割を電力消費が占めていることから、その削減には冷暖房や照明、OA 機器等、電気機器の省エネ化、効率化による省資源化を促進し、地球環境問題への市民の理解と、意識の向上を図っていくことが求められます。

本市では、新エネルギーの普及と啓発を目的とした、風力・太陽光発電によるハイブリッド街路灯等を設置している他、市庁舎や校舎への太陽光発電システムの設置、市庁舎および道の駅(クレール平田、月見の里南濃)にEV*用急速充電設備を設置、公用車にクリーンエネルギー車**も導入しており、また、防犯灯・街路灯のLED化を進めております。

また、循環型社会の推進は、有限である資源の使用を抑え、将来にわたって持続可能な社会を形成するために必要不可欠な課題です。ごみをいかに可能な限り再利用、再資源化していくかが問われています。本市では、ごみの分別収集とリサイクル拠点「エコドーム」での、資源ごみの回収を推進しており、ごみの減量を目指しています。

今後も、ごみの発生抑制と再利用による減量化、リサイクルの啓発等、各施策を進めていくとともに、市民の意識向上を図っていくことが必要です。また、人の目が行き届かない場所への、ごみのポイ捨てや廃棄物の不法投棄の防止も課題となっています。

※EV:(Electric Vehicle)電気自動車

※クリーンエネルギー車:電気自動車・ハイブリット車

■ ごみ処理状況の推移

単位:t/年

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
可燃ごみ	4,577	4,498	4,493	4,555	4,527	4,458	4,400	4,402
不燃ごみ	438	371	364	236	236	237	229	259
粗大ごみ	141	113	99	100	89	99	107	98
資源ごみ	461	440	421	405	402	392	369	382
計	5,617	5,422	5,377	5,296	5,254	5,186	5,105	5,141

資料:環境課

■ 基本方針

木曾三川や水郷地帯、養老山地等、本市独自の豊かな自然環境の保全・再生に努めます。また、環境負荷の低減に向けて、省エネルギー・省資源対策の推進、ごみの減量・再資源化等を推進します。

■ 施策の方向

1. 生態系の保護と自然環境の保全

ハリヨ等の希少な動植物の保護活動と生息地の保全を市民と協働で進め、また、河川やため池等の治水事業においては、自然に配慮した工法の採用を図り、生態系の保護に努めます。ビオトープや希少生物生息地を活用し、環境学習の場や水辺環境とのふれあいづくりに努めるとともに、下水道の整備等、公共水域の水質の向上を進め、水辺環境の保全に努めます。また、養老山地の森林保全に努め、水源涵養、緑地環境保全を図るとともに、生態系に配慮した森林の整備に努めます。

2. 省エネ・省資源社会の推進

公共施設における省エネルギーの積極的な取り組みと、家庭や事業所等への省エネルギー意識の啓発を図ります。また、地球温暖化防止対策を図るため、二酸化炭素排出量の削減に向けて、公共施設等に太陽光発電システムの設置、街路灯のLED化を推進します。今後も率先して公共施設や公用車等への、省エネルギー対応型や新エネルギーを活用する設備等の導入を推進し、低炭素社会の実現に貢献します。

3. 循環型社会の推進

リサイクル拠点「エコドーム」の利用促進や、資源回収事業奨励金、生ごみ処理機器設置補助金等の支援により、ごみの減量化・再資源化を推進します。また、「エコドーム」等での啓発コーナーの設置や地域や各種団体でのリサイクル活動を通して、ごみの減量化・再資源化に対する市民意識の啓発や高揚を図ります。後を絶たない不法投棄に対しては、不法投棄されにくい環境づくりのため、引き続き市内一斉美化運動を実施し、市民の啓発に繋げるとともに、環境パトロール員等による監視の充実を図り、不法投棄の防止を図ります。

個別計画 海津市環境基本計画 / 一般廃棄物処理基本計画

成果指標	現状値	目標値 (H33)
家庭系ごみ1人1日あたり排出量	414g(H27)	400g
エコドーム資源搬入量	312t(H27)	330t

政策イメージの写真

個性と創造性を培う ころこ豊かな まちづくり
【教育・文化】

基本目標 3

3-1 学校教育環境の充実

■ 現況と課題

本市の児童・生徒数は、平成28年5月1日現在、それぞれ1,711人、973人で、近年ともに減少傾向にあります。

社会問題として、子どもの学力や学習意欲の低下が提起されていますが、本市教育研究所の研修等により教職員の資質の向上を図るとともに、市の独自事業として少人数支援員、学級支援員、特別支援教育アシスタント、学校図書館司書、英語インストラクターおよび外国語指導助手を配置し、教育体制の充実を図っています。

また、中学生から職場体験学習を通じて、職業観や人生観を段階的に育てるキャリア教育を行っていますが、地域資源を活かした郷土学習や、災害に適切に対応する能力等を身につける防災教育等の社会学習も拡充していくことが求められています。本市にある県立海津明誠高校についても、高校生が地域の活動に積極的に参加し、地域のなかで多様な体験・つながりを通して成長できる教育環境づくりが求められています。併せて、子どもの心の問題への対応も教育現場に求められており、子ども自らが悩み事を相談できるスクールカウンセラーや教育相談員による相談を定期的に開催しています。

学校教育施設については、耐震補強工事が施されていますが、全体的に老朽化しており、大規模改修等を計画的に実施し、維持・管理を行う必要があります。

近年の出生率低下により、今後も児童・生徒数の減少が懸念されることを考え、施設の適正配置について検討していきます。

市内の小中学校、公立保育園・幼稚園・認定こども園の給食は、海津市学校給食センターから一括して配食されています。効率的な運営を目指して、調理・配送業務の民間委託を実施しており、今後も、衛生管理や事故防止の徹底を図りながら、さらなる効率的な運営を目指します。

■ 小中学校の状況

単位：人、校 各年度5月1日現在

	小学校					中学校				
	児童数	小学校数	一校当りの児童数	教員数	教員一人当りの児童数	生徒数	中学校数	一校当りの児童数	教員数	教員一人当りの生徒数
平成20年度	2,157	10	215.7	147	14.7	1,175	4	293.8	86	13.7
平成21年度	2,092	10	209.2	148	14.1	1,156	4	289.0	84	13.8
平成22年度	2,059	10	205.9	148	13.9	1,132	4	283.0	83	13.6
平成23年度	2,034	10	203.4	151	13.5	1,110	4	277.5	88	12.6
平成24年度	1,954	10	195.4	145	13.5	1,047	4	261.8	90	11.6
平成25年度	1,911	10	191.1	145	13.2	1,032	4	258.0	90	11.5
平成26年度	1,843	10	184.3	169	10.9	1,000	4	250.0	97	10.3
平成27年度	1,812	10	181.2	178	10.2	989	4	247.3	98	10.1
平成28年度	1,711	10	171.1	165	10.4	973	3	324.3	82	11.9

資料：学校基本調査

■ 基本方針

子どもたちが、時代の変化に柔軟に対応できる幅広い知識と視野を身につけることができるよう、小中学校はもちろん就学前教育も含め、学校施設・教育内容の充実や教職員の資質向上を推進します。

■ 施策の方向

1. 学校教育の充実

児童・生徒一人ひとりの基礎学力の向上を図るとともに、個性や能力を伸ばす教育を推進するため、少人数支援員や学級指導員、特別支援教育アシスタント、学校図書館司書の配置を図り、きめ細やかな学校教育の実現に努めます。パソコン支援員の派遣や、小学校への英語活動インストラクター、小中学校への外国語指導助手(ALT)の配置を行い、情報社会、国際化社会に対応する教育内容の充実を図るとともに、環境共生社会に対応する野外・校外活動や職場体験を通じたキャリア教育、ふるさとの歴史や自然を学び郷土愛を育む郷土学習等を推進します。また、教育研究所の各種研修機会や教育専門指導員の派遣を通して、教職員の指導力の向上を推進し、指導体制の充実を図ります。

また、海津明誠高校の高校生が地域の関係施設や人材を教育資源として有効に活用するなど、地域のなかで多様な体験やつながりを通して成長できる環境づくりを進めます。

2. 子どもの人間形成づくりの支援

誰もが教育を受けることができるよう、就学奨励支援や特別支援学級の充実を図り、遠距離通学の児童に対しては、スクールバスの運行を継続します。また、こども園等の就学前施設において、幼児教育・保育の充実と小学校との連携を推進するとともに、小中学校と海津明誠高校との連携を推進し、連続した切れ目のない人材育成体制を目指します。

不登校やいじめ等の子どもの悩みに対し、スクール相談員を派遣して心の教室を設置し、相談や家庭訪問、学習支援等を行い、学校や家庭、地域と連携した支援を推進します。また、人権尊重都市宣言に基づき、教職員の人権教育の一層の推進により、差別のない社会を目指す教育に努めます。

3. 学校施設・教育設備の充実

情報社会に適応する人材育成のために、小中学校における児童・生徒のパソコン使用の環境整備や電子黒板等、情報教育機器の充実を図るとともに、教育課程に適合した教材、教具の整備に努めます。また、安全で安心な学校施設とするため適時改修等を行います。

4. 学校規模の適正化

一人ひとりの児童・生徒が多様な考え方を持つ集団の中で、互いに認め合い、協力することを通して資質や能力を伸ばしていく教育上の観点から、児童・生徒数が減少する中、学校の規模を適正に保つため、保護者をはじめとして学校運営にご協力いただく地域の皆様を中心に教育者等有識者を加えた会議を設置して意見を聴取するなど、現状の把握に努め、学校の統廃合について継続的な検討に努めます。

個別計画 海津市教育振興基本計画

成果指標	現状値	目標値 (H33)
不登校児童・生徒数 (年間30日以上欠席)	30人 (H26)	24人

3-2 生涯学習環境の充実

■ 現況と課題

生涯学習は、市民一人ひとりの生きがいづくりだけでなく、地域を支える人づくりであり、地域における社会関係、人間関係を豊かにするものです。「いつでも、だれでも、どこでも、何からでも」学べる機会の提供が目指されています。

本市では、文化センターや文化会館、生涯学習センター、働く女性の家等を会場として、数多くの講座を実施してきました。現在、各種講座で学んだ市民により、学習修了後に発足された自主的なクラブ・サークルが多数活動しています。

講座の開催については、今後、多様で高度化した生涯学習ニーズに対応し、誰もが自由に学べる機会の充実を図るため、地域の実情に即した生涯学習の企画を検討していく必要があります。また、自主的なクラブ・サークル活動の継続・発展のためには、各種の支援を図っていくことが必要です。

市内 3 カ所の図書館では、読書の好きな市民を育てる取り組みとともに、各種の資料提供や生涯学習の機会を提供しています。図書館の利用状況は、平成 27 年度現在、年間入館者数は 149,120 人、年間貸出利用者総数は 53,823 人、年間貸出総数は 265,257 冊で、その推移は近年ほぼ横ばいとなっています。

次世代を担う子どもたちに対しては、乳児健診時に絵本を無償で提供するブックスタートやおはなし会等を実施し、子どもの読書を推進しています。

これら生涯学習の会場となっている文化センター等の多くの施設においては、老朽化が進行しており、地域での学習の場を確保していく視点からも、適正な配置とその維持管理が課題となっています。

■ 図書館の利用状況

	海津図書館			平田図書館			南濃図書館		
	貸出点数 (冊)	貸出利用 者数 (人)	入館者数 (人)	貸出点数 (冊)	貸出利用 者数 (人)	入館者数 (人)	貸出点数 (冊)	貸出利用 者数 (人)	入館者数 (人)
平成20年度	131,531	28,469	90,246	110,234	21,300	69,307	12,607	3,250	15,138
平成21年度	137,596	28,424	90,175	117,011	21,970	76,761	13,540	3,486	17,440
平成22年度	134,170	27,541	85,265	118,144	22,001	76,698	12,316	3,142	15,522
平成23年度	130,006	26,442	82,696	115,281	20,915	70,485	15,500	3,695	17,571
平成24年度	123,658	23,411	73,675	120,263	20,547	69,953	14,868	3,242	15,923
平成25年度	125,798	24,646	73,299	127,223	21,691	67,000	12,376	2,902	13,547
平成26年度	130,543	28,257	74,209	118,449	21,575	62,709	13,129	3,308	12,677
平成27年度	128,720	27,741	74,533	123,520	22,834	61,112	13,017	3,248	13,475

資料：図書館

■ 基本方針

市民が生涯にわたって生きがいを持ち、文化的で心豊かな生活を送ることができるよう、各種学級・講座等の機会の創出や指導者の発掘・育成を推進します。

■ 施策の方向

1. 生涯学習の講座等の充実

市民一人ひとりが学びたいという要求に基づき、自発的に学習が展開できるよう、ライフステージに応じた学習課題を分析し、市民の学習ニーズの把握に努めながら、生涯学習の多様な講座内容の充実を図るとともに、誰もが参加しやすい環境整備を推進します。

また、学習活動を支援する人材の活用として、これまで学習修得者が培ってきた技術やノウハウを還元できるよう人材登録を促進し、指導者の発掘・育成に努め、市民の学習ニーズに即した講座等の開催を推進するとともに、自主的なクラブ・サークル活動等の学習を行う団体の育成、支援に努めます。

2. 読書活動の推進

生涯学習活動を支援する情報拠点である図書館において、蔵書や資料の充実を図るとともに、多様な資料請求に迅速かつ的確に対応できる検索システムの充実やインターネットを活用した市民サービスを推進し、利用の促進を図ります。

本に親しむ市民の増加を図るため、新刊書の紹介、NPO やボランティア団体と連携した読書会や「絵本の読み聞かせ会」等の図書館イベントの開催の充実を図ります。また、子どもが小さい頃から本に親しめるよう、乳児健診時に絵本を無償で提供する「ブックスタート事業」の取り組みを継続します。

3. 生涯学習施設等の整備・ネットワーク化

生涯学習センターや図書館、公民館等の生涯学習施設について、改修等により充実に努めるとともに、市民の身近な学習機会の確保や公平性を考慮しながら、施設の統廃合やネットワーク化の検討を図ります。

個別計画 海津市生涯学習基本計画 / 海津市子どもの読書活動推進計画

成果指標	現状値	目標値 (H33)
生涯学習講座 受講者数	1,650人(H26)	1,800人
市立図書館貸出数	262,121冊(H26)	275,000冊

3-3 青少年の健全育成支援

■ 現況と課題

青少年を取り巻く環境として、核家族化や少子化の進行、共働き世帯の増加等を背景に、親子の接触機会の減少や地域における連帯感や帰属感の希薄化、家庭や地域での教育力の低下が指摘されています。また、青少年の抱えている問題は、少年非行・犯罪の低年齢化、家庭内の暴力や虐待、いじめや不登校、引きこもり、ニートの増加等、複雑化、多様化しています。

特に近年は、情報通信機器の普及により、ネットトラブルに巻き込まれる事件・事案が増加傾向にあります。青少年の健全育成のためには、家庭や学校、地域、市が連携を図り、青少年が健やかに育つ環境づくりに努める必要があります。

本市では、成人の集い事業(成人式)の企画運営や子ども会育成会をはじめとする、青少年健全育成団体の活動などを通して、同世代とのふれあいや社会との接点の場をつくり、連帯感の創出や社会参加意識の向上を促しています。

また、青少年育成市民会議と連携しながら、青少年の健全育成活動を推進しています。小学校区ごとに青少年育成推進員を配置し、地域の実態に即した実践活動の展開を目指していますが、各地区の行事参加や活動状況に差があります。

子ども会の活動においても、子どもの減少や地域での子どものつながりが弱まる中、活動も停滞傾向になっており、今後、子ども会活動の活性化を図るため、育成指導者やジュニアリーダーを育成するとともに、地域行事や各種活動との連携を強める必要があります。

今後も、青少年の社会参加の機会や主体的な活動に対する支援の充実、青少年育成市民運動の普及、市や地域ぐるみで青少年を見守り育む環境づくりに努めることが課題となっています。

■ 基本方針

世代・地域・心のつながりを強化し、青少年が健やかに育つため、愛情と思いやりに溢れた生きる喜びを感じることができる環境の充実を推進します。

■ 施策の方向

1. 青少年の社会参加の促進

新成人が自ら企画する「成人の集い」の開催等、青少年が同年代の仲間と交流できる機会や場の提供に努めるとともに、市内で行われている文化や芸術、スポーツ、ボランティア等の様々な活動の場への青少年の参加の促進を図ります。また、市内の学校の代表者が集まる「スクールサミット」を開催し、自分たちの手で、より良い青少年の健全育成を促進します。さらには、子ども会活動の支援強化を通じ、子どもの健全育成を推進します。

2. 地域の見守り体制の確立

「地域の子どもは地域で守り育てる」の意識のもと、青少年育成推進委員の活動の周知や「地域のおじさん・おばさん運動」の登録者数の増加に努めるとともに、青少年への日常的な見守りや声かけを促進し、身近に相談できる大人がいる地域社会を目指します。

また、補導活動等により青少年の非行の未然防止に努め、家庭や学校、地域等の連携による、地域ぐるみの健全育成活動を推進します。

成果指標	現状値	目標値 (H33)
成人の集い参加率	82.9%(H26)	85.0%
単位子ども会会員数	4,487人(H26)	4,000人
地域のおじさん・おばさん運動 登録者数	306人(H26)	350人

3-4 文化の振興

■ 現況と課題

余暇時間の増大や生活水準の向上等に伴い、日常生活の中で「心の豊かさ」を求めるニーズが高まっています。

本市では、優れた芸術に触れる機会として、舞台芸術鑑賞等を開催し、市民の精神的な充足と、文化・芸術活動に対する興味や関心、活動意欲の向上を図っています。

また、市民や文化関連団体が中心となり毎年、市民文化祭を開催しており、文化・芸術にふれる機会、日頃の文化活動を発表する機会となっています。

今後も、集客力の改善や財政的な工夫を行いながら、より幅広い多くの市民の参加と、文化芸術に対する関心の向上を図っていくことが求められます。

一方、市内には、地域の歴史に根ざした数多くの文化財や史跡があり、伝統行事として全国的に有名な「今尾左義長」をはじめ、「御殿万歳」等の伝統芸能が各地域で継承されています。本市の歴史や先人の知恵を学ぶ場所として、歴史民俗資料館やさぼう遊学館が整備されています。

郷土の歴史文化を守り、後世に正しく継承していくためには、これらの文化財や史跡、伝統芸能を適切に保存、管理継承、活用、公開を図っていく必要があります。

今後も、市内に所在する指定・登録文化財を適切に管理し、さらなる文化財等歴史資料の調査や掘り起こしを進めるとともに、未調査遺跡の発掘実施や伝統芸能の後継者育成等を目指していく必要があります。また、歴史民俗資料館等で魅力ある展示や企画を目指し、郷土文化を広く市民に普及していくことが課題となっています。

■文化財一覧

市指定文化財

種別	番号	名称	数量	所在地	指定日
史跡	1	駒野城跡	1	南濃町駒野	S31.8.20
	2	氏家ト全の墓	1	南濃町安江(碑) 安江(塚)	〃
	3	東天神古墳	1	南濃町駒野	〃
	4	行基寺古墳	1	南濃町上野河戸	S31.10.25
	5	志津三郎兼氏住居跡	1	南濃町志津	〃
	6	今尾渡し道標	1	平田町今尾	S51.6.15
	7	津屋城跡	1	南濃町津屋	S56.12.16
	8	円満寺山古墳	1	南濃町庭田	〃
	9	狐平古墳	1	南濃町境	H6.2.23
	10	七つ墓	1	南濃町志津	H13.9.5
	11	柑橘翁伊藤東太夫碑	1	南濃町太田	〃
	12	出来山三号墳	1	南濃町吉田	H15.12.15
	13	徳永寿昌墓碑	1	海津町高須	H17.2.22
名勝	1	臥龍山行基寺	—	南濃町上野河戸	S31.10.25
天然記念物	1	志津の養老ナシ	2	南濃町志津	S31.8.20
	2	出来山の千本桜	約450本	南濃町吉田	S34.2.6
	3	ハリヨ	1	南濃町全域	S56.12.16
	4	駒野のイヌマキ	1	南濃町駒野	S63.12.9
	5	諏訪神社のマキ	1	南濃町松山	H2.7.24
	6	杉生神社のヒツバタゴ	1	南濃町太田	H6.2.23
	7	八幡神社のイチョウ	1	南濃町山崎	H6.2.23
有形文化財	1	木彫観音立像	1	海津町油島	S30.9.27
	2	木彫観音立像	1	海津町日原	〃
	3	山越弥陀三尊仏	1	南濃町上野河戸	S31.10.25
	4	古磬	1	〃	〃
	5	時計コレクション	5	〃	〃
	6	七重塔	1	〃	〃
	7	武装半跏像	1	〃	〃
	8	釈迦如来立像	1	〃	〃
	9	阿弥陀如来(頭部)	1	〃	〃
	10	御墨印	1	〃	〃
	11	西願寺山門	1	平田町今尾	S54.9.5
	12	四方織部釉小菊印花文大香炉	1	〃	S60.10.26
	13	黄瀬戸釉狛犬	1対	〃	〃
	14	早川邸	1	平田町三郷	H15.10.15
	15	円成寺の大提灯	1対	南濃町太田	H15.12.15
	16	八手観世音菩薩像	1	海津町日原	H17.2.22
	17	円空仏	1	海津町瀬古	〃
	18	高須別院梵鐘	1	海津町高須町	〃
	19	徳永寿昌・昌重連署状	1	海津町萱野	〃
	20	釈迦如来坐像	1	南濃町庭田	H21.4.9

市指定文化財

種別	番号	名称	数量	所在地	指定日
有形文化財	21	薬師如来坐像	1	〃	〃
	22	大日如来坐像	1	〃	〃
	23	十一面観世音菩薩立像	1	〃	〃
	24	聖観世音菩薩立像	1	〃	〃
	25	阿弥陀如来坐像	1	〃	〃
	26	木造天部像	4	〃	〃
	27	地藏菩薩坐像	1	〃	〃
	28	金廻四間門樋	1	海津町萱野	H27.4.3
有形民俗文化財	1	本町軋	1	海津町萱野	H4.10.1
	2	末広町軋	1	海津町萱野	〃
	3	山車・恵比須神	1	平田町今尾	H6.11.16
	4	本阿弥新田助命壇	1	海津町本阿弥新田	H9.12.12
無形民俗文化財	1	高田の甘酒まつり	-	平田町高田	S54.9.5

国指定文化財

種別	番号	名称	数量	所在地	指定日
史跡	510	油島千本松締切堤	1	海津町油島	S15.7.12
天然記念物	148	津屋川水系清水池ハリヨ生息地	1	南濃町津屋	H24.9.19

国登録文化財

種別	番号	名称	数量	所在地	指定日
有形文化財	10	羽根谷砂防堰堤(第1堰堤)	1	南濃町奥条	H9.9.3
	11	羽根谷砂防堰堤	1	〃	H10.1.16
	155	伊藤家住宅主屋	1	南濃町吉田	H20.3.7
	156	伊藤家住宅収蔵庫	1	〃	H20.3.7

県指定文化財

種別	番号	名称	数量	所在地	指定日
史跡	46	高須藩主歴代墓	9	南濃町上野河戸	S32.7.9
	47	石津薩摩工事義歿者墓	13	南濃町太田	〃
	48	羽沢貝塚	1	南濃町羽沢	〃
	49	庭田貝塚	1	南濃町庭田	〃
	159	春岱今尾窯跡	2	平田町今尾	S51.12.21
	163	今尾常榮寺薩摩工事義歿者墓	1	〃	S56.5.19
天然記念物	12	松山諏訪神社の大クス	1	南濃町松山	S32.7.9
	203	梶屋八幡神社社叢	1	海津町稲山	S58.2.25
	208	杉生神社のケヤキ	1	南濃町太田	H8.7.9
重要文化財	35	板碑	1	南濃町上野河戸	S32.7.9
	42	一光三尊弥陀仏	1	〃	S32.12.19
	432	蛇池宝篋印塔	1	平田町蛇池	S52.11.18
重要無形文化財	41	今尾左義長	-	平田町今尾	S55.1.18

資料:社会教育課

■ 基本方針

歴史・文化を身近に感じられるまちとなるよう、優れた文化・芸術に接する機会の提供に努めるとともに、文化施設の整備、文化行事の活性化、伝統文化の継承、文化団体・グループの育成を推進します。

■ 施策の方向

1. 文化活動の充実

市民が豊かな芸術文化に接することができるよう、舞台芸術鑑賞や音楽鑑賞会、講演会等の優れた芸術文化機会の開催に努めます。市民の自主的な文化活動を行う場や機会の提供を図るなどして支援するとともに、活動の主体となる文化団体やグループ等の育成を図ります。さらには、活動成果を発表する場の提供や歌謡祭、文化展の開催を支援します。また、市民参加型による市民劇など芸術創作活動の奨励や交流機会の充実を推進して、市民の自主的な文化活動の振興に努めます。

2. 文化財の保全と継承

国、県、市指定および登録文化財やその他の歴史文化遺産、伝統芸能等の適切な保存、管理継承、活用を図るとともに、遺跡の調査・研究や、新たな文化財の掘り起こしを推進し、潜在する価値の高い建築物や史跡等の整備・復元に努めます。また、地域に伝わる伝統芸能、行事等についても、今後も掘り起こしを進め、保存活用等への支援を行うとともに後継者の育成を図ります。

学校教育等においては、郷土の歴史や文化を知り郷土愛を深め、郷土学習の機会を提供し、伝統芸能や行事への市民の関心と参加を促進します。

3. 歴史民俗資料館の活動充実

歴史民俗資料館の活動においては、郷土の歴史や民俗資料を収集、整理、保存し、貴重な文化財を次世代へ継承するとともに、魅力ある企画、展示の充実に努めます。また、文化財等を活用した講座や、能や狂言等の公演、体験講座の開催を充実し、生涯学習や郷土学習を通して、郷土の歴史・文化への関心や文化財保護意識の啓発と浸透に努めます。

成果指標	現状値	目標値 (H33)
市内の文化団体の登録者数	1,605人(H26)	1,700人
文化財保存管理件数 (補助管理実施率)	8件 (100%) (H26)	9件 (100%)
歴史民俗資料館 催事1日あたりの来場者数	235人(H27)	250人

3-5 スポーツ活動の振興

■ 現況と課題

市民が生涯を通して健康で生きがいある人生を送るためには、誰もが各々の年齢や体力に応じて、いつでも身近にスポーツを楽しめる環境が大切です。

本市では、スポーツ推進委員や体育振興会、体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等などの関係団体により、軽スポーツ教室やソフトボール大会、運動会等が開催され、市民参加型のスポーツ活動が推進されています。

多様化するスポーツのニーズに応えるため、子どもから高齢者まで年齢にかかわらず、生涯を通して交流を図りながらスポーツを楽しめる、地域性を活かした総合型地域スポーツクラブが、現在、市内に 2 団体設立されています。

地域におけるスポーツ活動の振興のためには、指導員の育成や参加者の停滞、高齢化がみられるスポーツ団体等の活性化が課題であり、また、軽スポーツ教室や運動会等は、幅広い市民を対象としており、高齢者や障がい者(児)を含めたスポーツ活動を、関係団体と協議しながら進めていくことが求められます。

また、平田体育館の耐震補強等、老朽化したスポーツ施設の計画的な改修や長寿命化を、引き続き推進していく必要があります。

一方、本市の地理的適性から特徴あるスポーツとして、ボートやカヌー等の水上スポーツの活動の拠点が、長良川サービスセンター周辺に整備され、利用しやすい環境が整えられており、平成 25 年度より長良川水上スポーツフェスタを毎年開催するなど、これらの競技スポーツ活動の育成が推進されています。東京五輪に向けては、ボートに併せ、カヌー、トライアスロンの事前キャンプの誘致を目指していきます。

■ 基本方針

市民が健康でいきいきとした日常生活を送ることができるよう、スポーツ環境の充実や指導者の養成・確保に努め、誰もが気軽に親しむことができるスポーツ環境の整備を推進します。

■ 施策の方向

1. スポーツ活動の充実

総合型地域スポーツクラブ等の団体が行うスポーツサークルや教室、大会の開催を支援し、多様な世代の健康づくりを推進するとともに、軽スポーツ教室やイベントでの体力測定等の充実を図り、市民の健康づくりへの関心と日常生活の中での軽スポーツ実践の促進に努めます。

また、子どもの健全育成のため、スポーツ少年団等のチームスポーツ活動への支援や、学校部活動の活性化を図る他、身近な地域で親子、家族で参加できるイベント等の充実や、障がい者(児)のスポーツ機会の充実を図る等、市民のライフスタイルやライフステージに応じて参加できる、スポーツ活動機会の充実を推進します。

2. スポーツ施設・備品の充実

既存の体育施設の耐震化や適切な維持管理、利用のネットワーク化を図るとともに、学校の体育館の有効利用を推進し、また、ウォーキングや体操等の軽い運動が安全に行える道路、公園等の環境整備を進め、市民が利用しやすいスポーツ環境の充実を図ります。また、スポーツ備品の充実や貸出により、市民や団体のスポーツ活動への参加を支援します。

国が管理する長良川サービスセンターについては、市民が利用しやすくなるよう、関係機関との協議を進め、水上競技スポーツ活動への関心と参加機会の創出を推進します。

3. 指導者・団体の育成

市民がスポーツに親しみ、技術が向上できるよう、スポーツ指導者研修の充実を図ります。また、市民のニーズに合った指導が行えるよう、指導者間の情報交換・共有を支援します。

体育協会等の既存のスポーツ団体・クラブの活動内容に対する支援を行うとともに、団体間の連携の促進による運営の効率化や、団体等の統廃合、法人化等を検討し、持続可能な組織への転換を支援します。また、総合型地域スポーツクラブについては、クラブマネージャーや指導者の資質向上、自主運営への働きかけ等クラブの育成を図ります。

個別計画 海津市スポーツ推進計画

成果指標	現状値	目標値 (H33)
スポーツ推進委員の活動回数 (軽スポーツ教室、各種研究大会参加)	28回 (H26)	30回
体育大会参加者数	900人 (H26)	950人

3-6 地域間交流・多文化共生の推進

■ 現況と課題

異なる地域と交流することは、その地域の文化、そこで暮らす人々の生活への理解を深めることです。広い視野から自分たちの地域を見つめ直し、改めてその価値や大切さを実感できる機会でもあります。情報化社会においても、人と人が直接会って交流を図ることは重要です。

国内交流としては、歴史的なつながりをもつ鹿児島県霧島市と姉妹都市関係にあり、また、山形県酒田市とは友好都市関係で、両市とは、教育・産業分野で交流を展開しています。ホームステイで霧島市と中高生の相互訪問を、酒田市と小学生の相互訪問を行ってきましたが、近年は参加者が減少しており、ホテル宿泊型の交流等、新しい交流の在り方を模索しています。今後も、交流活動の情報発信等を強化し、周知していく必要があります。

国際交流としては、中華人民共和国江西省と友好関係にあり、訪問団の受け入れ、外国人技術研修生の受け入れ、地元企業の江西省進出等、教育・経済分野での交流が行われてきました。

一方、平成 28 年 4 月 1 日現在、本市の外国人住民数は 555 人であり、本市人口の僅か 1.5%程度と、それほど多くありません。国籍別で見ると、中国が全体の 42%を占め最も多く、次いでベトナム 14%となっています。それ以外の外国人の割合も高くなってきており、本市においても多様な文化の流入が進行しつつあるといえます。

言葉の違いによるコミュニケーション不足や、文化・考え方の違いによる理解不足等により、外国人住民と日本人住民との間に壁が生じる場合も少なくありません。今後も、生活情報の提供や相談体制の充実、地域住民との交流の促進により、外国人と日本人が互いに尊重され共生しやすい環境の整備を図っていく必要があります。

今後も外国人が必要としている仕事や保健、医療、福祉等の行政サービス情報の提供を、多様な言語、多様なチャンネルで発信し、充実を図っていくことが課題となっています。

また、新たな幅広いグローバルな視野をもって交流できる人材育成のため、積極的な国際交流の推進に努める必要があります。

■ 外国人住民数の推移

各年4月1日現在	
	外国人登録者数(人)
平成20年	649
平成21年	627
平成22年	571
平成23年	565
平成24年	530
平成25年	527
平成26年	516
平成27年	530
平成28年	555

資料：市民課

■ 国籍別外国人住民の割合

各年4月1日現在		
	平成23年	平成28年
中国	64%	42%
ブラジル	12%	8%
フィリピン	5%	4%
韓国・朝鮮	5%	4%
ベトナム	5%	14%
ペルー	2%	3%
ネパール	2%	3%
パキスタン	1%	6%
カンボジア	0%	8%
その他	4%	8%

資料：市民課

■ 基本方針

市民が幅広く、グローバルな視野をもてるよう、国内外都市や交流団体との連携等により、異文化の理解・経験や多様な国際交流を推進します。

■ 施策の方向

1. 地域間交流の充実

姉妹都市である鹿児島県霧島市、友好都市である山形県酒田市との地域間交流について、市民の関心と参加を高める情報発信に努め、交流活動を通じて、相互の文化や歴史、習慣等を学び、友情や理解を深め、両市の友好、親善を推進します。特に若い世代に対し、交流活動への参加の環境づくりを整備し、幅広い視野を持つ人材の育成に努めます。

2. 多文化共生の推進

市民の国際感覚の醸成や国際交流への気運を高めるため、中学生、高校生の海外研修を支援し、自主的な国際交流を奨励・推進するとともに、中高生を市との関わりの深いオランダへ派遣し、現地中高生との交歓・交流を通じ、国際的視野を広め、多文化社会を支える人材づくりに努めます。

また、外国人住民に対して、外国語による生活情報の提供や生活相談の充実など、地域においても孤立しない多文化共生社会を目指します。

成果指標	現状値	目標値 (H33)
霧島市生徒交流事業 参加率(応募者数/定員)	100%(H26)	100.0%
酒田市児童交流事業 参加率(応募者数/定員)	79.0%(H26)	85.0%

政策イメージの写真

自然と調和のとれた

賑わいと活力のある まちづくり

【産業・雇用】

基本目標 4

4-1 農林漁業の振興

■ 現況と課題

本市は濃尾平野の穀倉地帯の一角に位置し、水稻を中心に小麦や大豆等の穀物類を基幹に、トマト・きゅうり・イチゴ・メロン・なす等の施設園芸、肥育・酪農、養鶏等の畜産、南濃地区の丘陵地では、みかん、柿の果樹栽培が行われています。

集落営農組織の組織数や規模は県下有数で、農業経営の効率化が推進されていますが、農業従事者の減少と高齢化が急速に進展し、担い手不足が深刻となっており、安定した農業所得の確保と集約的・効率的に農業経営できる人材と仕組みづくりが必要です。

鳥獣被害による農作物被害の増大や遊休農地および耕作放棄地が増加するとともに、農業用施設の老朽化に伴う維持管理費の増大、違法な農地転用の防止により、優良農地等の農地の確保が課題であり、営農環境だけでなく生活環境の悪化も懸念されます。

また、消費者ニーズの多様化や TPP※等の多国間経済連携協定の締結により、産地間競争が拡大していくことが予測されることから、経営体質の強化を図り、農産物の高品質・高付加価値化やブランド化を進め、地域の特色を活かした 6 次産業の展開を推進していくことが重要です。

林業については、長引く国産木材価格の低迷等から、林業経営活動は著しく低下しており、保育、間伐等の森林管理が充分に行われにくい状態にあります。長期的な視点で林業振興をいかに図るかを検討することが課題であり、市では、森林の保全や水源のかん養、生態系の保全など、森林の持つ機能を高める適正な森林管理に努めています。

また、本市は木曾川・長良川・揖斐川の三大一級河川の流域に位置し、魚類やシジミ採りなどの河川漁業が行われてきましたが、近年、異常気象や生息環境の変化等により、漁獲量が減ってきています。漁業者の高齢化と後継者不足の問題も抱えている中で、漁業を展開していくためには漁業者の育成を図る等の対策が必要です。

農林漁業には、食料生産という役割とともに、農地、山林、河川の自然環境保全や景観形成を担っている側面があります。今後も、農林漁業の生産環境を活かした、市民や来訪者の憩いの場の整備や、グリーン・ツーリズムや体験型観光、レクリエーション等への活用、特産品の開発等を、観光部門と連携して、農林水産業の振興を図っていくことが課題となっています。

※TPP:(Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement) 環太平洋戦略的経済連携協定

■ 農業の状況

農家世帯数

単位：戸

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総農家数		3,291	2,754	2,069	1,732
販売農家数	第1種兼業農家数	228	202	136	87
	第2種兼業農家数	2,404	1,582	738	449
	専業農家数	267	219	174	184
自給的農家数		392	751	1,021	1,012

資料：農林業センサス

第1種兼業農家：主な所得を農業から得ている農家

第2種兼業農家：農業所得ではなく兼業している職から主な所得を得ている農家

自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売額が50万円未満の農家

■ 基本方針

新たな担い手を育成・確保し、生産基盤の充実および経営体制の強化を促進するとともに、6次産業化やブランド化を推進します。

■ 施策の方向

1. 農業生産基盤の整備

農道の延長整備や舗装等による改良、農道や農業用排水路、農業用揚排水機等の維持管理を推進し、農業の生産効率を高める農業生産基盤の整備を充実します。また、農業の持続的な発展の基盤となる農地、水、農村環境の保全向上への活動を支援し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図ります。

農地については、農業振興地域整備計画を定期的に見直すとともに農地法の適正かつ厳格な運用の徹底を図り、無秩序な農地転用の抑制に努めて、優良農地の保全を図ります。また、遊休農地の復旧および活用に努め、特に南濃の中山間地域における耕作放棄地の発生防止を強化します。

2. 農産物の生産性向上と高付加価値化

生産拡大を目指す水田営農における農業用機械や施設導入への支援や、水稻、小麦、大豆の2年3作体系の確立および大型機械の導入への支援等により、生産性の高い農業の実現を目指します。また、施設園芸や路地野菜、果樹等の都市近郊型の農業生産を推進し、特産品となる農産物の選定と生産体制の確立を支援します。

減農薬・減化学肥料の「ぎふクリーン農業[※]」の普及による安全で安心な農産物の生産促進や、大学やJA等と連携した農産物加工や6次産業化による新たな特産品の開発等に努めることにより、市内で生産される農産物のブランド化を推進し、高付加価値化に努めます。

※ぎふクリーン農業：有機物等を有効に活用した土づくり並びに環境への負荷の大きい化学肥料、化学合成農薬等の効率的な使用と節減を基本とし、生産性と調和できる幅広く実践可能な環境にやさしい農業

3. 流通システムの充実

国や県との連携を深め、各種補助制度を活用し、2つの「道の駅」の常設販売所の充実や、学校給食での地産地消の推進等により、安心して安全な農産物を求める市民のニーズに応え、地場流通システムの充実を図るとともに、契約農家やネット販売等の新たな販路の拡大に努め、高品質な農産物の消費拡大を支援します。

また、野菜の生産・流通体制の強化に必要な共同利用施設の整備への支援を図る等、産地間競争力の強化に努めます。

4. 農業生産者（担い手）の育成

生産者の高齢化や後継者不足を解消するため、新規就農者に対し、初期設備への支援や給付金等の経済的支援を図るとともに、平成 26 年度に開設された岐阜県就農支援センターの冬春トマト研修生を始め、市内への就農希望者に対して、就農相談から就農・経営定着の段階まで、きめ細やかに支援する体制を整備します。

また、農業経営の法人化等、若者にも魅力ある新たな農業経営形態を推進するとともに、関係機関と連携し、研修機会等の充実を図り、後継者の育成・確保に努めます。

5. 農業経営の安定化

農地の流動化[※]を図り、中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を加速的に推進して、耕作規模の拡大と農業生産の効率化を促進します。

また、経営規模が零細で後継者が不足している地域では、農業生産活動や農用地の維持を図るため、県や農業協同組合等関係機関と連携し、集落営農の組織化へ向けた取り組みを支援します。より高度な経営展開を目指す集落営農組織等については、法人化や農地集積を促進するとともに、経営の複合化・多角化に向けた取り組みを支援し、農業機械の導入や施設の整備の支援を通じて、経営の安定化を図ります。

農業生産者全体に対しては、経営所得安定対策事業の有効活用を図り、所得の安定を図ります。

[※]農地の流動化：貸借（所有権の移動）、売買（所有権の移動）による農地の権利移動のこと。経営規模を拡大したい農家や生産組織に対し、効率的な生産ができるように農用地を集めたり、相互に補完しあうこと。

6. 有害鳥獣対策の強化

有害鳥獣による農作物被害に対し、防護施設の設置や個体数抑制のための捕獲活動への支援を図り、被害の軽減に努めるとともに、繁殖性の高いヌートリア等の特定外来生物の捕獲や駆除活動を市民とともに進めます。病虫害防除については、植物防疫協会の活動を支援し、水田営農に影響を及ぼす病虫害の防除および抑制効果のある土づくりを目指します。

7. 林業の振興

除伐・保育間伐等の森林管理作業の効率化や森林空間の総合的な利用に対応できるよう、林道の計画的な維持管理を推進し、機能の低下した森林に対し、計画的な間伐・枝打等による適正な管理を図り、土地の保全や水源の涵養、生態系の保全等、森林の多面的な機能の維持に努めます。

また、市民の憩いの場の確保として「月見の森」の維持管理を図るとともに、緑の募金や、みどりの少年団育成等市民の自主的な緑化推進活動の推進を図ります。

8. 水産業の振興

将来にわたって安定した漁獲を維持し、伝統的な川魚の食文化を継承するため、漁業協同組合による川魚の放流や外来魚の駆除等の、河川における魚類等の保護増殖活動を支援します。また、関係機関と連携し、河川環境の保全・再生に努めます。

個別計画 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 / 海津市農業再生協議会水田フル活用ビジョン / 海津市鳥獣被害防止計画 / 海津市特定外来生物防除計画 / 海津市田園環境整備マスタープラン / 海津市森林整備計画 / 海津市農業振興地域整備計画

成果指標	現状値	目標値 (H33)
6次産業化商品開発数	1点(H27)	3点
新規就農者数	5人(H27)	29人
農用地の利用集積率	71.6%(H26)	90.0% (H35)
認定農業者数	113人(H27)	115人
年間の間伐面積	11ha(H27)	17ha

4-2 商業の振興

■ 現況と課題

本市における小売業は、平成 26 年度現在、事業所数は 317 カ所で、従業員数 1,459 人、年間販売額約 230 億円となっており、店舗数、売上額ともに減少傾向にあります。消費者ニーズの多様化や自動車交通の利便性が整っていることから、購買者が周辺都市の郊外型大型店舗等へ著しく流出しており、市内の商店街は大きな影響を受けています。従来からの地元商店では、店舗の老朽化、経営者の高齢化、後継者不足により廃業が増えており、商店街としての活気や魅力の低下を招いています。

しかし、一店舗当たりの年間販売額をみると、近年は増加傾向にあり、市内の店舗数が減少して限られた身近な店舗で、食料品や日用品等の購入がなされていると推測されます。

一方、卸売業に関しては、平成 26 年度現在、事業所数は 40 カ所で、従業員数 324 人、年間販売額約 441 億円となっており、事業所数、従業員数は減少傾向にありますが、年間販売額は直近 5 年に著しい増加がみられます。

商業の振興は、市民の身近な消費環境の確保や雇用の創出を図るとともに、地域の賑わいの場、日常の交流・ふれあいの場を形成することであり、地域経済の活性化を図る上で重要な課題です。また、千代保稲荷神社の門前町や道の駅等、観光客を対象とした商業環境の向上に、取り組んでいく必要があります。

今後、高齢者や自動車を持たない人の買い物の場、市民の日常消費生活のニーズに合った利便性の高い商業施設の立地を促進するとともに、各地域と調和した商業地の創出を目指していくことが課題となっています。

■ 商業の状況

卸 売 業

	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年	平成26年
事業所数	54	48	52	52	40
従業員数（人）	406	338	379	377	324
年間販売額（百万円）	12,049	11,334	19,011	12,526	44,117

小 売 業

	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年	平成26年
事業所数	535	505	486	421	317
従業員数（人）	2,301	2,214	2,221	2,023	1,459
年間販売額（百万円）	32,870	30,025	28,792	29,878	23,003

合 計

	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年	平成26年
事業所数	589	553	538	473	357
従業員数（人）	2,707	2,552	2,600	2,400	1,783
年間販売額（百万円）	44,919	41,359	47,803	42,404	67,120

資料：商業統計調査

■ 基本方針

活気ある商店街・商業地づくりを目指し、商工団体と連携しながら後継者の育成、経営環境の改善等を図り、地域に根差した商業の振興を推進します。

■ 施策の方向

1. 魅力的な商業地の創出

商店街の周辺や、自動車によるアクセスの利便性が高い幹線道路沿道に、広域的な集客が期待できる専門性の高い飲食店等の商業施設を、地域の商店との共存共栄に配慮しながら誘導し、魅力ある商業地の創出に努めます。また、千代保稲荷神社門前町や道の駅等では、観光商業地としての魅力向上を目指します。

2. 地域の商店街・地元店舗の活性化

商店や商工会と連携を図りながら、夏祭りや、産業感謝祭等の魅力あるイベントの開催、プレミアム付き商品券の発行を支援し、商店街の活性化に努めるとともに、日常消費生活のニーズに合った店舗の誘導や地域の特徴を活かした商店街の環境整備、空き店舗対策、商店街の経営改善への取り組み等を推進し、地域商店街の充実を図ります。

3. 商業経営への支援の充実

商工会等の関係機関と連携して、経営相談や経営診断の充実、研修会の開催等を推進し、後継者の育成や経営者の意識改革、情報提供を図ります。また、商工会の運営支援とともに、商工会を通じた中小経営者への低利子融資を支援し、経営基盤の強化を促進します。

成果指標	現状値	目標値 (H33)
年間商品販売額	671億円(H26)	700億円
小売業事業所数	317店舗(H26)	320店舗
商工会加入店舗数	215店舗 (H26)	250店舗

4-3 工業の振興

■ 現況と課題

工業統計調査によると、平成 26 年現在、本市の製造業事業者数は 175 力所(従業員 4 人以上の事業所対象)、従業員数 3,876 人、製造品出荷額約 875 億円となっています。一事業所当たりの平均従業員数は約 22 人で、小規模な事業所が多い状況です。

本市では、長年、プラスチック製品製造業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業を中心に、様々な製造業が営まれてきました。製造業における国際競争の激化や生産拠点の海外移転等、小規模な事業所にとって厳しい状態が継続しており、近年、本市の工業事業所数の推移は、ほぼ横ばいの状況を維持していますが、独自の技術力向上や、情報化への対応等の技術革新、経営基盤の強化が必要とされています。

工業の振興は、人口定住に結びつく地元の雇用力を高めるとともに、法人税収入等の増収を通して地域経済を豊かにする上で重要な課題です。

今後も、あらゆる機会やつながりを利用して、企業の積極的な誘致を図るとともに、より一層の企業受け入れ態勢の整備を進めていく必要があります。本市では、市独自の企業立地促進の制度として、工場等設置奨励金・雇用促進奨励金の交付や固定資産税免除などの優遇措置を用意しています。

また、東海環状自動車道西回り、およびインターチェンジの供用開始による立地条件の有利性を活かした、誘致企業受け入れのための基盤整備を検討し、周辺の自然環境、居住環境と共存する形で具体化していくことが求められます。

■ 工業の状況

	事業所数		従業者数(人)		製造品出荷額等(万円)	
	平成21年	平成26年	平成21年	平成26年	平成21年	平成26年
食料品製造業	10	10	202	290	181,694	773,111
飲料・たばこ・飼料製造業	1	2	21	49	×	×
繊維工業	18	17	450	389	617,368	603,220
木材・木製品製造業(家具を除く)	6	4	104	47	143,750	106,932
家具・装備品製造業	9	10	231	235	316,022	363,110
パルプ・紙・紙加工品製造業	5	5	72	82	63,501	243,398
印刷・同関連業	3	2	41	37	46,547	×
化学工業	1	1	8	18	×	×
プラスチック製品製造業	26	28	573	797	1,316,701	1,366,504
ゴム製品製造業	-	1	-	29	-	×
なめし革・同製品・毛皮製造業	1	-	7	-	×	-
窯業・土石製品製造業	14	12	408	398	847,331	899,032
鉄鋼業	5	7	81	87	313,919	247,649
非鉄金属製造業	4	1	32	4	26,646	×
金属製品製造業	21	24	320	429	1,024,904	2,149,303
一般機械器具製造業	(以下、一般機械器具製造業の細分類)					
はん用機械器具製造業	6	2	238	27	305,546	×
生産用機械器具製造業	10	13	142	266	236,764	392,673
業務用機械器具製造業	2	-	66	-	×	-
電気機械器具製造業	10	3	190	49	308,062	59,726
電子部品・デバイス製造業	2	9	14	111	×	120,857
輸送用機械器具製造業	21	20	426	494	660,327	893,410
その他の製造業	5	4	43	38	59,188	59,168
総数	180	175	3,669	3876	8,287,797	8,749,628

資料：工業統計調査

■ 基本方針

東海環状自動車道をはじめとする広域交通体系の整備状況に注視しつつ、企業誘致に向けた体制を強化するとともに、既存企業の経営の合理化・近代化と体質強化を推進します。

■ 施策の方向

1. 既存工業の育成支援

商工会等の関係機関と連携し、既存工業企業への経営相談や経営診断の充実、研修会の開催を図るとともに、中小企業者に対する低利子融資への支援や、各種資金融資等の情報提供と手続きの支援に努め、技術力の向上や企業経営の合理化・近代化、経営の安定化を支援します。また、既存企業との意見交換会の開催を図り、情報交換および連携の推進により、産業の振興に努めます。

2. 企業誘致の推進

東海環状自動車道西回りおよびインターチェンジの開通・開設により向上する本市の広域交通の利便性を活かし、周辺の集落環境と調和した工業団地等の基盤整備の推進や、優良企業の誘致を目指した市独自の工場新設・増設に対する奨励金制度の活用を図り、環境と共生する産業の立地を促進します。

成果指標	現状値	目標値 (H33)
製造品出荷額	875億円(H26)	900億円
事業所数	175社(H26)	180社
市内進出企業数	0社(H26)	2社

4-4 観光の振興

■ 現況と課題

岐阜県観光入込客総計調査によると、本市の観光客数は、平成 26 年現在、年間約 488 万人です。その内訳は、千代保稲荷神社(約 176 万人)、千本松原・国営木曾三川公園(約 155 万人)が多く、この 2 カ所ですべて本市観光客の 7 割弱を占めています。この他、道の駅や温泉施設等の観光資源を有し、また、チューリップ祭り等のイベントも開催されています。

西濃圏域においては、観光客一人当たりの消費額は、日帰り 2,365 円、宿泊 20,528 円であり、いずれも県平均値より低い値に留まっています。一方、観光手段としては、約 9 割が自家用車利用であり、他圏域と比較してもその割合が多く、名古屋市から 30km の至近距離にあることから、自動車利用による日帰り型観光が中心となってきました。

経済波及効果を拡大するためには、千本松原・国営木曾三川公園、千代保稲荷神社、月見の森を中心とする、地域ごとに特色ある観光拠点のネットワーク化により、周遊型の観光を推進し、市内への滞在時間の延長や、本市ならではの魅力的なサービスや物産品の提供を目指すことが重要です。

また、本市には、高須城跡、輪中堤、砂防ダムなどの歴史文化資源、養老山地、木曾三川の雄大な自然資源、今尾左義長等の伝統的行祭事、桜・彼岸花などの四季折々の景観等があり、観光地としての一層の魅力アップのため、これらの観光資源を効果的に活用、PR していくとともに、豊かな自然や、地域の歴史・文化、産業を活かしたグリーン・ツーリズム、体験型・参加型の観光等新たな観光資源の掘り起こしや整備が必要です。

経済波及効果を考慮すると、宿泊型観光の充実が望まれますが、市内には宿泊施設が少なく、宿泊を近隣市町に依存している状態であり、市内の宿泊施設の充実が課題です。

また、本市に東海環状自動車道西回りのインターチェンジが開設されることや、新幹線岐阜羽島駅が近いことから、近隣市町との一層の連携を検討し、より広域からの集客を図ることが課題であり、外国人旅行者の受け入れ体制の整備を検討することも課題となっています。

■ 観光地点別入込客数

単位：人

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
千本松原・木曾三川公園	1,666,532	1,507,131	1,301,274	1,447,390	1,547,190
海津市歴史民俗資料館	20,905	15,965	12,392	14,799	11,936
海津温泉	499,446	467,385	420,972	399,803	375,589
千代保稲荷神社	2,024,040	1,978,035	1,944,482	1,893,819	1,755,008
クレール平田	614,855	604,224	589,734	576,213	534,517
水晶の湯	160,655	155,045	121,794	136,637	139,354
月見の里南濃	552,128	519,824	519,586	531,496	513,536
計	5,538,561	5,247,609	4,910,234	5,000,157	4,877,130

資料：岐阜県観光課「岐阜県観光入込客統計調査」

■ 基本方針

祭りやイベント、観光施設等、恵まれた自然環境、観光資源にさらなる磨きをかけるとともに、周辺施設・周辺市町との連携や効果的な情報発信を推進します。

■ 施策の方向

1. 観光資源の充実と魅力向上

既存の観光施設の創意工夫ある充実を図り魅力を高めるとともに、地域の歴史・文化や豊かな自然、伝統行事を活用した魅力ある観光資源の発掘や整備、地場の素材を使用した郷土料理や工芸品、特産品の開発を推進し、ブランド化を図ります。また、地域ごとの観光拠点をレンタサイクルの活用や公共交通機関との便利な接続等によりネットワーク化し、テーマに沿った周遊型観光の充実や滞在時間の延長を促進するとともに、新たな観光コースを構築し、本市観光の魅力向上を図ります。

2. 新しい旅のカタチの提供

観光農園やカヌー教室等の体験型・参加型の観光を充実させるとともに、大江川の舟による移動を体験し、水との闘いの歴史を学び体感する舟運観光の推進や、豊かな自然環境や農林漁業の生産環境を活かし、農業体験等の農村生活や交流を楽しむグリーン・ツーリズム等新しい旅のカタチの充実と開発を図り、地域が主体となり、地域の生活を観光資源として、地域の良さをアピールする着地型観光※の推進を目指します。

※着地型観光：観光客の受け入れ先が地元ならではのプログラムを企画し、参加者が現地集合、現地解散する新しい観光の形態

3. 観光の推進体制の充実

木曾三川を活かしたスポーツイベントの開催や東京五輪事前キャンプ誘致等を関係機関と連携して支援するとともに、チューリップ祭をはじめとした四季折々のイベントの開催等、季節性や場所性を活かしたイベントの企画、開催に努めます。また、観光ガイド・パンフレットの作成、イベントでの広報や地元メディアと連携したPR活動、特産品の販売促進等、観光協会等と連携した情報発信や、観光情報センター、市ホームページによる観光情報の提供の強化により、集客力の向上と海津ブランドの構築を図ります。広域観光の取り組みとして、近隣市町とイベント情報の交換や相互PR活動を推進するとともに、ホテルの誘致等宿泊型観光の充実を、外国人旅行者の受け入れという視点も含めて促進します。

個別計画 海津市観光推進計画

成果指標	現状値	目標値 (H33)
年間観光入り込み客	488万人(H26)	530万人

4-5 働きやすい職場づくりの促進

■ 現況と課題

市民が魅力を感じて就職し、生きがいをもって生活できる職場環境を実現することは、就職を機に他市町へ若年人口が流出することの抑制や、新たな労働人口の本市への流入を促進することであり、人口減少に歯止めをかける一つの方法です。

近年の非正規雇用者の増大や定職に就かない人の増加など、労働者を取り巻く環境の変化の中で、安定した就労の確保、労働条件の改善や労働災害の防止、福利厚生の実施等、市民の労働環境の向上は重要な課題です。本市では、就労時期の若年人口の流出が多いことから、流出の抑制と新たな労働人口の流入を促進するため、就労の場の充実を図る必要があります。

安心して働ける職場環境の実現を企業へ働きかける等、市においても労働環境の整備の促進に対し、側面支援を進めています。また、市内企業を紹介する冊子「海津市職場ガイド」の作成や、ハローワークと連携しつつ独自で職業相談・紹介を行う等、若者や女性の雇用促進や高齢者の就業支援を進めており、今後も、働きやすい職場環境の整備と、これらの職場への市民の就業を支援していくことが必要です。

特に近年は、経験と知識があるにもかかわらず、結婚、出産、育児、介護等の様々な事情で退職した女性の再就職が社会的課題となっています。本市においても、女性の常用雇用の促進や、職場環境改善など、女性にも働きやすい職場づくりを推進しています。

また、近年、全国的な傾向として、ICT※産業分野やインターネットを活用した商業・サービス業、空き店舗等でのコミュニティビジネスの展開等の起業がみられ、本市でも若者や女性、退職した高齢者等による、自宅や地域での起業が期待されます。

本市では、近隣市町と共同で、市民の起業を支援する体制を整備し、起業のノウハウの提供や資金調達等の支援を関係機関と連携しながら提供をしており、働きやすい職場を自ら創出する機運を、今後も支援していくことが課題となっています。

※ICT:情報(information)や通信(communication)に関する技術(Technology)

■ 基本方針

地域内での雇用確保のため、既存企業の経営強化、企業の誘致、起業の支援を推進します。また、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現や地域における雇用機会の創出を推進します。

■ 施策の方向

1. 就労支援の充実

市内企業を紹介する職場ガイドの作成により、企業の雇用の新たなチャレンジや雇用確保の支援を図るとともに、新たに進出する企業等へ市民の雇用の促進を図る雇用奨励金等の支援により、就労の場の確保・拡大に努めます。若者の移住・定住促進等のためにも支援が求められる、求職者への支援においては、無料職業紹介所を通じて就労支援の充実を図るとともに、ハローワークと連携した職業相談や雇用情報の提供を強化します。

また、魅力ある職場の創出を図るため、コミュニティビジネス等の地域をターゲットにした市民による自発的な起業へ、特定創業支援事業[※]等を通して、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識の習得や利子補給等の支援を図ります。

[※]特定創業支援事業：市区町村又は創業支援事業者が創業希望者等に行う、継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が全て身につく事業

2. 労働環境の改善

労働基準監督署等の関係機関と連携し、労働条件の改善や労働災害の防止、福利厚生の実施等の労働環境の改善について、企業への積極的な働きかけを図ります。

また、女性にとっても働きやすい職場づくりに努めるとともに、育児休暇や子育てに関する休暇制度の普及と休暇取得の促進を図る等、子育てと就業を両立させるための環境整備を推進し、子育てをしている就労者の支援に努めます。

3. 勤労者福祉の向上

市内に居住する勤労者が、安定した生活を送ることができることを目的とした融資制度の広報、周知を図り、また、預託金の充実により融資制度を支援します。

4. 小規模事業者の支援

市内の小規模事業者の発展を通じた地域の賑わい創出のため、小規模事業者に対して、計画的な事業経営を実践するためのサポートによる個社支援の充実、ホームページ開設等の販売促進アドバイスによる販路開拓支援の充実、ITを活用した経営の効率化の推進、新規ニーズの創出から新規創業につなげるきっかけとしてのビジネスマッチング事業の実施等を支援します。

また、市と商工会が共通の指針を掲げ、中長期かつ計画的な小規模企業振興施策を実現するため、小規模企業振興基本条例の制定を検討します。

政策イメージの写真

協働による 自主的・自立的な まちづくり
【協働・行財政】

基本目標 5

5-1 市民参画・協働自治の推進

■ 現況と課題

本市では、市民と市が協働して執り行う自治の実現を目指す、自治基本条例の制定に向けて、検討委員会を開催し検討しています。市民の権利や市の責務を明らかにするとともに、協働自治の基本的、普遍的なルールが明記され、協働による市政運営の継続性を確保していきます。

これまでの地域の自治活動は、主に自治会、区、自治連合会が中心となり、行政と連携して担ってきました。平成27年の自治会加入率は87.2%となっています。しかし、人口減少や高齢化社会の進展により担い手が不足し、自治会によっては、地域の課題に対応ができなくなる事態に直面するなど、連帯意識が低下している状況がみられます。

一方、市民ニーズ、生活課題は、多様化・複雑化しており、そのすべてに対応したサービスを行政だけで提供することは不可能になってきているため、市民と市(行政)との協働を基本とする自治の形成を推進していく必要があります。自治会をはじめボランティア団体、市民団体、NPO等の多様な担い手の参画による市民活動の活発化や、新しい活動の育成・支援に努め、市との協働を図りながら地域における協働自治を推進していくことが求められます。

協働自治の推進には、市政に関する情報提供を充実させ、市民の参加意欲を高めていくことが必要であり、多様なチャンネル、多様な媒体での情報共有を模索していくことが求められます。

市民参画・協働自治の一つの形として、近年、より市民ニーズに合った公共サービスの提供やより良いまちづくりを目指し、市民自らが企画し実施するまちづくり事業に、「かいづ夢づくり協働事業(市民提案型事業)」として支援し、市民が主体となったまちづくりを実施しており、成果を生んでいます。

■ 自治会加入率

	加入率 (%)
平成20年	91.1
平成21年	90.7
平成22年	90.3
平成23年	89.3
平成24年	88.3
平成25年	88.1
平成26年	87.6
平成27年	87.2

資料:市民活動推進課

■ 基本方針

市民と行政との協働によるまちづくりの推進、自治会や各種団体の地域活動の支援に努め、地域の課題に対して自ら取り組む意識の醸成、体制の強化を推進します。

■ 施策の方向

1. 情報共有と参画の推進

市報の充実や多様なメディアの活用により、市政に対する市民の関心を高め、協働自治意識の醸成に努めます。また、市民、議会、行政の対話の場の整備に努めるとともに、「かいづ夢づくり協働事業」など、市民自らが提案し積極的に参画できる、協働自治の機会の充実と、その方法に関する情報提供を推進します。

2. 人材の育成

まちづくり講座等の講座を開催し、協働自治への理解とまちづくりへの参加のきっかけづくりを図ります。特に子どもたちに対し、海津っ子議会の開催等を通して、まちへの関心やまちを愛する心の育成に努めます。

3. 活動の育成

まちづくりの積極的な取り組みを実践できるリーダーの育成や、市民団体が自ら情報発信、情報交換できる環境の充実、団体のPRや活動範囲の拡大、団体同士のネットワーク形成の促進など、協働自治活動を支援します。

4. 自治会等市民団体の支援

地域での活動拠点となる集会施設の維持管理と充実を図ります。また、自治会・区、自治連合会の活動を支援し、自治会活動の維持・強化を図ります。

成果指標	現状値	目標値 (H33)
かいづ夢づくり協働事業 採択件数	6件(H26)	7件
市内のNPO法人数	6法人(H26)	10法人
自治会加入率	87.6%(H26)	87.6%

5-2 平等な社会の推進

■ 現況と課題

人権に関する問題は、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人など多岐にわたり、近年では、インターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示等、匿名性を悪用した人権侵害という新たな問題も発生しています。人権問題の基本は、すべて人々の偏見や差別意識等に起因するもので、差別意識を解消することが、人権問題解決の根幹をなす課題です。

また、我が国では、平成 11 年に男女共同参画社会基本法が制定されましたが、依然として長い過去の歴史の中で形成された、性別による不平等な慣行や、能力、適正に対する偏見、固定的な役割分担等が残っており、女性の活躍を阻害する要因となっています。一方、少子高齢化や社会・経済情勢の不安定などが続いており、男女がともに力を合わせて新たな状況へ対応することが必要とされており、男女共同参画社会の実現が求められています。

本市では、平等な社会の実現を目指し、平成 18 年に「人権尊重の都市」を宣言し、現在は「海津市人権教育・啓発基本計画(第 2 次改定版)」に則り、人権一般の普遍的視点から人権同和教育を行うとともに、人権啓発推進大会の開催や、差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する人権相談所の開設日を設け、人権教育・啓発活動の総合的かつ効果的な推進を図っています。今後も、学校、地域、家庭、職場等における人権教育の充実と、人権についての正しい理解を普及するため、同和問題をはじめとしたあらゆる差別の解消と、広く人権思想の普及に努める取り組みを推進していくことが課題となっています。

また、平成 20 年 3 月に「海津市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画推進のための環境を整備するとともに、男女共同参画の計画に基づき、家庭や地域、学校、職場においての、啓発活動や教育の充実、男女均等な雇用機会や政策・方針決定過程への女性登用の確立、仕事と生活の調和の確立等を推進しており、その着実な進捗が課題となっています。

■ 基本方針

一人ひとりが尊重され、個性と能力を十分に発揮することができるように、学校、地域、家庭、職場等における人権・同和教育の充実、男女共同参画社会の実現に向けて、普及・啓発を推進します。

■ 施策の方向

1. 人権教育の充実

学校教育や生涯学習等のあらゆる機会を通じて、人権意識、人権感覚を身につける人権教育の充実を図り、人権についての正しい理解と人権尊重理念の浸透に努めます。

2. 人権啓発の充実

同和問題をはじめとした様々な人権問題を、市民が正しく理解し、差別意識の解消を図るための啓発活動を推進します。多様化する人権問題に対し、基本的人権の擁護に資する「海津市人権教育・啓発基本計画」を改定するとともに、人権啓発推進大会開催や街頭啓発等の活動により、人権尊重の理念の普及と高揚を図り、市民に人権問題に対する正しい認識を広めることに努めます。

3. 男女共同参画社会への意識の高揚

「第3次海津市男女共同参画プラン」に基づき、家庭や地域、学校等において、男女平等を推進する教育やセミナー等、男女共同参画に関する学習機会の充実を図り、男女がともに参画できる社会への意識を高める啓発活動を推進します。

4. 男女共同参画社会への環境整備

男女均等な雇用機会の確保と推進を図るとともに、結婚、出産で離職した女性の再就職の支援や、男女ともに育児、介護を担い、仕事と両立できる育児休暇や介護休暇等の支援体制の周知や施策推進体制の整備等、ライフスタイルに応じた多様な働き方(ワーク・ライフ・バランス)ができる環境づくりを推進し、男女が平等に個性や能力を発揮して働ける環境づくりに努めます。

個別計画 海津市男女共同参画プラン / 海津市人権教育・啓発基本計画

成果指標	現状値	目標値 (H33)
人権啓発推進講演会 参加者数	406人(H26)	410人

5-3 地域情報化・電子自治体の推進

■ 現況と課題

情報通信分野の技術革新によるパソコンやスマートフォンの普及等、市民生活の情報化が急速に進展しており、インターネットが最も身近な情報発信・受信の手段となっています。

地域情報化・電子自治体の推進は、市民の利便性向上に配慮した行政サービスの提供と、行政事務の効率化を目指す観点から、重要な課題となっています。

本市では、「入札」等の事業者向け手続き、情報公開や「図書館の図書貸出予約等」等の市民サービスのオンライン化を図り、電子自治体を推進してきました。オンラインで可能な手続きの今後の拡充については、国や県、他市町と連携して実施を検討する必要があります。

一方、証明書等の交付申請を受け付けるサービスは、インターネットや電話の媒体で実施していますが、実際の受け取りは窓口となっている等の場合があるため、今後、更なる行政手続きのオンライン化に努め、より利便性の高いサービスの実現を目指していく必要があります。

また、情報公開制度による情報公開を実施していますが、近年、請求件数は増加する傾向にあり、行政の透明性を高め、市政への理解と信頼を深めるため、引き続き実施していく必要がありますが、情報公開や行政業務、行政サービス提供等の地域情報化・電子自治体の推進においては、個人情報の保護等の情報資産の厳重な管理が課題となっています。

本市では、「海津市情報セキュリティ基本方針」を定め、取り扱う情報の管理体制を整備しています。また、国において社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されており、今後も社会情勢の変化や技術の進歩に的確に対応し、点検、見直しを随時行う等、徹底した情報セキュリティの確保が課題となっています。

■ 総務省「オンライン利用促進対象手続」 (本市が該当するもの)

No.	手続の内容	実施・未実施
1	図書館の図書貸出予約等	実施
2	文化・スポーツ施設等の利用予約	未実施
3	水道使用開始届等	未実施
4	研修・講習・各種イベント等の申込	実施
5	職員採用試験申込	未実施
6	犬の登録申請、死亡届	未実施
7	公文書の開示請求	未実施
8	地方税申告手続 (eLTAX)	未実施
9	入札参加資格審査申請等	実施
10	入札	実施
11	後援名義の申請	未実施

資料：総務課

■ 情報公開制度実施状況

	請求件数	公開件数	部分公開件数	非公開件数	不在者・存否応答拒否件数
平成20年	18	4	12	0	2
平成21年	18	10	6	0	2
平成22年	84	22	39	4	19
平成23年	53	12	32	2	7
平成24年	22	9	9	1	3
平成25年	34	13	14	2	5
平成26年	65	34	23	2	6
平成27年	115	56	31	1	27

資料：総務課

■ 基本方針

市民が利用しやすい行政サービスの実現や積極的な市民参画の実現に向けて、行政情報や地域情報の電子化を一体的に推進します。

■ 施策の方向

1. 行政サービスの電子情報化

電話やインターネットで行える証明書の発行等市民への各種行政手続きの充実を推進するとともに、マイナンバーカード(個人番号カード)が持つ高い機能を利活用し、利便性の高い行政サービスの提供体制を、高齢者等の情報弱者に配慮しながら推進します。また、庁内の情報システムの充実と維持管理に努め、行政事務の効率化・高度化を図ります。岐阜県市町村共同電子入札システムの活用による入札の効率化を図る等、今後も、国や県、他自治体の電子情報化の動向を把握し、連携を図りながら、情報通信基盤の整備を推進します。

2. 情報公開の推進

従来から市ホームページ等コンテンツの充実を図るとともに、利用者の利便性向上を図るため、急速に普及するスマートフォンに対応したホームページの再構築を進め、電子情報による情報提供環境の充実を推進します。また、条例に基づいた情報公開の実施を推進し、市民に開かれた市政の推進を図ります。情報の提供や公開においては、「海津市個人情報保護条例」に基づき、個人情報の適正な取り扱いと管理に努めます。

3. 情報セキュリティの徹底

「海津市情報セキュリティ基本方針」に基づき、様々な情報資産を保護するため、情報セキュリティの徹底、情報の漏洩防止、情報内容の破壊防止、いつでも利用できる情報システムの保持を図ります。また、情報セキュリティポリシーの普及と浸透を図る職員教育および情報セキュリティ監査の実施を図り、対策の徹底を図ります。

個別計画 情報システム部門における業務継続計画

成果指標	現状値	目標値 (H33)
市ホームページのアクセス件数	1,901,348(H27)	2,000,000
マイナンバーカード交付枚数	1,069(H27)	10,000

5-4 広域的な連携体制の確保

■ 現況と課題

市民の通勤、通学や買い物等の日常生活圏は、公共交通や自動車移動に支えられ、市域を超えて形成されており、また、移住・定住の促進、産業振興、観光振興の視点からも、広域的な交流や連携を推進することが、ますます重要になってきています。

本市は西濃圏域に属しており、圏域の2市9町を中心とする周辺市町と一部事務組合を設立し、観光・医療・福祉、し尿処理、廃棄物処理等の行政サービスを効率的に遂行しています。

また、県下の市町とは、住民票の発行など各種証明書の相互交付等の広域事業を実施しています。一方、県域を越えた連携では、本市は、愛知県と三重県に接していることから、愛知県愛西市、三重県桑名市と共通の行政課題がある場合に連携して取り組んでいます。

消防、防災においても、周辺市町と消防相互応援協定を締結し、水害や地震等の緊急時や災害時に相互に対応できる対策を講じています。また、災害に対する備えとして、防災応援協定等を関係市町および個別の関係団体、事業体、施設等と結んでいます。

広域的な交流や連携は、産業振興、観光振興の視点や、今日的テーマである移住・定住促進の視点からも重要となってきています。また、県域を超えた共通テーマ、課題による横断的な連携の推進も、ますます重要となっています。

今後も、行政の効率化や経費削減、職員の資質の向上、広域的な連携体制の充実、強化を推進していく必要があります。

市民の生活圏は広域化しており、今後も周辺市町等との広域連携体制の充実・強化を促進する必要があります。

■ 広域連合、一部事務組合等による主な広域行政一覧

名称	事業内容	構成市町村等	形態
岐阜県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療事務の処理	県内全市町村	広域連合
西南濃老人福祉施設事務組合	養護老人ホームの管理事務の共同処理	海津市・大垣市・養老町・垂井町・関ヶ原町・神戸町・輪之内町・安八町	一般事務組合
南濃衛生施設利用事務組合	一般廃棄物の処理	海津市・養老町・関ヶ原町	一般事務組合
	し尿の処理	海津市・養老町	一般事務組合
西南濃粗大廃棄物処理組合	不燃物・粗大廃棄物の処理	海津市・大垣市・養老町・垂井町・関ヶ原町・神戸町・輪之内町・安八町	一般事務組合
岐阜県市町村会館組合	福利厚生等に関する事業を行う団体等が使用する事務所の管理等	県内全市町村	一般事務組合
岐阜県市町村職員退職手当組合	常勤の一般職員に対する退職手当の支給に関する事務の共同処理	海津市・美濃市・瑞浪市・羽島市・恵那市・美濃加茂市・土岐市・各務原市・可児市・山県市・瑞穂市 外55	一般事務組合
海津市・養老郡・安八郡地域結核対策委員会	地域児童・生徒の結核対策の実施	海津市・養老町・神戸町・輪之内町・安八町・大垣市・安八町東安中学校組合	機関
大垣地区視聴覚協議会	視聴覚教育に関する講習会の開催等	海津市・大垣市・養老町・垂井町・関ヶ原町・神戸町・輪之内町・安八町・揖斐川町・大野町・池田町	協議会
西美濃創生広域連携協議会	観光プロモーション事業 定住促進PR事業 関係市町の職員研修	海津市・大垣市・養老町・垂井町・関ヶ原町・神戸町・輪之内町・安八町・揖斐川町・大野町・池田町・本巣市	任意の協議会
海津市・羽島市包括連携協定	西小菰簡易水道連結、海津市コミュニティバス乗入れ	海津市・羽島市	提携
海津市・愛西市・桑名市広域連携	共通課題に関する横断的な連携	海津市・愛西市・桑名市	提携

■防災応援協定等状況

名 称	協 定 先
災害支援協力に関する協定	国土交通省中部地方整備局
岐阜県及び市町村災害時相互応援協定	岐阜県
災害時における相互応援に関する協定	愛西市・桑名市
大規模災害時における相互援助に関する協定	鹿児島県霧島市
大規模災害時における相互応援に関する協定	愛知県犬山市・和歌山県田辺市・新宮市・茨城県高萩市
非常災害時における教育施設開放	県立海津明誠高等学校
非常災害時における教育施設等開放	県立海津特別支援学校
災害時の医療救護に関する協定	(社)海津市医師会
災害時の救護病院指定に関する協定	海津市医師会病院
災害応援協力に関する協定	(社)岐阜県公共嘱託登記士地家屋調査士協会
災害支援協力	郵便事業会社羽島支店
災害時における応急対策活動に関する協定	西濃電気工事共同組合
海津市の災害応援協力に関する協定	岐阜県西濃建設業協会海津支部 勢濃建設(株)
岐阜県水道災害相互応援協定	岐阜県
災害時における報道要請に関する協定	(株)大垣ケーブルテレビ
災害時におけるケーブルテレビ施設利用に関する協定	
平常時における情報カメラの映像使用に関する協定	
災害時における生活必需物資の供給に関する協定	(株)一号館、(株)義津屋、G & L よしだ、ふとんの富士綿業、阿波屋、国土交通省中部地方整備局、東海ペプシコーラ販売岐阜(株)、コカ・コーラセントラルジャパン(株)
災害時の情報交換に関する協定書	国土交通省中部地方整備局
災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	海津市石油商業組合
災害時における電気の保安に関する協定書	(財)中部電気保安協会
災害時における隊友会の協力に関する協定	公益社団法人隊友会 岐阜県隊友会
災害時における量の提供に関する協定	5日で5,000枚の約束。プロジェクト実行委員会
全国ポート場所在市町村協議会加盟市町村災害時応援協定	登米市、由利本荘市、大湯村、喜多方市、潮来市、戸田市、香取市、阿賀町、南砺市、美浜町、富士河口湖町、下諏訪町、川辺町、愛西市、東郷町、高浜市、大台町、豊岡市、加古川市、遠賀町、菊池市、日田市、薩摩川内市
砂防関係協力市町村災害時応援協定	蔵王町、東成瀬村、出雲崎町、下條村、大桑村、河南町、五條市、野迫村、十津川村、牟岐町、高原町
災害時におけるLPGガスの供給に関する協定	社団法人岐阜県エルピーガス協会西濃支部海津部会
災害時における緊急一時避難所としての使用に関する協定	(株)シンセイ
災害時におけるレンタル資機材の供給に関する協定	東海レンタル(株)
災害時における応急対策活動に関する協定	(一社)全日本瓦工事業連盟会員 岐阜県瓦葺組合海津支部
災害時における施設開放に関する協定	南濃衛生施設利用事務組合
災害時における飲料水の供給に関する協定	(株)ミツウロコバレッジ

資料：危機管理課

■消防応援協定状況

名 称	協 定 先
消防相互応援協定	羽島市・大垣消防組合・養老町
東海三県境地域消防相互応援協定	愛西市・桑名市
岐阜県広域消防相互応援協定	県下全市町村
西濃ブロック消防組合等特殊災害消防相互応援協定	大垣消防組合・不破消防組合・揖斐郡消防組合・養老町
木曽川流域消防相互応援協定	一宮市・犬山市・江南市・稲沢市・丹羽広域事務組合・羽島市・各務原市・羽島郡広域連合

資料：危機管理課

■ 基本方針

市民の生活圏の広域化、政策課題の広域化に対応するため、西濃圏域をはじめとする周辺市町や姉妹都市との交流など様々な地域間交流を推進します。

■ 施策の方向

1. 西濃圏域における広域行政体制の充実

市民の生活圏の拡大や、情報化社会に伴う交流圏の広域化するなかで、行政運営の効率化が求められる状況を踏まえ、今後も医療や福祉、衛生、公共交通等公共公益事業における連携による運営体制を維持し、効率的な運営や市町の機能分担の推進による広域行政の強化を図ります。

西美濃創生広域連携協議会による広域観光の推進や産業の振興、Uターン・Iターン支援等の雇用促進、移住・定住の促進等を図り、自立した定住圏の形成と、圏域市町の交流や連携の深化を目指します。また、西美濃圏域において取り組んでいる「西美濃 CCRC※構想推進事業」を推進するとともに、調査研究結果を踏まえ、本市での CCRC の可能性について検討します。

※CCRC:(Continuing Care Retirement Community)「東京圏をはじめとする高齢者が、自らの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療介護が必要な時には継続的なケアを受けることができるような地域づくり」を目指すものである。

2. 広域連携による緊急対応体制の確保

消防・防災や救急・高度医療の広域的な連携については、今後も引き続き、圏域における関係自治体や機関、団体、企業等が連携し、緊急時等への対応体制を維持していくことが求められており、本市としても広域的な連携による、災害時等の緊急対応体制の強化を図ります。

3. 周辺自治体等との連携

観光や産業・雇用、定住促進、交通網の整備、公害・災害防止、河川環境整備、森林資源保全等の各課題に応じて、圏域を超えた県内の関係市町との連携を推進するとともに、本市と隣接する愛知県、三重県および共通の課題を有する両県下の圏域市町との情報交換等の県際交流や、歴史を共有する関係市との歴史・防災・観光分野の連携を進めます。また、地方創生に資する長良川 2020 東京五輪事前キャンプの誘致活動や、ツール・ド・西美濃のイベントの開催など広域連携を推進していきます。

5-5 効率的な行財政運営の推進

■ 現況と課題

人口減少、少子高齢化の進行、地方分権の進展等、社会情勢が変化するなか、行政需要はますます多様化しています。

本市では、海津市行政改革大綱を策定し、効率的な行政運営を目指し、大綱に基づく具体的な取り組みを行ってきました。

今後の持続可能な都市経営のためには、より一層の市税等の収納率の向上や産業政策の強化等による自主財源確保の強化や、有効な補助制度や優良債の活用等に努め、長期的な財政計画を成立させるとともに、事務事業の効率化、市民参画の推進、人材育成や定員管理による人件費の削減等を進め、財政基盤の強化と行財政運営の効率化を図っていくことが重要です。

また、効率的な行財政運営を実現するためには、公共施設のあり方を見直し、効率的な管理運営が必要です。施設の使用料金については、「第3次海津市行政改革大綱」および「公の施設の受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき、市民負担の公平性を確保し、受益者負担の適正化を図ることが必要となっています。3町が合併して誕生した本市では、旧町が整備してきた公共施設を受け継いでおり、統合庁舎整備事業、中学校統合事業など、統廃合を進めてきました。

未利用市有地のうち、油島、古中島、本阿弥新田、野寺地内の4カ所を民間事業者に貸し付け自主財源の確保に努めています。

今後も、現状の公共施設の目的と効果を検証し、類似施設重複の解消や市全体からの適正配置、市民のニーズや利便性を勘案しながら、市民と話し合い、統廃合を進めていくことが重要となっています。

■ 財政状況

単位：千円

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
基準財政需要額	8,479,649	8,664,584	8,561,185	8,663,725	8,574,714	8,754,040
基準財政収入額	4,192,170	4,043,271	3,870,743	3,980,681	4,030,725	4,077,128
地方交付税	4,690,357	5,042,828	5,094,509	5,098,315	4,961,043	5,094,931
普通交付税	4,287,479	4,621,313	4,690,442	4,683,044	4,543,989	4,676,912
特別交付税	402,878	421,514	404,065	415,270	417,054	418,019
震災復興特別交付金	0	1	2	1	0	0
財政力指数	0.583	0.558	0.541	0.534	0.534	0.531

※基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税は、合併算定替の数値

資料：企画財政課

※財政力指数は、一本算定の数値

■ 普通会計決算状況

歳入決算状況 単位：千円

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
市税	4,414,887	4,331,869	4,338,552	4,350,665	4,298,051	4,277,890
地方譲与税	311,158	302,960	289,310	275,283	261,920	273,723
利子割交付金	19,621	19,243	13,004	13,454	10,306	9,842
配当割交付金	8,455	9,243	9,724	18,242	31,178	28,322
株式等譲渡所得割交付金	2,518	2,039	2,288	29,089	15,094	27,835
地方消費税交付金	328,386	328,533	326,967	324,181	398,595	670,034
自動車取得税交付金	88,500	67,786	97,777	87,011	30,744	60,031
地方特例交付金	83,498	74,843	15,353	14,046	13,803	12,578
地方交付税	4,690,357	5,042,828	5,094,509	5,098,315	4,961,043	5,094,931
交通安全対策特別交付金	8,419	8,237	8,217	7,853	6,931	7,131
分担金及び負担金	190,776	211,057	176,585	178,467	174,088	124,971
使用料	250,288	252,522	242,876	243,429	239,615	246,188
手数料	62,924	66,096	65,893	66,168	68,065	69,515
国庫支出金	1,406,151	1,374,950	1,073,526	1,140,364	1,293,985	1,638,171
県支出金	732,447	911,796	1,008,901	727,038	900,034	1,332,072
財産収入	84,500	19,226	108,624	84,081	109,686	260,859
寄附金	12,901	12,033	12,616	12,724	14,329	17,967
繰入金	16,631	0	38,558	393,759	458,275	74,818
繰越金	1,169,559	1,582,439	1,753,837	1,601,232	1,369,152	809,886
諸収入	649,578	542,446	594,107	543,219	511,850	500,566
市債	1,389,500	1,418,100	1,817,700	2,571,200	2,266,900	1,384,600
合計	15,921,054	16,578,246	17,088,924	17,779,820	17,433,644	16,921,930

歳出決算状況（目的別） 単位：千円

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
議会費	138,860	183,936	152,982	142,958	139,046	146,694
総務費	2,045,134	1,784,834	2,396,265	3,052,576	2,633,515	1,866,947
民生費	4,278,827	4,426,274	4,471,942	4,274,636	4,566,990	4,808,464
衛生費	1,189,449	1,189,639	1,211,099	1,262,458	1,336,927	1,331,860
労働費	32,059	58,498	22,133	34,407	99,612	33,855
農林水産業費	686,464	654,839	675,507	768,530	809,056	1,134,353
商工費	135,998	168,935	160,599	164,679	583,674	259,093
土木費	1,863,471	1,652,559	1,656,439	1,748,159	1,765,906	1,999,408
消防費	722,373	705,018	675,439	908,553	792,041	635,557
教育費	2,033,903	2,534,730	2,373,009	1,962,718	2,561,749	2,461,396
災害復旧費	0	0	0	35,134	0	0
公債費	1,212,077	1,316,339	1,677,506	1,539,699	1,335,242	1,329,820
諸支出金	0	148,808	14,772	516,161	0	0
合計	14,338,615	14,824,409	15,487,692	16,410,668	16,623,758	16,007,447

※端数処理により構成比「歳入合計」は内訳と一致しない場合がある。
資料：企画財政課

■職員数推移と第3次海津市定員適正化計画の目標

	各年度4月1日現在						単位：人
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	目標 (29年度)
一般行政	261	258	249	245	250	240	-
教育	76	71	66	58	58	58	-
消防	70	66	65	64	63	63	-
公営企業等	115	114	114	115	111	111	-
合計	522	509	494	482	482	472	468

資料：秘書広報課

■主な税収状況

		単位：円、%								
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
市民税	調定額	2,451,257,206	2,444,573,394	2,139,112,417	2,013,701,337	2,152,844,365	2,108,751,683	2,024,400,745	2,025,988,817	
	収入額	2,311,278,806	2,315,196,045	2,020,134,324	1,913,827,139	2,058,589,089	2,016,664,706	1,935,314,429	1,944,552,735	
	不納欠損額	7,326,967	6,637,958	5,044,557	6,714,431	6,012,946	5,825,503	4,182,344	2,843,902	
	未収額	132,651,433	122,739,391	113,933,536	93,159,767	88,242,330	86,261,474	84,903,972	78,592,180	
	収納率	94.6	95.0	94.7	95.4	95.9	95.9	95.8	96.1	
固定資産税	調定額	2,496,666,947	2,430,439,137	2,427,439,312	2,417,727,843	2,275,587,960	2,280,146,476	2,308,174,190	2,254,013,685	
	収入額	2,177,305,052	2,122,263,125	2,118,782,685	2,127,059,573	2,002,206,532	2,039,897,808	2,072,742,013	2,046,232,979	
	不納欠損額	14,339,458	17,291,300	27,217,584	20,668,210	35,760,252	11,969,978	26,750,692	6,727,210	
	未収額	305,022,437	290,884,712	281,439,043	270,000,060	237,621,176	228,278,690	208,681,485	201,053,496	
	収納率	87.7	87.9	88.3	88.7	89.4	89.9	90.9	91.1	
軽自動車税	調定額	81,286,332	83,595,680	84,990,397	86,005,612	86,971,812	87,685,181	89,035,237	90,534,506	
	収入額	74,349,152	76,781,283	78,309,185	79,358,200	80,366,031	81,486,444	82,628,331	84,170,339	
	不納欠損額	458,000	583,000	444,000	539,700	783,100	461,900	444,400	463,700	
	未収額	6,479,180	6,231,397	6,237,212	6,107,712	5,822,681	5,736,837	5,962,506	5,900,467	
	収納率	92.0	92.5	92.6	92.9	93.2	93.4	93.3	93.4	
国民健康保険税	調定額	1,291,267,821	1,285,919,576	1,328,254,965	1,320,001,537	1,326,544,369	1,376,296,784	1,337,657,027	1,358,249,612	
	収入額	1,000,444,674	1,004,084,690	1,061,334,228	1,058,297,368	1,074,015,673	1,124,583,171	1,095,079,613	1,110,412,466	
	不納欠損額	11,078,293	14,744,821	9,940,300	15,156,000	19,333,712	13,352,586	8,303,504	10,398,713	
	未収額	279,744,854	267,090,065	256,980,437	246,548,169	233,194,984	238,361,027	234,273,910	237,438,433	
	収納率	78.1	79.0	80.5	81.1	82.2	82.5	82.4	82.4	

資料：税務課

■ 基本方針

行財政運営の効率化に向け、研修等による職員の能力・資質の向上、行政内部の連携強化を推進します。また、公共施設等は利用状況、市民意向および財政状況等を勘案して統廃合等を推進します。

■ 施策の方向

1. 行政サービスの最適化

公共性、有効性、効率性の観点から、行政評価システム等を参考に、事務事業の廃止・縮小や統合等の見直しを継続的に図り、より効率的・効果的な事務事業の実施を推進します。公共施設等については公共施設等管理計画に基づき、長期的な視点から施設の適正配置、既存施設の有効活用による効率的な行政経営、予防保全の推進、民間活力の導入、指定管理者制度[※]の活用を推進し、維持管理の効率化とサービスの最適化を図ります。また、協働のまちづくりの推進を図り、市民と行政が各々の役割を果たしながら、多様化、高度化する市民ニーズに対応できる行政サービスの継続的な運営を図ります。

※指定管理者制度：住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくこと

2. 財政基盤の強化

安定的な歳入の確保を目指し、市税、各種使用料の収納率の向上に努めるとともに、応能応益の原則[※]に基づく市民負担の見直し、市未利用資産の活用を検討を図る等、自主財源の確保に努めます。また、ふるさと納税の周知に努め、応援寄付金の拡充を図ります。

歳出については、より一層の事務事業の効果的・効率的な行政資源の最適化を図り、団体運営補助金や施設利用における使用料等の受益者負担の見直し、公営企業会計の健全化等、事業費や補助金、繰出金の抑制に努め、財政基盤の強化に努めます。

※応能応益の原則：経済的能力や行政サービスの受益の大きさに応じて税負担をすべきであるとする考え方

3. 職員の人材育成と適正な人事管理

高度化・多様化する行政課題に的確に対応できる人材の育成を、職員研修や職員派遣による他自治体との情報交流等により推進し、人事管理の徹底した人事評価により職員の能力向上に努めます。また、民間委託の推進、早期退職希望職員の募集制度等により、定員の適正化と人件費の削減を目指すとともに、給与水準については引き続き適正化を図り、効率的な事務時間外勤務の縮減に努めていきます。また、メンタルヘルスなど職員の健康管理に努めます。

4. 公共用地の活用

公共施設の統廃合に伴う跡地等や未活用となっている公共用地の有効活用を、秩序ある土地利用や市民生活の向上の観点から、推進していくことに努めます。

個別計画 海津市行政改革大綱 / 海津市集中改革プラン / 海津市公共施設等総合管理計画 / 海津市創生総合戦略 / 中期財政計画

成果指標	現状値	目標値 (H33)
職員研修 受講者数	1,103人(H26)	1,500人
経常収支比率	94.0%(H26)	89.0%以下
実質公債費率	11.3%(H26)	10.0%以下
市税の収納率	90.84%(H27)	92.00%

